

平成26年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

平成26年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月25日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第58号～議案第65号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第76号～議案第83号一括上程	21
提案理由説明	21
議案第76号及び議案第77号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	25
議案第78号～議案第80号（質疑，委員会付託省略，表決）	26
議案第81号～議案第83号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	27
議案第84号～議案第103号一括上程	29
提案理由説明	29
議案第84号～議案第103号（質疑，委員会付託）	43
新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）	45
散会	45
12月10日	
議事日程	46
本日の会議に付した事件	46
出席議員	46
欠席議員	46
地方自治法第121条の規定による出席者	46
職務のため出席した事務局職員	47
開議	48
会議録署名議員の指名	48
一般質問	48
吉村重則議員	48
1. 償却資産税について	

2. 指宿市学校のあり方について	
外 菌 幸 吉 議員	59
1. 再生可能エネルギーの把握と関与について	
松 下 喜久雄 議員	69
1. 重要松林の存続と機能維持について	
2. 開聞岳について	
東 伸 行 議員	82
1. 山川港の整備と港地域の多目的活用について	
2. 市職員の専門職化について	
高 橋 三 樹 議員	93
1. 市税等の収納について	
2. 太陽光発電について	
延 会	100

12月11日

議事日程	101
本日の会議に付した事件	101
出席議員	101
欠席議員	101
地方自治法第121条の規定による出席者	101
職務のため出席した事務局職員	102
開 議	103
会議録署名議員の指名	103
一般質問	103
西 森 三 義 議員	103
1. 農業振興策について	
2. 市民の安心・安全対策について	
前 原 六 則 議員	116
1. まち・ひと・しごと創生法について	
前之園 正 和 議員	126
1. 原発の問題に関連して	
2. なのはな館問題について	
3. 契約の公平性と透明性について	
高 田 ちよ子 議員	140
1. 教育問題について	
2. 観光地発展のために	
3. 安心・安全な生活のために	
4. 食品ロス削減運動について	
議案第104号上程	151

提案理由説明	152
議案第104号（質疑，委員会付託）	153
散 会	153

12月17日

議事日程	155
本日の会議に付した事件	156
出席議員	156
欠席議員	156
地方自治法第121条の規定による出席者	157
職務のため出席した事務局職員	157
開 議	158
会議録署名議員の指名	158
議案第84号～議案第97号（委員長報告，質疑，討論，表決）	158
議案第85号～議案第87号並びに議案第98号及び議案第99号 （委員長報告，質疑，討論，表決）	165
議案第100号（委員長報告，質疑，討論，表決）	171
議案第103号（委員長報告，質疑，討論，表決）	177
議案第101号及び議案第102号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
議案第104号（委員長報告，質疑，討論，表決）	179
審査を終了した請願1件及び陳情1件（委員長報告，質疑，討論，表決）	183
議案第105号～議案第110号一括上程	185
提案理由説明	185
議案第105号～議案第110号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	190
意見書案第5号及び意見書第6号一括上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	194
議員派遣の件	194
閉議及び閉会	195

平成26年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間（11月25日～12月17日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月25日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会期の決定 ・ 議案第58号～議案第65号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第76号～議案第83号一括上程 (議案説明) ・ 議案第76号及び議案第77号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第78号～議案第80号 (質疑, 委員会付託省略, 表決) ・ 議案第81号～議案第83号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第84号～議案第103号一括上程 (議案説明) ・ 議案第84号～議案第103号 (質疑, 委員会付託) ・ 新たに受理した請願及び陳情上程 (委員会付託)
26日	水	休 会	一般質問の通告限 (12時)
27日	木	〃	
28日	金	〃	
29日	土	〃	
30日	日	〃	
12月1日	月	〃	総務水道委員会 (10時開会)
2日	火	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
3日	水	〃	産業建設委員会 (10時開会)
4日	木	〃	
5日	金	〃	
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	
9日	火	〃	
10日	水	本会議	・ 一般質問
11日	木	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 議案第104号上程 (議案説明) ・ 議案第104号 (質疑, 委員会付託)
12日	金	休 会	総務水道委員会 (10時開会)

			文教厚生委員会（11時開会）
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
16日	火	休 会	
17日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第84号～議案第104号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した請願及び陳情 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第105号～議案第110号一括上程（議案説明） ・ 議案第105号～議案第110号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 意見書案第5号及び意見書案第6号一括上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 議員派遣の件

第4回指宿市議会定例会会議録

平成26年11月25日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第59号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第60号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第61号 平成25年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第62号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第63号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第64号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第65号 平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第76号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第77号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第81号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 日程第17 議案第82号 指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事委託に関する協定の締結について
- 日程第18 議案第83号 指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に

関する協定の変更について

- 日程第19 議案第84号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第85号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第86号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第87号 レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第88号 指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第89号 指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第90号 指宿市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第91号 指宿市障害児通園施設条例の一部改正について
- 日程第27 議案第92号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第93号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第94号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第95号 指宿市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第31 議案第96号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第32 議案第97号 指宿市立図書館条例の一部改正について
- 日程第33 議案第98号 指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について
- 日程第34 議案第99号 指宿市かいもん荘跡地利用奨励条例の制定について
- 日程第35 議案第100号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第36 議案第101号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第102号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第103号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第3号・陳情第3号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 臼 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 千ヨ子 | 10 番議員 | 森 時 德   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 德 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番議員 | 前之園 正 和 | 16 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17 番議員 | 中 村 洋 幸 | 19 番議員 | 下川床 泉   |
| 21 番議員 | 新宮領 進   |        |         |

---

1. 欠席議員

|        |         |
|--------|---------|
| 18 番議員 | 新川床 金 春 |
|--------|---------|

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|             |         |             |             |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 市 長         | 豊 留 悦 男 | 副 市 長       | 渡 瀬 貴 久     |
| 副 市 長       | 佐 藤 寛   | 教 育 長       | 池 田 昭 夫     |
| 総 務 部 長     | 高 野 重 夫 | 市民生活部長      | 大久保 正 一     |
| 健康福祉部長      | 下敷領 正   | 産業振興部長      | 廣 森 敏 幸     |
| 農 政 部 長     | 新 留 幸 一 | 建 設 部 長     | 三 窪 義 孝     |
| 教 育 部 長     | 浜 島 勝 義 | 山 川 支 所 長   | 馬 場 久 生     |
| 開 聞 支 所 長   | 下 吉 耕 一 | 農 政 部 参 与   | 池 増 広 行     |
| 総 務 課 長     | 岩 下 勝 美 | 財 政 課 長     | 上 田 薫       |
| 地 域 福 祉 課 長 | 山 口 保   | 都 市 整 備 課 長 | 小 牟 禮 信 一 郎 |
| 水 道 課 長     | 川 口 光 志 |             |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|               |         |                   |         |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| 事 務 局 長       | 福 山 一 幸 | 次 長 兼 調 査 管 理 係 長 | 石 坂 和 昭 |
| 主 幹 兼 議 事 係 長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査         | 濱 上 和 也 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

**○議長（新宮領進）** ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成26年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（新宮領進）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、浜田藤幸議員及び東伸行議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月17日までの23日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月17日までの23日間と決定いたしました。

**△ 議案第58号～議案第65号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第3、議案第58号、平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第65号、平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案については、決算特別委員会を設置し、その審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

**○決算特別委員長（外薮幸吉）** 皆さん、改めておはようございます。決算特別委員長を任せられました外薮幸吉でございます。

決算特別委員会に付託されました議案第58号、平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第65号、平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月21日から10月24日及び27日の5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は審査にあたり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、指宿地域体育施設屋外トイレ新築工事、かごしま園芸産地整備事業など、6か所の現地調査も行い、

慎重に審査をいたしました。その結果、議案第59号から議案第64号までの6議案及び議案65号のうち、平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第65号のうち、剰余金処分は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第58号については、反対討論として、メディアポリスへの奨励金が計上されている一方、農家の償却資産税は、施設計画の段階で、計画書に計上し申請すれば降灰事業は認定されなかつたらうし、償却資産税の税額が知らされておれば、農家自身が話しているように、施設の導入はしなかつた。また、償却資産税は負担能力を超えており、合併前の降灰事業にこそ支援すべきではないか。同和対策事業は、人権問題やいじめ問題として取り組めばいいことであり、乳幼児医療費等の助成制度は、小学校3年生まで完全無料にしていますが、近隣市は中学校3年生まで導入しており、早急に検討すべきであり、導入すべきであったという立場から、反対討論といたしますというものがあつた。起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程での説明については割愛させていただき、主な質疑、意見について議案ごとに申し上げます。

議案第58号、平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

読み取り機などを買っていますが、開票時間は前からすると早まっているのですかという質疑に対し、読み取り分類機を購入し、開票従事時間は2時間程度短縮しており、開票事務従事者数の削減は36人です。その結果、総人員ですが時間数で275時間の短縮に繋がっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

職員研修の中のブラザーアンドシスター制度と、人権・同和問題研修の概要はどの質疑に対して、ブラザーアンドシスター制度は、新規採用職員を対象に各職場で実施している職場内研修です。新規採用職員ごとに指導担当者・監督者を置いて、日常の業務を通して育成していく制度です。業務に対して毎月の目標を設定して取り組み、その達成度等を記録し、管理する制度です。また、人権・同和研修の内容は、県市町村振興協会の人権同和問題研修支援事業を活用して、県人権同和対策課より研修専門員を講師として派遣していただき、同和問題などの身分差別や現代社会における人権侵害問題に理解と認識を深めることを目的に実施していますとの答弁でした。

職員福利厚生費の受診率はどうなっているのですかとの質疑に対して、健康診断は、受診対象者593名に対し、受診者が584名で受診率は98.48%です。レントゲン検診は、受診対象者589名に対して、受診者は580名、受診率は98.47%となっていますとの答弁でした。

使用料及び賃借料で、副市長などの住宅借上料の内訳はどの質疑に対し、実績では、副市

長の家賃が月額5万2千円で、年額62万4千円、参与の家賃が月額4万8千円で、年額57万6千円、国派遣の職員2名のうち1名が、月額8万円で年額96万円、もう1名が月額7万7千円で年額100万1千円、県へ派遣の職員が月額6万円で年額90万円。県から派遣の調整監の家賃が6万5千円で年額78万円、参与が16万9,600円、主査が24万4,645円、主事が13万3,443円、合計で538万688円となっていますとの答弁でした。

意見として。職員の受診率が100%に近づくよう努力していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について申し上げます。

広報公聴費のパブリックコメント制度に、5案件で1人だけ提言・意見があったということについての認識はとの質疑に対し、広報紙とホームページを通じてパブリックコメント制度を開始していますと周知しており、件数的には非常に少ないと感じており、各館長さんに、今、こういうのがありますというチラシ等を配布することも検討したいとの答弁でした。

地域審議会で庁舎建設計画の方向性というのがあったのですがとの質疑に対し、庁舎建設の方向性については、26年度で本庁舎の耐震化調査を計画しており、来年度、耐震補強工事を実施しなければならないということが想定されます。耐震化を図ると、あと20年ぐらい耐用年数がありますので、その間に新庁舎を建設するという方向性を審議会でお諮りしていただきたいとお願いしているところですよとの答弁でした。

地域審議会の中での大きな問題はとの質疑に対し、開聞地域審議会の中では、開聞岳の一周道路の問題や、かいもん荘の状況等の話は出されているとの答弁でした。

意見として。交通政策に関して、JRは今すぐ廃止どうこうと決めていないということですが、決まってからではどうにもならない。観光・通学・通勤の問題もあるので、指宿までは大丈夫とは思いますが、開聞・山川方面は指宿駅まで連れてこなければいけないということになるので、利用促進も含めて存続の問題は強力にJRに要望していただきたいというものと、地域審議会で出される意見を十分尊重しながらやっていただきたい。特に、移動販売車は、高齢者が多く買い物に支障が出ていると聞きますので、早急に取り組ができるよう対応していただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について申し上げます。

ふるさと応援基金は、取り崩した額が202万9千円である。あと2,100万円ほど残っていますがとの質疑に対し、25年度はピアノと体育施設でしたが、26年度は山川・開聞・指宿の各老人福祉センターにAEDを3台、指宿総合体育館に卓球台2台を予定しており、今後もそのような目的に沿って活用していきたいとの答弁でした。

池田湖売店は財政課が所管ですが、観光振興という意味では、所管は観光課か商工水産課ではないのですかという質疑に対し、財政の方で普通財産として管理し、貸付けしていますが、あくまで観光の一環として、観光課と連携を取りながら管理をしていかないといけない

と考えていますとの答弁でした。

財産売払い等の資料で、里道・水路所在地の地先は、このまま名義変更がされたのですか。分筆して枝番が新たについたのではないですかとの質疑に対して、里道・水路には地番が振ってありませんので、それを用途廃止して売払いをするときに、ここにこの地番がありますという表示登記をして、番号を振るわけですが、番号を振った後に名義変更という形になると思っています。あくまでも売払いの関係で売る前はこういう表現ですが、基本的には買った側が名義変更するという仕組みになっていますとの答弁でした。

売買契約書を作るのだから、新たに分筆された地番が入って売買契約するのが当たり前だと思いますがとの質疑に対して、里道・水路等の売買については、何々番地先という形で測量図面を付けて契約して、登記承諾書を渡します。その後、買い主の方でその図面、承諾書に基づいて表示登記を行ったときに、初めて地番が設定されます。その地番の設定をもって、所有権移転の登記を買い主の方で行いますので、売買の時点、その後の部分について財政課では、特に地番の把握はしておりませんとの答弁でした。

普通交付税が合併による上乗せがありますが、10年間の上乗せはそのままなのですかとの質疑に対し、合併算定替えについては、合併に引き続き平成27年度までは上乗せ措置があります。26年度から国が地方交付税の算定見直しをして、合併算定替えと一般算定の差があまりにも大きいということで、支所の経費を見て差が縮まってきているところですよとの答弁でした。

意見として。里道・水路等の地番のついていない地先販売について、分筆登記にしろ、表示登記にしろ、買い主が費用負担するというのであれば、その作業が済んで確定した段階で契約し、所有権移転の書類は渡すべきだと思いますので、検討していただきたいとのいうものがありました。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

防犯灯の設置事業で執行した基数はとの質疑に対し、全体で21基整備し、全てLED灯ですよとの答弁でした。

防災行政無線は稼働して年数も経ったところもありますが、聞き取りにくいという苦情等は寄せられていないのですかという質疑に対し、聞き取りにくいという意見や苦情があり、その都度、業者と一緒に現地調査をして対応してきている。苦情を受けたら、市職員にも全庁メールを打ち、情報収集を図っているところです。今後、図面を中心に指宿地域と開聞地域、次年度は山川地域もですが、難聴地域を正確に把握して、個別受信機を基本に考えていますが、戸数が多い難聴地域がある場合には、新たにもう1本防災行政無線の屋外拡声子局等の設置ということで、よりよい方法で難聴地域を解消するように努力していく予定ですとの答弁でした。

個別受信機の金額は幾らで、助成する考えはないのですかとの質疑に対して、個別受信機

は、外部アンテナを含め8万円程度と聞いています。購入の助成金等は全額補助なのか、2分の1補助なのか。また、個別受信機の設置を前向きに検討するよう指導もあるので、そのことも含めて検討したいとの答弁でした。

耳の聞こえない聾啞者の方の対策等はその質疑に対し、文字が出るようなFM受信機も考え、防災行政無線の個別受信機についても、業者に問い合わせをしてみたいとの答弁でした。

湊の区画整理事業があり、あれから相当経って幾つかの通り会が消滅しています。通り会の街路灯か防犯灯かは分からないのですが、管理していないものはどういった対応をしているのですかとその質疑に対し、廃止されている通り会が、新平和通り会と南通り会です。通り会による街路灯の維持管理ができないところは、地域で安全灯として管理できないかお願いし、それでも管理ができないということであれば、市の責任で、防犯灯へ移管する手続きをとった方がいいと思っていますとの答弁でした。

倒れそうで危険な状況の街路灯も数本残っていると思いますが、その対応はその質疑に対し、通り会が廃止している場合、若しくは地域が撤去できない、財政的に厳しいということであれば、市の方で撤去するという協議をしたところですよとの答弁でした。

意見として。反射鏡・区画線・防護柵・防犯灯、これらで緊急を要するところは一日でも早い修繕・設置をお願いしますというものと、最近の降雨量や自然現象を考えれば、大変な災害が起こる可能性は出てくるので、大きな開発がある場合には、市としても検討を是非やってもらいたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

指宿市への行政視察はその質疑に対し、30件の行政視察の受入れをしており、人数は219名で、26件は指宿市内のホテルに宿泊していただいたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

耐震補強の大規模改修工事は、全ての学校が終わったのですかとその質疑に対して、校舎等の耐震工事は27年度で完了する予定で、体育館の非構造部材については、平成30年度で終了する計画ですよとの答弁でした。

はしむれ教室で中央公民館に通っている方が4名いると。不登校の方で、実際ここに通っていない方は何名ぐらいいるのですかとその質疑に対し、年間30日以上の不登校の児童・生徒については、小学生20名、中学生25名と把握していますとの答弁でした。

心の教室相談員を配置していますが、成果説明書にいじめも入れるべきだと思うのですがとの質疑に対し、いじめを教育委員会では、小学校2件、中学校9件と把握していますが、いじめに関する相談等もありますので、文言等に入れていきたいとの答弁でした。

特別支援教育支援員の配置が年度当初からと、年度途中からの配置ということですが、丹

波小学校は、元々3人いたのにまた1人増え、大成小学校も2人の方がいて1人増えています。新たに支援を必要とする児童が増えてきた、目に見えてきたため対応をとらないといけないということですかとの質疑に対し、特別支援教育の支援員は、丹波小学校と大成小学校に1月から配置しました。学校からの要望で、大成小学校と丹波小学校には年度途中から配置していますとの答弁でした。

小学校、中学校の特別学級があるところで、現在、療育手帳を支給させている方は何名いますかとの質疑に対し、市内に居住している児童・生徒で療育手帳を所持している人数ですが、小学校で18人、中学校で10人ですとの答弁でした。

中学校耐震補強事業費に1億8,225万円の繰り越しがあり、支出が1億3,000万円ですがとの質疑に対し、西指宿中学校と山川中学校の耐震補強大規模改修工事においては、当初は24年度で実施設計、25年度に工事という予定だったのですが、有利な起債が活用できるということになったために、24年度の9月に補正を計上し、全ての事業を25年度へ繰り越して実施をしたところですが、工事費等のその補正予算を組む段階では、まだ実施設計が完了しておらず、正確な工事費等が確定できませんでした。繰越事業においては、流用や補正ができないことから、県単価や物価の上昇等により工事費等が上昇した場合に対応できないことがあるため、最大の工事費を計上して補正をしたということです。その後に設計額が確定していますので、その段階で大きな開きが出たという形になっていますとの答弁でした。

体育施設の利用実績がありますが、この使用料の歳入はとの質疑に対し、体育施設の収入については、25年度から指定管理に移行して、指定管理者の収入になり、1,168万5,905円ですとの答弁でした。

市民会館の利用率、利用者数はとの質疑に対し、市民会館の利用率は、平成25年度には1,400回で4万5,534名の利用がありますとの答弁でした。

決算に関する意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について申し上げます。

ヘルシーランドの遊具は撤去だけなのですかとの質疑に対し、平成25年度にはヘルシーランドの遊具を撤去したところですよとの答弁でした。

知林ヶ島利用計画推進事業の渡島証明書の販売価格と、増えた要因はとの質疑に対し、1枚100円で、知林ヶ島は指宿の観光の目玉として、いろんなところで出会いの島などをPRさせていただいています。25年度に整備もされ、外国の方々も含めてPRをさせていただいている関係で増えているところですよとの答弁でした。

九州オルレ、指宿V S霧島とかの効果があつて、入込客、宿泊客数が増えていると思いますが、年間宿泊客数と入込客数はとの質疑に対し、平成25年の入込客数は、宿泊、日帰りを合せて392万6千人で、前年と比較して1.6%の増、宿泊者数は76万4千人で、前年比1.5%の減ですよとの答弁でした。

海外からの訪問者、来訪者の推移はとの質疑に対し、外国の方々の宿泊者数は、平成24年度が2万3,615人、平成25年度が3万7,018人と増えているところですよとの答弁でした。

そばの館、愉徒里館、全部含めたふれあい公園の経常収支はとの質疑に対し、収入が3,800万円、支出が5,380万円の差引き1,580万円ほどの赤字ですよとの答弁でした。

オールドカーフェスタ・イン・指宿かいもんは、今回が第16回、148台がエントリーしていますが、3年前と比べ半数以下まで減った理由はとの質疑に対し、13回までは事前申し込みではなく、300台を超える車が来ていましたが、事前の申し込み限定で、早朝、雨が降り、25年は3月末に開催を変更し、改造車両を排除した経緯もあり、減ったところですよとの答弁でした。

開聞岳の登山者数はとの質疑に対し、3万356人でしたよとの答弁でした。

開聞岳登山での遭難の徹底した対策はとの質疑に対し、山岳救助も25年は6件ほど、今年10月の把握している中で7件、救助事案が報告されていますが、今から山に登りますという記帳率は36.1%です。途中で怪我をされたとかは自己責任で対応していただくのが基本と見ているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

住宅リフォーム助成事業の予算額が2,100万円ほどありますが、全額使えなかった理由はとの質疑に対し、スタートは7月からで、商工会議所、商工会の建設部会等を通じて、周知、啓発を図ったが、十分に浸透していなかった。居住用住宅に限定で、申請書類が難しいという業者の意見もあり、それが影響したのではよとの答弁でした。

山川常設市場の活お海道の状況はとの質疑に対し、活お海道は、来場者は徐々に増え、25年度が34万人強で、売上げが1億8,200万円くらいですよとの答弁でした。

消費生活相談事業の相談件数は450件ですが、主だったものはとの質疑に対し、一番多いのは訪問販売の通信販売も含めて、薬品、エステ関係の商品のクーリングオフ、インターネット上でのアダルトサイト、個人間のお金の貸し借りの問題、通信販売、催眠商法、多重債務ですよとの答弁でした。

決算に関する意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。予防接種事業の結核検診が54.2%で少し低いですが、再通知はなされているのですかととの質疑に対し、年1回の受診ですので、受けていない方には受診率を上げるために、再通知しているところですよとの答弁でした。

受診率の一番多いのが肺がん検診の39.9%ですが、受診率が上がっているのですかととの質疑に対し、23年度は35%、24年度は34.9%、25年度は39.9%ですよとの答弁でした。

がん検診が全体的に低いのですが、市内のがんにかかる男女別1位・2位・3位はどうなっていますかととの質疑に対し、市内のがん死亡順位は、平成23年の衛生統計年報によると、男

女とも1位は肺がん、2位は胃がん、3位は大腸がんですとの答弁でした。

ポリオの現状はとの質疑に対し、対象人員は481名で、実施数は531名です。対象人員よりも多くなっていますが、その年に受けずに次の年に受けた子ども達もいるので、パーセントは対象者よりも増えていますとの答弁でした。

献血をした人は1年間で483名ですかとの質疑に対し、483名はアロハ献血時の400ml分の献血者ですとの答弁でした。

ドクターヘリの出勤回数と、どのくらい時間短縮ができていますかとの質疑に対し、出勤件数は103件ですが、出勤までに至らなかったのが46件の合計で149件です。また、ドクターヘリがなければ、指宿から鹿児島市の市立病院等に1時間程度かかりますが、10分程度で行けますとの答弁でした。

分担金はどういうシステムですかとの質疑に対し、鹿児島市までドクターヘリで飛んで、市内の病院へ移送するとき鹿児島市の救急車を利用しますので、分担金として1回分3,200円を鹿児島市へ支払っていますとの答弁でした。

ドクターヘリの運航時間、運航状況は、との質疑に対し、運航時間は10分程度で、時間帯は朝8時30分から日没前までと定まっていますとの答弁でした。

ドクターヘリに患者さんが乗っても、家族の誰か同意がないと飛ばないと聞きましたがとの質疑に対し、ドクターヘリは、現場で輸血とかの同意等をとっているようで、家族がいない場合、医療行為ができないということで、飛ばないことがあると思われそうですとの答弁でした。

ドクターヘリの市内発着場はとの質疑に対し、広くて、芝生がある場所がいいと言われており、43か所を指定していますとの答弁でした。

救急医療事業費の病院群輪番制の件数や内容はとの質疑に対して、指宿市と南九州市で33の医療機関にお願いしており、入院が201人、外来で5,809人が受診されており、経費は3,097万3,440円ですとの答弁でした。

33の医療機関が夜間受付をしておりますが、どういったローテーションを組んでいるのですかとの質疑に対し、延べ日数で年間597日、32医療機関で医師が35人、31医療機関で看護師が70人、6医療機関で放射線技師が6人ですが、内科、小児科、外科、眼科、脳外科、整形外科と、それぞれの専門医療機関が開けているとの報告をいただいていますとの答弁でした。

狂犬病注射の頭数と金額はとの質疑に対し、新規登録数が165で、単価が1頭3千円ですので49万5千円、狂犬病注射をした頭数が2,179頭、単価が2,450円ですので119万8,450円で、合計169万3,450円が歳入として入ってきていますとの答弁でした。

決算に関する意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

シルバー人材センター設置事業で840万円を補助しています。契約金額は6,756万1千円で、事業化も成功して独り立ちできると思いますが、まだ、補助金を出さないとやっていけない状態なのですか。また、この事業で賃金支払いがどのくらいだったのですか、貯金できる状態なら補助金はいらなと思いますがこの質疑に対し、契約金は6,700万円ぐらいですが、シルバーの会員の方々に対する分配金が5,890万円ぐらいですので、600万円ぐらいが事務費としてシルバーに入るということです。600万円と840万円で給与など事務費を賄っているので、やはり、必要ではないかと思っていますとの答弁でした。

決算に関する意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

開聞児童館の利用は何名ぐらいですかとの質疑に対し、登録児童が10名でした。この児童館施設は、保育園や幼稚園とは一切関係なく、18歳未満の児童等も利用できる施設ということで、使用料もいない施設です。午前中は登録児童を遊ばせ、午後等は小学生から18歳未満の方は誰でも来て遊べる施設で、運営費は全て市の負担で運営しています。ただ、登録児童の保護者の方々に1人月3千円の負担をしていただいています。利用者数は延べ6,037名ですとの答弁でした。

意見として。乳幼児等医療費助成事業を子ども医療費助成事業に変更し、中学3年生まで全額助成をしていただきたいというものがありませんでした。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

渡瀬通りの工事費が計上されていますが、まだ、移転が決まってない場所は、あと何件ぐらい残っているのですかとの質疑に対し、肥後病院前付近の建物移転1戸が、権利者の同意を得られずに残っている状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査の現在の進捗率と、残された部分の計画はとの質疑に対し、地籍調査は指宿地域のみ行っており、指宿地域の全調査面積が67.29km<sup>2</sup>で調査済面積が54.48km<sup>2</sup>です。指宿地域の進捗率は81%、本市全体では90.1%で、あと9年ぐらいかかると考えてるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

市営住宅のトイレの改修がありますがとの質疑に対し、和式の汲取り便器を洋式の水洗化に計画しているのが33戸あります。残り201戸が汲取りトイレですが、政策空き家などにより募集を停止している空き家住宅を除くと153戸で、現在の水洗化率は79.4%ですとの答弁でした。

水洗にすると家賃がどのくらい高くなるのですかとの質疑に対し、浄化槽になると維持費もあり、2千円程度と試算していますとの答弁でした。

住宅使用料の滞納は何件あるのですかとこの質疑に対し、滞納者が102名おり、うち25年度分のみの方が50名、24年度以前の方が52名ですとの答弁でした。

崖地近接の住宅移転が1戸ですが、残った戸数はこの質疑に対し、実態調査を平成24年12月に行い、162戸存在していますとの答弁でした。

意見として。地元産業育成のために、できるだけいろんな工事関係に関して地元企業を優先して活用していただきたいというものと、崖地の危険箇所が162か所あり、移転費がかさむという話も聞きましたので、市有地を利用し移転できないものか、検討していただきたいというものと、市営住宅は待機者が少ない場所、多い場所ありますが、建替えなどの中で、需要と供給のバランスを取って、スムーズな住宅供給の環境を整えていただきたいというのがありました。

次に、土木課所管分について申し上げます。

認定外道路は通常であれば原材料支給ではないのですかとこの質疑に対し、地区の方から原材料支給でお願いする場合と、補助事業でお願いする場合の二通りの選択があり、補助事業の場合は事業費の50%補助で、残りの50%については、地区の負担となりますとの答弁でした。

意見として。道路改良舗装工事、補修工事、側溝の改修を含めて、1路線でもしっかり予算を取っていただきたいというものと、市民から要望が上がってくるのを待つのではなく、市道パトロールを実施しながら、適切に見つけ、改善するようにしていただきたいというのがありました。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

農業者年金事務で、受給者572人に対し加入者が137名ですので4分の1弱ですが、今後の新規加入者の見込みはこの質疑に対し、加入者数が伸び悩み、全国的に問題になっていますので、農業委員の方々にもお願いして、加入推進活動を行っているところですよとの答弁でした。

指宿市の農業委員会は非農地証明を出していません。県内のほかのところでは出しているところもあるのですが、その見解の違いはこの質疑に対し、申請人が法務局に地目変更の申請をすれば農業委員会に照会がきます。地区担当の農業委員に依頼をし、その農業委員の判断で原野として地目変更するのであれば原野として認めています。農業委員会の規定があり、一般住宅の築10年以上のものの変更と、なのはな館周辺の田については、原野として認めています。それ以外の地目変更等が来たときはできないということで、法務局から地目変更の証明が来たときには回答しますが、非農地証明は発行しないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

公民館補助事業の中で、自治会加入の促進事業がありますが、転入者の自治会への加入率

はとの質疑に対し、昨年度は299件で、自治体加入率は平成25年10月時点で、市内全体で84.43%となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

賦課徴収費の中の役務費は、預貯金の調査ということでしたが、何件分の調査をして成果がどのくらいあったのですかとこの質疑に対し、4,155件分です。預貯金等で206件の444万6,962円の差押えをし、国税還付金、生命保険、給与、不動産等の差押えも行っていますとの答弁でした。

軽自動車税の中で400何名かが滞納とありましたが、今後の対策はこの質疑に対し、軽自動車だけでも催告を出して差押えを行い、滞納処分の強化を行っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

指宿市の環境保全条例の第24条に必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができるとなっています。必要があると判断されていますかとこの質疑に対し、苦情の現状を見ますと、立ち入ることが必要だと認識していますとの答弁でした。

第47条に、必要な限度において立入検査ができると書いています。立入検査を拒めば、罰則金まであるわけです。立入検査を含めて、今後、どのように対応していくのですかとこの質疑に対し、苦情が出ている実態を、施設を所有しているところに出向いて指導したいと思えます。環境保全条例にも示してあるとおり、市としての職務があるわけですので、それを全うすべきだと思いますとの答弁でした。

臭気指数検出器を実際に持ち運び、検査をされているのですかとこの質疑に対し、指宿市環境保全審議会を3回開いて、会議の中でも説明しましたが、夏場と冬場にその機械と同様な機械を用いて計り、どのくらいの数字が出るかということをしていますとの答弁でした。

水産加工組合の汚泥処理施設は10年経っていますが、10年間その問題で悩んでいる方もいます。どのような指導をしているのですかとこの質疑に対し、悪臭が出た場合は、その原因者のところに出向いて、施設が正常に作動しているのかどうか、臭い等について、一緒に立ち会う中で処理しているのが現状です。また、苦情者には結果を回答しています。加工組合については商工水産課の補助事業で施設を造り替えるような話も聞いていますとの答弁でした。

墓地管理事業の改葬許可が153件処理されているのですが、その内容はこの質疑に対し、小田墓地公苑の墓から市内のお寺の納骨堂に移したい、集落の墓地から東京、大阪の納骨堂へという場合、法律により、遺骨についても住所移転手続きをする制度になっており、納骨堂へ移させる方が多いと認識していますとの答弁でした。

意見として。不快害虫ヤンバルトサカヤスデのまん延が32地区あります。地域の中で移動

できない土、伐採した草などが動いているからだと思しますので、指導を徹底していただきたいというものと、墓石の調査だけに終わっては何なりませんので、調査を受けて、具体的にどうするのかを検討して進めていただきたいというものと、物質濃度規制の検査に関しては、指導、勧告、改善命令、立ち入り検査も含めて罰則規定もありますので、きちっと検査をしなければいけない義務だと思っています。しっかりと物質濃度規制による検査を、特定施設、又は環境保全条例の指定施設、苦情があったところは必ずしていくようにしていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について申し上げます。

鳥獣被害防止対策で、電気柵は効果があると思っていますが、なぜ普及しないのですかとの質疑に対し、電気柵は非常に効果があると思っていますが、電気柵の設置は隙間がないように道路まで囲っていかねばならず、草が生えて電線についたら漏電しますので、維持管理がネックとなっていると考えているとの答弁でした。

意見として。箱罾でカラスや小動物は実績が上がっていますが、有害駆除に関わっている人たちと十分話し合っ、狩猟をする人たちの意見も十分反映していただきたいというものと、クリーンアップ指宿確立事業で、畜産業を起因とする悪臭等の消臭対策として、先進地に行って情報を仕入れてきてほしいというもの、LOVEいぶすきの普及推進に努めているが、実証結果、効果は出ていないので影響を検証し、ほかにいい資材はないか、悪臭対策に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

有害鳥獣捕獲事業で、イノシシ、カラス、ヒヨドリとありますが、1頭、1羽当たり幾らですか。また、タヌキやテン等も補助はあるのですかとの質疑に対し、市の単価ではイノシシが6千円ですが、補助事業を取り入れて、捕獲隊の方に支払しているのは1万4千円で、カラスが市の単価で800円、補助を上乗せして1千円、ヒヨドリが市の単価100円に補助を乗せ、1羽当たり300円の支払いをしています。また、タヌキが4,400円、テンとかいうものについては同種類という形で処理をさせていただきたいと思っていますとの答弁でした。

地域的にイノシシの捕獲が一番多かったのはこの質疑に対し、イノシシは、指宿猟友会が56、指宿西という今和泉・西方の方の猟友会が23、山川猟友会が13、開聞猟友会が127の合計で219ですとの答弁でした。

畑地帯総合整備事業の給水栓と制水弁は、なかなか回りにくいという話を聞きますが、実態はどうなのですかという質疑に対し、畑かんが済んでから40・50年経過している地区もあり、給水栓の締まりが悪いとか、漏水関係も多発しているので、畑地帯総合整備事業更新事業を取り入れたところだそうですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、会計課及び監査委員事務局については、質疑、意見ともにありませんでした。

次に、議案第59号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

総合健康づくり推進事業費の委託料で、人間ドックを受けた方に助成しているのですかとの質疑に対し、医師会に加入している医療機関で受けられた方が516名、JAの厚生連で受けられた方が161名の合計667名に補助し、厚生連が3万円程度、医師会が8千円程度で人間ドックが受けられていますとの答弁でした。

総合健康づくり推進事業で温泉入浴事業は、何名の方が利用されているのですかとの質疑に対し、ヘルシーランドが2万276人、レジャーセンター開聞が1万1,456人、砂むし温泉が1万6,851人の合計4万8,583人ですとの答弁でした。

決算に関する意見はありませんでした。

次に、議案第61号、平成25年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

介護認定の審査会の方は医者ですかとの質疑に対し、審査会メンバーの職種は、医師が10名、歯科医師が6名、薬剤師が3名、柔道整復師が1名、理学療法士が3名、作業療法士が2名、看護師が6名、保健師が1名、社会福祉士が3名、介護福祉士が3名、施設職員が5名の全部で43名ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第62号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

滞納繰越が相当数ありますがとの質疑に対し、86名の方が滞納者です。うち20万円から50万円までの方が12名いて、総額431万6,330円で全体の55%、29名給湯の停止を行っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第63号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

努力が認められ、黒字になっています。増えた原因と、今後、売上げを伸ばしていく課題はとの質疑に対し、4月から9月に晴れ間が多かったこと、前売り券が倍ぐらい売れたこと、外国のお客さん、台湾、香港の団体客も若干増えて来ていることが原因です。課題は、去年からニューメンとか、マス重、黒豚丼の冬場の営業が皆さんに浸透していないので、地元指宿地区周辺のリピーター、冬場の宣伝に力を入れて、韓国、中国、英語のパンフレットを作って宣伝をしていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第64号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

新潟口雨水ポンプ場建設工事で、26年度へ繰越明許が計上されていますが、どういう工事で、どういう理由で繰越明許になったのですかという質疑に対し、現場の地質調査を追加して行った結果、当初設計で計上していた杭長では、建物の支持が得られないということが分かり、基礎杭の設計見直しと、その工場製作に日数を要したために繰越をしている状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第65号、平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、まず、決算の認定について、申し上げます。

有収率が低下しています。漏水の関係ではないかと思うのですが、毎年、計画的に実施していると思いますけれども、どこの地域をどのぐらいの面積で実施したのですかとの質疑に対し、漏水調査の大きな調査はしていませんとの答弁でした。

古い管の取替えは、どこまで進んでいるのですかとの質疑に対し、水道ビジョンでは、管の更新は平成21年から平成25年までで30%ぐらいの進捗ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、剰余金処分について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金7,875万2,667円のうち地方公営企業法に基づき、減債積立金に3,900万円、建設改良積立金に3,900万円積立処分し、残額75万2,667円を翌年度に繰越ししようとするものでありますが、別に質疑、意見はありませんでした。

なお、議案第60号については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、活発な質疑・意見もあり、連日時間オーバーしましたが、決算と直接関係ない意見等、この報告では割愛いたしました。決算特別委員会の皆さんを含め、ご了解いただきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案第58号，平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定について，反対する立場から討論を行います。

メディポリスへの奨励金が計上されている一方，農家の償却資産税は合併前の山川町・開聞町の農業振興策として取り組まれたものであり，農家には課税を決定してから説明するという一方的に課税するようになったものであり，施設の計画の段階で計上し申請すれば，降灰事業認定されなかったであろうし，償却資産税の税額が知らされておれば，農家自身が話しているように施設の導入はなかった。また，償却資産税は負担能力を超えており，合併前の降灰事業こそ支援すべきであります。

同和对策事業は人権問題やいじめ問題として取り組めばいいことであります。

乳幼児医療等の助成制度を小学校3年生まで完全無料にしていますが，審議の意見の中でも出されたように，近隣市は中学校3年生まで導入しており，早急に検討すべきであるという意見もあり，導入すべきであったという立場から，反対討論といたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，議案第59号から議案第64号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は認定であります。

6議案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，議案第59号から議案第64号までの6議案は，認定することに決定いたしました。

次に，議案第65号のうち決算の認定について，を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，議案第65号のうち決算の認定については，認定することに決定いたしました。

次に，議案第65号のうち剰余金処分についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号のうち剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第58号は、認定することに決しました。

#### △ 議案第76号～議案第83号一括上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第11、議案第76号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第18、議案第83号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今次、第4回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件3件、一部事務組合に関する案件1件、契約に関する案件2件、指定管理者の指定に関する案件4件、条例に関する案件12件、補正予算に関する案件4件の計28件であります。

まず、議案第76号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、議案第77号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

議案第76号は、平成26年10月14日をもって、また、議案第77号は平成26年11月21日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第78号から議案第80号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、の3議案であります。

まず、議案第78号は、固定資産評価審査委員会委員であります末吉孝二氏が平成27年2月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。なお、同氏の住所、生年

月日はお示しのとおりであります。同氏には平成18年2月23日から本市の委員として公平、公正な税務行政の推進に多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第79号は、固定資産評価審査委員会委員であります荊原逸朗氏が平成27年2月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、同市の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同市には平成24年2月23日から本市の委員として公平、公正な税務行政の推進に多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第80号は、固定資産評価審査委員会委員であります中野次雄氏が平成27年2月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には平成24年2月23日から本市の委員として公平、公正な税務行政の推進に多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第81号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について、であります。

本案は、肝付東部衛生処理組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第82号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築工事委託に関する協定の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築工事委託に関する協定の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第83号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第78号から議案第80号までを除く、5議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご

説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第76号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成26年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ280万6千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を217億8,378万8千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款10災害復旧費、項3その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節11需用費の説明欄にお示しの修繕料17万1千円及び節13委託料16万8千円の合計33万9千円の補正につきましては、防災行政無線屋外拡声子局のアンテナ等の修繕、保護立木伐採について、速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足することから、災害復旧費を計上したものであります。同じく節11需用費の説明欄にお示しの施設維持費246万7千円の補正につきましては、山川砂むし保養施設4号砂むし場が高潮により災害が発生したことから、砂むし営業再開のため速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足することから、災害復旧費を計上したものであります。なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風19号、10月12日から13日に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金280万6千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第77号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成26年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の、1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,909万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を218億287万8千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款2総務費、項4選挙費、項5衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費1,909万円の補正につきましては、12月14日に執行予定であります衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う経費を計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款15県支出金1,908万9千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、選挙費委託金であります。款20諸収入1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、雇用保険料被保険者負担金であります。

次は、提出議案の8ページをお開きください。

議案第81号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について、であります。

本案は、平成27年4月1日から肝付東部衛生処理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な内容について申し上げますと、一つ目は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について協議するため議会の議決を求めるもので、肝付東部衛生処理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から肝付東部衛生処理組合を脱退させるものであります。二つ目は鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更について協議するため、議会の議決を求めるもので、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に枕崎市と西之表市を加えるものであります。なお、この規約の施行期日は平成27年4月1日となっております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第82号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事委託に関する協定の締結について、であります。

当該協定の締結につきましては、随意契約により10月23日、日本下水道事業団と仮協定を締結いたしました。本協定につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。協定の目的は、指宿市浄水苑の汚泥処理設備機器及び水処理監視制御設備機器の更新工事であります。協定金額は5億7,200万円で、協定の相手方の日本下水道事業団につきましては、地方公共団体の出資によって設立された官業代行機関として、全国でも多くの下水道施設の再構築業務に携わっている団体であります。

次は、提出議案の11ページをお開きください。

議案第83号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について、であります。

本協定の変更につきましても、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。協定の変更内容につきましても、新潟口雨水ポンプ場土木・建築工事に係る仮設工法の変更により、協定金額の変更を行うものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時50分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第76号及び議案第77号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

まず、議案第76号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第76号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、承認することに決定いたしました。

次は、議案第77号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第77号は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第78号～議案第80号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

**○議長(新宮領進)** 次に、議案第78号から議案第80号までの3議案について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第78号から議案第80号までの3議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第80号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第78号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第80号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第81号～議案第83号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

**○議長(新宮領進)** 次に、議案第81号から議案第83号までの3議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員(前之園正和)** 議案第82号と83号、関連をしますので一緒に伺います。いずれも下水道事業団との随意契約並びに協定の変更であります。下水道事業団についてはこれまでもいろいろ伺ってきたんですが、一定の公共的な立場にあるということ、それから、関連する本体工事等を既にやっているということなどから、随意契約そのものについてはそうかなという気がしているところであります。しかし、一般的に言って、契約はいずれの場合にも公平性と価格の適正化が求められるところであります。公平性については、随意契約であるならば1者ということで、それはそれとして、適正価格はどうかということについては、1者でやる場合にでも、相手の言うがままになしてはならないことでもありますので、それは求められるところではないかというふうに思うわけです。そういう意味で、適正な価格なのかどうかということに関連をして、行政としてどのような配慮、あるいは努力がなされているのかどうか、その点を伺います。

**○建設部長(三窪義孝)** 事業団との協定額につきましては、公共の歩掛り、公共の単価を基に

した建設工事費を算出しまして、それに事業団の管理諸費を加えたものが協定額でございます。

○議長（新宮領進） よろしいでしょうか。

○15番議員（前之園正和） ということは、最終的には協議なんだろうけれども、幾らにしましょうかということじゃなくて、行政の方で積算をして、それに基づいての、額については行政の方で主導権を持って設定をしたということによろしいわけですか。

○建設部長（三窪義孝） 設計と積算に関しましては、事業団に委託をしておりますので、事業団の方で工事費を決めまして、それを我々が審査する形で行っております。

○15番議員（前之園正和） 私が伺いたいのは、1者を相手にやるわけですので、相手の言うがままに、あるいは相手の主導でなされてはいけないのではないかと、そういう点で適正価格というものをですね、やっぱり、追求すべきだろうという立場から伺っているわけですので、設計も向こうで、額も向こうが示したとなれば、その適正なのかどうかという部分に関わってくるわけですので、その点を伺っておりますので、もう一度整理していただきたいと思います。

○建設部長（三窪義孝） 設計と積算につきましては、我々も十分審査をいたしまして、変更がもしあれば、その都度協議をして、協定額を決めております。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了しました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号までの3議案は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号及び議案第83号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号及び議案第83号の2議案は、同意することに決定いたしました。

○議長(新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第84号～議案第103号一括上程

○議長(新宮領進) 次は、日程第19、議案第84号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、から、日程第38、議案第103号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について、までの20議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第84号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として、特定非営利活動法人本と人をつなぐそらまめの会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第85号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、であります。

本案は、いぶすき山川港特産市場の指定管理者として、株式会社芙蓉商事を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第86号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者として、一般財団法人指宿温泉まちづく

り公社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第87号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパークの指定管理者として、薩摩WAZZEエクスポージョンを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第88号、指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第89号、指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第90号、指宿市福祉事務所設置条例の一部改正について、であります。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法の一部改正が行われたことから、この条例を所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第91号、指宿市障害児通園施設条例の一部改正について、であります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第92号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第93号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第94号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第95号、指宿市保育の実施に関する条例の廃止について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部改正が行われたことから、この条例を廃止しようとするものであります。

次は、議案第96号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、出産育児一時金等の見直しによる関係政令等の改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第97号、指宿市立図書館条例の一部改正について、であります。

本案は、第2次集中改革プランに基づき作成した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針による施設使用料の見直しを行い、及び休館日等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第98号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、であります。

本案は、回収不能の債権滞納使用料金の整理を行うこと、及び督促の規定を設ける等、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第99号、指宿市かいもん荘跡地利用奨励条例の制定について、であります。

本案は、国民宿舎かいもん荘跡地利用に関する事業者募集を再開するにあたり、事業者の応募しやすい環境を整えるため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2億4,643万5千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を220億4,931万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第101号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ12万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を4,858万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第102号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ7,735万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を17億688万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第103号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的支出に329万3千円を追加し、収益的支出額を6億9,942万4千円に、職員給与費に329万3千円を追加し、職員給与額を1億3,960万9千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の114ページをお開きください。

議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

別冊の平成26年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億4,643万5千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を220億4,931万3千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の追加と変更をするものであります。この表の中の臨時財政対策債については、元利償還金の100%が普通交付税措置されることから、発行可能な全額を借り入れて、今回の補正予算の財源調整として活用しようとするものであります。また、過疎対策事業（道路）及び市町村合併特例事業（体育施設）については、国からがんばる地域交付金の交付額の内示があったことから、がんばる地域交付金を充当し、地方債を減額するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、ご説明をさせていただきますので、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金補助及び交付金の説明欄にお示しの補助金（事業費的なもの）の125万円の補正につきましては、名古屋市、鹿児島市、奄美市からのIターン者に対する定住促進助成金に係る補助金を増額するものであります。同じく、節19負担金補助及び交付金の説明欄にお示しの補助金（投資的経費のもの）66万3千円の補正につきましては、丈六地区公民館の放送設備更新工事及び石嶺自治公民館の新設工事に対する公民館補助に係る補助金を増額するものであります。目12諸費、節11需用費69万円の補正につきましては、防犯灯電気使用量の基本料金改定等に伴い光熱水費が不足する見込

みであることから、防犯灯に係る光熱水費を増額するものであります。同じく、節23償還金・利子及び割引料100万5千円の補正につきましては、平成25年度児童福祉費等に係る過年度精算に伴い、国庫支出金精算返納金71万2千円、県支出金精算返納金29万3千円を増額するものであります。

款3民生費，項1社会福祉費，目2障害者福祉費，節19負担金補助及び交付金196万2千円の補正につきましては、県の地域子ども療育支援体制整備促進事業を活用し、児童発達支援センターへ移行を目指す児童発達支援事業所に対する補助金を増額するものであります。項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，節13委託料84万円の補正につきましては、さつき園移転先に計画している開聞保健センターを療育施設としても利用できるようにするための改修工事設計委託に係る委託料を増額するものであります。目2児童措置費，節13委託料62万4千円の補正につきましては、県放課後児童健全育成事業費補助金等の交付要綱改正に伴い、補助基本額の改正があったことから、放課後児童健全育成事業等の委託料を増額するものであります。同じく、節19負担金補助及び交付金26万1千円の補正につきましては、県延長保育促進事業補助金の交付要綱の改正に伴い、補助基本額の改正があったことから、延長保育促進事業補助金を増額するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目6環境衛生費，節11需用費142万6千円の補正につきましては、火葬場の燃料費が不足する見込みであることから、燃料費を増額するものであります。同じく、節13委託料116万5千円の補正につきましては、県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用して、山川文化ホールに設置を計画している太陽光発電設備の設計業務委託に係る委託料を増額するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節19負担金補助及び交付金の説明欄にお示しの負担金（その他に対するもの）236万2千円の補正につきましては、平成25年度野菜価格差補給金の実績増に伴う青果物生産出荷安定基金協会負担金を増額するものであります。同じく、説明欄にお示しの交付金30万円の補正につきましては、農地中間管理事業に係る農地貸出申請があり、交付対象と認められることから、交付金を増額するものであります。目6農地費，節7賃金から次のページの節25積立金までの198万8千円の補正につきましては、地籍調査事業の進捗を図るため、本年度の調査計画面積を増やすことから、調査面積増に伴う委託料117万3千円を増額するための事業費組替え等及び、基幹水利施設に係るフェンス取替工事等を前倒しで実施するための予算組替え、また、平成25年度基幹水利施設管理事業費決算に伴う団体営土地改良事業南部地区管理基金の積立金142万1千円を増額するものであります。項2林業費，目2林業振興費，節13委託料6,738万円の補正につきましては、松くい虫伐倒駆除事業費と景勝松林樹幹注入事業費について、県から増額内示と対象地域及び対象本数の増に伴い委託料を増額するものであります。項3水産業費，目2水産業振興費，節19負担金補助及び交付金1億4,633万円の補正につきましては、山川水産加工業協同組合が産地水産業

強化支援事業を活用して建設する水産廃棄物等処理施設汚（泥乾燥施設）に対する国の交付内示が平成26年10月1日付けであったことから、事業者に対する国からの補助金1億2,615万円と市からの補助金2,018万円を合わせた1億4,633万円を補助金として増額するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節7賃金から節16原材料費までの合計182万2千円の補正につきましては，地域再生・元気づくりイベント等支援事業を活用して実施する中央通り歩いて楽しめるまちづくりモデル事業の事業費を計上するものであります。目3観光費，節14使用料及び賃借料21万7千円の補正につきましては，長崎鼻の公営駐車場借上げに係る賃借料を増額するものであります。目4温泉施設費，節11需用費102万1千円の補正につきましては，レジャーセンターかいもの光熱水費が不足する見込みであることから，光熱水費を増額するものであります。

次のページのみ5公園管理費，節11需用費の説明欄にお示しの光熱水費95万4千円の補正につきましては，かいもん山麓ふれあい公園等の光熱水費が不足する見込みであることから，光熱水費を増額するものであります。同じく，節11需用費の説明欄にお示しの施設維持費192万9千円の補正につきましては，池田湖遊園地公衆トイレ加圧ポンプの故障等に伴う公園施設修繕に係る施設維持費を増額するものであります。

款7土木費，項2道路橋りょう費，目3道路新設改良費の補正につきましては，道路新設改良事業に係る財源をがんばる地域交付金へ組み替えるものであります。項3河川費，目1河川総務費，節19負担金補助及び交付金261万6千円の補正につきましては，県が実施している東方海岸護岸工事費等の増額に伴い，市負担金を増額するものであります。項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金829万6千円の減額につきましては，公共下水道事業特別会計の消費税還付金等により，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節11需用費120万円の補正につきましては，各小学校の施設維持補修の予算が不足する見込みであることから，施設維持費を増額するものであります。同じく，節18備品購入費19万7千円の補正につきましては，平成27年度に予定されている，徳光小学校の複式学級設置に係る備品購入費を増額するものであります。目3学校教育振興費，節11需用費300万5千円の補正につきましては，平成27年度改訂教科書及び教師用指導書の単価確定に伴う消耗品費を増額するものであります。同じく，節20扶助費300万円の補正につきましては，要保護・準要保護児童就学援助費の受給対象者増に伴い，扶助費を増額するものであります。項3中学校費，目1学校管理費，節11需用費160万円の補正につきましては，各中学校の施設維持補修の予算が不足する見込みであることから，施設維持費を増額するものであります。同じく，節16原材料費220万4千円の補正につきましては，北指宿中学校及び開聞中学校のグラウンド整備に係る原材料費を増額するものであります。目3学校教育振興費，節20扶助費160万円の補正につきましては，要保護・準要保護生徒

就学援助費の受給対象者増に伴い、扶助費を増額するものであります。項5幼稚園費、目1幼稚園費、節19負担金補助及び交付金510万円の補正につきましては、幼稚園就園奨励費補助金支給対象者増に伴い補助金を増額するものであります。項7保健体育費、目2社会体育施設費の補正につきましては、社会体育施設の工事に係る財源をがんばる地域交付金へ組み替えるものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金1億8,990万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款15県支出金5,901万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金と委託金であります。

款18繰入金2,915万7千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金への繰入金であります。

款20諸収入531万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの交付金及びその他雑入であります。

12ページをお開きください。

款21市債2,135万8千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第88号、指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業の基準を、厚生労働省令を基準として、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとされたことから、この条例を制定しようとするものであります。制定の主な内容は、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもので、厚生労働省令で定められていた基準と異なる特別な事情はないことから、この基準を市の基準とするものであります。ただし、事業者のサービスに係る記録の保存期間につきましては、介護給付費の過誤による返還請求権が5年であることから、厚生労働省

令の基準では2年と定めているところを、5年とするものであります。なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の34ページをお開きください。

議案第89号、指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を、厚生労働省令を基準として、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとされたことから、この条例を制定しようとするものであります。制定の主な内容は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの職員の配置基準及び運営の基準を定めるもので、厚生労働省令で定められている基準と異なる特別な事情はないことから、この基準を市の基準とするものであります。なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の37ページをお開きください。

議案第90号、指宿市福祉事務所設置条例の一部改正について、であります。

本案は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、母子及び寡婦福祉法の法律名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことから、この条例の引用する法律名を改めるものであります。なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の39ページをお開きください。

議案第91号、指宿市障害児通園施設条例の一部改正について、であります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、児童福祉法第6条の2が第6条の2の2に繰り下げられたため、この条例の引用する条項を改正するものであります。なお、附則において、この条例は平成27年1月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の41ページをお開きください。

議案第92号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。制定の主な内容は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つの事業が市町村認可事業として設けられるよう児童福祉法の一部改正がなされたことに伴い、その事業を行うに当たり、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。なお、附則において、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

次は、提出議案の64ページをお開きください。

議案第93号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。制定の主な内容は、子ども・子育て支援新制度において、市は教育・保育施設及び地域型保育事業の各事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に応じた利用定員を定めた上で、給付の対象施設であることを確認し、給付費を支払うこととなります。その対象施設を確認するための基準を定めるものであります。なお、附則において、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしております。

次は、提出議案の91ページをお開きください。

議案第94号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。制定の主な内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされたことから、放課後児童クラブの人員配置や設備・運営に関する基準を定めるものであります。なお、附則において、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

次は、提出議案の99ページをお開きください。

議案第95号、指宿市保育の実施に関する条例の廃止について、であります。

本案は児童福祉法の一部改正に伴い、保育所における保育の基準の条例委任が廃止されたため、この条例を廃止しようとするものであります。なお、附則において、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

次は、提出議案の101ページをお開きください。

議案第96号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、出産育児一時金等の見直しによる関係政令等の改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、出産育児一時金の支給について、健

康保険法第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行令第36条に規定する39万円が40万4千円とされることに伴い、指宿市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。なお、附則において、この条例は平成27年1月1日から施行することとしております。また、経過措置として、改正後の指宿市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例とするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の13ページをお開きください。

議案第85号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、であります。

本案は、いぶすき山川港特産市場の指定管理者として、株式会社芙蓉商事を指定しようとするもので、地方自治法第244の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者候補の選定につきましては、本年8月1日から9月1日にかけて公募を行いましたところ、平成24年度からの3年間、指定管理者として管理運営をいただいている同社のみ応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、第1に、指定管理者として、会社履歴、決算等が適格であり、施設の管理運営に関して、これまで培った経営基盤を基に、増収増益の予算であるとともに、地元雇用の優先、職員研修を充実させることが計画されていまして、第2に、出荷者等との連携強化、イベント等の充実に加え、大隅地域とのスポーツ交流企画、地域行事への参加など、地域コミュニティへの積極的な参加及び促進も計画されており、施設の設置目的である地場産業の振興、市民と来訪者との交流促進による農山漁村の活性化へ資することが期待できる事業計画となっております。第3に、来場者や利用者の利便性の向上や適切な環境整備、集客のための事業展開への意気込みが大いに感じられる内容となっております。以上のことから、いぶすき山川港特産市場の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第86号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にあたり議会の議決を求めようとするものであります。指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者に一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定することにつきましては、本施設の設置目的と本法人の設立目的が密接に関連した団体であり、平成18年9月より約8年余り指定管理者として管理を

行ってきており、現在まで特に大きなトラブルもなく、適正に管理運営されております。また、運営経費の縮減はもちろんのこと、医療機関や関係機関と連携した砂むしの効能の検証や、繁忙期の待ち時間対策等にも積極的に取り組んでおり、今後もこれらの取組を継続することで、新たな経営戦略に基づく利用者の増加とサービスの向上が期待できることから、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用させていただき、候補者を選定したものであります。また、その期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次は、提出議案の107ページをお開きください。

議案第98号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、であります。

本案は、温泉使用料について、訪問徴収等を行ったにも関わらず時効が完成し、回収不能となっている温泉使用料債権の放棄を行うことで、滞納使用料の整理及び督促状の送付について明確化するものであります。また、使用料の減額、免除に加え、滞納使用料の放棄に伴い関係する督促料及び延滞金についても放棄できるよう、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、第13条では、日割計算の対象を月の中途から温泉を供給する者だけでなく、中止及び廃止についても適用することと、当月分の使用料の納付を当月の25日だったものを、翌月の25日に変更し、第17条では、使用料等のうち消滅時効が完成したものは、消滅時効の援用はなく、かつ、消滅時効の起算日から5年が経過したときには、これを放棄することができることと規定しようとするものであります。なお、施行日は平成27年4月1日としていますが、第17条の支払請求権の放棄については、この条例の公布の日から適応することとしております。

次は、提出議案の110ページをお開きください。

議案第99号、指宿市かいもん荘跡地利用奨励条例の制定について、であります。

本案は、指宿との契約に基づき、かいもん荘跡地において事業を行う者に対し、奨励措置を行うことにより、観光の振興、地域住民の利便性の向上及び地元雇用の促進に資するため、この条例を制定しようとするものであります。条例の主な内容は第4条において、奨励措置の期間は、事業者がかいもん荘跡地に施設を新設したことにより、固定資産税を初めて課した年度から起算して3年を経過した年度から7年間としております。次に、第5条において、各年度の奨励金の額は、かいもん荘跡地に新設した施設に対して課することとなる各年度の固定資産税の額に相当する額としております。次に、第6条において、奨励金の交付時期は、交付対象期間における各年度とし、固定資産税が完納された後に交付するものとしております。次に、第7条において、奨励措置を受けようとする事業者は、市と企業立地協定を締結するとともに、市長にかいもん荘跡地利用の全体事業計画及び事業開始年度から10年分の年度別事業計画を提出し、奨励措置を受けることができる対象事業者としての指定を受

けなければならないとしているところです。

次は、提出議案の115ページをお開きください。

議案第101号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成26年度補正予算書の17ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ12万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ4,858万6千円にしようとするものであります。

それでは説明の都合上、歳出からご説明させていただきますので、26ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節3職員手当等の時間外勤務手当の21万7千円の増額補正につきましては、雇用していた温泉配給施設点検業務員が体調不良により7月で辞めたため、現在、土・日・祝日にも職員が点検に回っていることや、滞納者への夜間徴収を強化することによるものであります。整理後の人件費につきましては、27ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目2維持管理費、節7賃金33万9千円の減額につきましては、先ほど説明いたしました温泉配給施設点検業務員が辞めたための賃金の減であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金12万2千円の減額補正につきましては、歳出の減に伴い、財源調整といたしまして財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（新留幸一）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第87号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパークの指定管理者として、薩摩WAZZEエクスペディションを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。指定管理者候補者の選定につきましては、本年10月1日から24日までにかけて公募を行いましたところ、同団体を含め2団体からの応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、第1に、これまでよりも人の交流が活発になるような管理運営に努めるなど、施設の目的に即した取組

を評価できたこと。第2に、施設の特徴を生かした運営計画により、農産物加工品等の新たな販路を開拓するなどの提案がされており、意気込みが感じられたこと。第3に、地域住民や近隣団体等との連携・交流を持てるよう積極的に行動することや、地域と一体となった施設運営を目指すなど、地域づくりへの取組が期待できる内容であったことによります。

以上のことから、レイクグリーンパークの指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところでございます。なお、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の116ページをお開きください。

議案第102号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成26年度補正予算書の29ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額からそれぞれ7,735万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を17億688万1千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、40ページをお開きください。

款2事業費、項2維持管理費、目1汚水処理費、節13委託料164万8千円の補正につきましては、下水管きょ清掃業務委託に係る経費を増額するものであります。目2雨水対策費、節13委託料7,900万円の補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場土木・建築工事の設計変更により、委託料を減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、39ページをお開きください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業国庫補助金、節1公共下水道事業国庫補助金3,950万円の補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場土木・建築工事に係る国庫支出金を減額するものであります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金829万6千円の補正につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款6諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入994万4千円の補正につきましては、平成25年度分消費税の確定に伴う消費税還付金を増額するものであります。

款7事業債、項1事業債、目1事業債、節1事業債3,950万円の補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場土木・建築工事に係る下水道整備事業債1,970万円と過疎対策事業債1,980万円を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（浜島勝義）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第84号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として、特定非営利活動法人本と人をつなぐそらまめの会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の選定につきましては、本年8月25日から9月5日までを応募期間として公募を行いましたところ、1者のみの応募でありましたが、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、管理運営及び管理業務において、必要な有資格者を配置し、地元雇用を優先し、地域貢献に努めていること。地域密着型の運営を基盤とし、各種団体との連携・協働を図り、人づくり・地域づくりへの貢献が期待できること。利用者増のための自主事業やサービス向上の方策が提案されていることなどから、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として適任であると判断し、選定したところであります。なお、指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の103ページをお開きください。

議案第97号、指宿市立図書館条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき作成した、使用料手数料等の見直しに関する基本方針による施設使用料の見直しを行い、併せて休館日等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容ですが、第6条の休館日につきましては、これまでの月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始等から1月1日を除く国民の祝日を開館とし、月曜日の休館日が休日である場合は、その日の後の最も近い休日でない日に振り替えるものとし、毎月第4水曜日に館内整備日を設けるものです。山川図書館文化施設の使用料につきましては、別表1にお示しのとおり、料金設定をこれまでの半日単位等の時間帯の設定から、1時間当たりの単価に改めるとともに、備考の規定を整理するものです。併せて、条例中、利用と使用の文言について、図書館法に基づく図書館を利用する場合を利用に、山川図書館文化施設を使用する場合を使用に整理するものです。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（川口光志）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。提出議案の117ページをお開きください。

議案第103号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を329万3千円追加し、水道事業費用を6億9,942万4千円に、営業費用を5億9,961万2千円にしようとするものであります。内訳につきましては、10月1日に行いました定期人事異動に伴う人件費と職員共済負担率変更に伴う増額であります。第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を329万3千円追加し、1億3,960万9千円にしようとするものであります。なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時00分 |
| 再開 | 午後 | 2時10分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第84号～議案第103号（質疑、委員会付託）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第87号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について伺います。

これについては、指定管理者として薩摩WAZZEエクスペディションというところを指定しようと、そして、指定期間は5年ということになっております。ここが指定先として妥当かどうかについては、委員会等で審査されると思いますので、そこには触れませんが、指定期間が5年となっていることについて伺いたいわけでありまして。ほかの議案で出てます図書館、あるいはその他のものについても5年となっはいるわけですが、指定管理者の指定期間を決める際には、最初は3年で行い、そしてまた、2回目の指定とか、そういう実績、あるいはその結果を見てですね、これならということで期間を伸ばして5年ということまでやってきたのではないのかなというふうに思うわけですが。そういう意味からすれば、図書館などはもう何回目かになりますので、5年というのはそういう意味では分かるんですけど、このレイクグリーンパークについては薩摩WAZZEエクスペディションというのは初めて聞きましたし、初回の指定ということになるわけですが。そういう意味では3年間の期間にして然るべきではないのかなというふうに思うんですけど、そのように、そこ

のところをどのように判断されたのでしょうか。

○**総務部長（高野重夫）** 指宿市の指定管理者制度導入に係る指針に基づきまして、指定管理者を指定する期間は新規施設、その施設を初めて指定管理に出す際について、1期目は3年、2期目以降の施設については5年を原則とするというふうに定めております。指定管理者のノウハウを生かすために、3年では思ったような経営の改革、効率化ということができないことから、2期目以降については5年間というふうに定めたところでございます。

○**15番議員（前之園正和）** 今回の答弁では建物、あるいはその施設自体の1期目については3年ということやってきているということですが、複数の申し込みがあってやり方が違ってたりですね、ノウハウも違ったりということになれば、建物あるいは施設が初回かどうかということじゃなくて、その経営・運営そのものが初めてのことなのか、経験を積んだのかということが、大きなウエイトを占めるんじゃないかなと思うんですね。そういった面では、定めがそうなっているということではありますけど、基本とするということですが、やはり、その指定自体が初回、その企業、あるいは団体にとって初回なのかどうかということも加味をしてですね、いく必要があるんじゃないかと思うんですが、その、基本とするだったですかね、ということは必ずしもという意味ではないわけなんですけど、そこは例外あるとすればどのようなことだということなんですか。

○**総務部長（高野重夫）** 基本的に新規の施設については、1期目については3年間、2期目以降については原則として5年間としますということでありまして、その指定管理者の状況等によって、弾力的に運用する必要があるればそのようにできるということでございます。

○**15番議員（前之園正和）** 原則としてということだと、それから、弾力的な運用もできるということですので、そういう意味からすれば、その団体、あるいは企業等が初回の指定に当たろうかというときには、弾力的な運用という意味でですね、3年ということに、手続き的にはできるということをおっしゃったと思うんですね。ですから、そこは考慮の必要があるのではないかと、弾力的運用の範囲内に入るのではないかとということをお最後に伺います。

○**総務部長（高野重夫）** 総合的に判断して、一応、今回の場合については5年ということにさせていただきます。

○**議長（新宮領進）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第100号を除く19議案については、お手元に配布しております議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第100号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも、休会中審査を終了されますよう、お願いいたします。

**△ 新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）**

**○議長（新宮領進）** 次に、日程第39、新たに受理した請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願1件及び陳情1件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 散 会**

**○議長（新宮領進）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後2時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 浜 田 藤 幸

議 員 東 伸 行

第4回指宿市議会定例会会議録

平成26年12月10日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	19番議員	下川床 泉
21番議員	新宮領 進		

1. 欠席議員

18番議員 新川床 金 春

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	高 野 重 夫	市民生活部長	大久保 正 一
健康福祉部長	下敷領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸

農政部長	新 留 幸 一	建設部長	三 窪 義 孝
教育部長	浜 島 勝 義	山川支所長	馬 場 久 生
開闢支所長	下 吉 耕 一	農政部参与	池 増 広 行
建設部参与	光 行 忠 司	総務課長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	危機管理課長	森 和 美
財政課長	上 田 薫	市民協働課長	上川路 正 和
税務課長	中 村 孝	環境政策課長	井 手 久 成
長寿介護課長	大久保 成 人	商工水産課長	中 村 俊 治

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び森時徳議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 改めて、おはようございます。現在、衆議院選挙が行われていますが、元自衛官が立候補しております。この方は、現役時代は有事の際は戦地に赴き、後方支援の下士官でした。日本の平和を守るための専守防衛、ときには東日本大震災のような未曾有の災害に身を挺しての救援活動、どれも国民のための重要な任務であり、誇りでした。ところが、安倍自公政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行したのです。首相官邸前で若者たちが戦争反対の悲痛な叫びを挙げる中で強行でした。この方は元自衛官として、平和を脅かす集団的自衛権には断固反対です。国民無視の閣議決定は完全なる憲法違反です。政治家が憲法を守らないでどうするんですか。子ども達にどう説明するんですかと立候補しております。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の中から戦死者を出さず、平和を守り命と暮らしを守る立場から一般質問を行います。

償却資産税について質問いたします。私はこれまで何度もこの問題について、取り上げてまいりました。これまでの答弁では、市町村合併に関わる協議の際、指宿地域においては課税され、山川地域及び開聞地域ではほとんど課税されていないことが判明したことから、合併から統一して課税を行うとしていますが、合併前、山川・開聞地域で課税をしなかったのは、当時の両町長さんが農業振興策として課税しなかったのではないのか。この問題をどのように捉えているのか伺います。

また、硬質ハウスの場合、負担が能力を超え、農業経営に影響を及ぼすことは分かりきったことではありますが、支援策について考えたことはないのか。ないのであれば、これから検討する考えはないか伺います。

次に、指宿市学校の在り方について質問いたします。語る会を市内各地で開催しているが、どのような説明をし、どのような意見があったのか。また、今後、どのような方向で検

討されるのか。

次に、利永小学校においては、運動会を同時に区の運動会と開催しながら、伝統・文化も子ども達が披露したり、区の行事も子ども中心に取り組んでいるが、地域の行事や伝統・文化などの地域との関わりについて、学校の役割をどのように考えているのか質問いたします。

これで、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 硬質プラスチックハウス、一部の農家、マンゴー農家等で設置してある施設でありますけれども、これに対する償却資産税については、地方税法第341条第1項第4号において、土地・建物以外の事業の用に供することができる資産で、その原価償却額又は原価償却費が法人税法及び所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものは償却資産として課税の対象とするとの規定に基づいて、市税条例においても、固定資産税は、土地・家屋償却資産をもって称するとされていることから、課税の対象としているところであります。なお、この条項は、合併前の旧指宿市・山川町・開聞町の条例にもあったところがございます。議員もご承知のとおり、償却資産に関する訴訟、訴えが起こされ、今年の10月14日には鹿児島地方裁判所の判決が言い渡されており、主文の内容としましては、原告の請求を棄却するというものでございました。しかしながら、原告、訴えた方でございますが、高等裁判所に控訴していることから、今後も係争していくこととなるところであります。この裁判においては、農業振興の取組として課税しないとしたこと等について、法的な部分が争点となっており、司法の場での判断に委ねられているところでございます。

次に、硬質プラスチックハウスについては、地方税法上、事業用償却資産として固定資産税を課税することとなっておりますが、降灰対策事業で導入されたハウスにつきましては、現行においても、国及び県から65%の補助金を受けるほか、残りの35%につきましても、低利の貸付制度や貸付利子に対する利子補給といった優遇措置が講じられているところであります。一方、固定資産税の減免につきましては、個々の納税者の担税力、税を払える力に着目し、徴収の猶予、納期限の延長等、納税が困難であると認められ、真にその能力がなく、やむを得ない限り、市町村の条例の定めるところにより減免を行うことができると規定しているところであります。したがって、税の減免につきましては、ほかの納税者との税負担の公平性の観点から見ても、減免を相当とする公益性と公共性があるものに限って減免を行うべきであり、硬質プラスチックハウスに限定した減免は、適用が難しく適切でないと考えており、また、緩和措置につきましても同様と考えているところであります。税としての公平性・平等性が求められることから、税は税として課税・徴収することが大切であると考えますし、課税しないというような手法での支援策は考えるべきではないと思っております。

なお、議員の皆様にお願ひでございます。子ども達が社会科の勉強に来ておりますので、難しい言葉は一部、解釈を補足しての答弁にさせていただきましたことを、お許しいただきたいと思ひます。

○教育長（池田昭夫） 指宿市の学校の在り方について、まず、語る会でどのような説明をし、意見があつたのかというご質問ですが、今年7月23日から10月3日にかけて、市内全域の小・中学校、16会場において、学校の在り方について語る会を開催いたしました。語る会では、学校の現状、児童・生徒数の推移等について説明し、質疑応答、意見交換などを行いました。各会場では多くの市民の皆さんから意見をいただきました。その中から幾つか紹介いたしますと、学校は地域の大きな精神的支えであり、学校がなくなると地域が寂れる。子どもを産み育てやすい環境づくりなど、学校統廃合より人口増加のための対策が先であるとか、小規模校では競争心が低下しているのではないかと。子どもが中心となる考え方をすべきであるとか、具体的な統廃合パターンがないと議論ができない、などがありました。

次に、今後、どのような方向で検討されるのかというご質問であります。学校の在り方について語る会に出された意見等を基に、学校の在り方について考える会の地域部会を開催し、委員から意見などをいただきました。その後、地域部会の代表者の会である学校の在り方について考える会で意見交換を行っているところでございます。これまでの協議を踏まえて、今後も地域部会などを開催し、意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、地域行事や伝統・文化などの地域との関わりについて、学校の役割をどのように考えるかというご質問でございます。地域に伝えられる行事や伝統・文化については、そのときどきの地域住民が暮らしを通して築き上げ、世代を超えて継承されてきたものであります。基本的には、地域の全ての皆さんが主体性を持って、継承して守っていくことに意義があるのではないかと考えております。小・中学校においては、地域の方々の協力を得て、郷土の伝統的な芸能の継承や発表、ボランティア活動、郷土の自然の調査・見学など、それぞれの学校が地域の特色を生かした教育活動に取組み、子ども達が郷土を愛し、郷土に誇りを持つ態度の育成を図っているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 償却資産税の問題で、今、裁判の判決も出たという答弁もあつたわけですが、合併する前、旧山川町と開聞町については、償却資産税を取ってなかったと、これは事実ですよ。

○市民生活部長（大久保正一） 償却資産税の申告につきましては、地方税法第383条において、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産について、価格の決定に必要な事項を1月31日までに市長に申告しなければならないと規定されており、その申告に基づき課税を行うこととされているところであります。合併前の山川町における課税についてですが、平成16年度分で申し上げますと、活動火山周辺地域防災営農対策事業

を活用して導入した、硬質プラスチックハウスや中期展張型ハウスなどを取得した12の個人及び団体の方からの償却資産申告に基づき、固定資産税の課税を行って完納されていることから、農業振興の観点から一律に課税をしないというようなことにはなっていないところがあります。また、合併前の開聞町におきましても、税の公平性に基づき、合併協議により平成18年1月1日以降の建築分から課税を行うこととともに、それ以前に建築された既存の施設については、遡及をせずに耐用年数を勘案し、平成18年度から統一して課税を行うこととしたところであります。

○5番議員（吉村重則） つまり、補助事業を受けるときに、償却資産税は換算されてないわけですよね。これは、県の方に計画書を出す時点でされてないわけですよ。農家が申告をしなかったと、これは農家責任なんですか。それとも、補助事業として行政は農家にそういう農業振興のために推進をしながら、そういう説明もせずに、これは農家に責任があるんですか。行政の方にあるんですか。

○市民生活部長（大久保正一） 償却資産税につきましては、今、申し上げたとおり、申告義務もございます。そして、その申告を受け付けて課税ということになるわけですが、それがない場合は調査権とかありまして、調査をして課税をするべきものだと思っております。

○5番議員（吉村重則） つまり、行政が怠慢をしたと、旧山川町・開聞町については、償却資産税を取らなかったということは、行政が怠慢だったということなんですか。

○市民生活部長（大久保正一） 議員の言われる、その怠慢とは、また別なものだと思っております。旧山川町・開聞町においては、そういう議員の言われるような風潮もあったのではないかと思いますけれども、税としましてはそのようなものではなくて、先ほど市長の方からもありましたけれども、旧山川町・開聞町・指宿の条例については同様でございます。条例の中では、固定資産税は土地・家屋・償却資産をもって固定資産税となすということで、課税をするようになっているわけでございます。

○5番議員（吉村重則） ちょっと、私は理解できないんですけど、申告をしなかった場合、今度は行政には調査権があると。ちゅうことは、それは、職員に問題があるわけですか。それとも、当時の町長さんの場合は、そんだけの権利があるわけですよ。そんだけの施策をするという権利があるわけですよ。確かに、条例はできてません。できてないんですけど、当時の町長さんがそういう農業振興のために、こういうことをしてますよという中で、職員の皆さんは動いていると思うんですけど、誰に責任があるんですか。それだったら、何でそういうことが許されるのか答えてください。

○市民生活部長（大久保正一） 先ほども申しましたけれども、やはり、税は地方税法や条例に則って課税をしていかなければならないものと思っております。その税について、課税できるものを課税しないとかなではなくて、税は税として徴収することが大切でありますし、そう

しないと税への信頼性もなくなるものと思っております。以上です。

○5番議員（吉村重則） 何でここまで私がやるかというのは、合併前に硬質のハウスを3億円で、補助金も含めて3億円ぐらいでやりましたとなった場合には、1年間に350万の償却資産税が生まれるんですよ。農業経営の中で350万、簡単にできる問題じゃないんですよ。農家が補助事業を申請した時点で、償却資産税が勘案されていたならば、補助事業は受けませんでしたと。当然ですよ、経営は成り立たないわけですから。経営が成り立たないのに補助金を出す。合併前は取りませんということを言っているながら、合併協議会の中で取るように決めましたって、決めた時点で農家のいろんな経営状況とか、そういう農家との話し合いは何にもされてないわけですよ。ですから、農家は補助事業は受けますよと、それは償却資産税は勘案されてない中で、合併協議が始まりました。計画の段階では取りません、合併協議会で決めました。いざ作ってみたら350万というお金が出てきたと、これはとんでもない話だというのは、本当、大変なことですよ。だから、農業振興のためにやったものを、農業を潰すために、こういう補助事業に取り組んだとしか捉えられないわけですよ。ですから、合併前に、なぜ、こういう山川町・開聞町で償却資産税を取らなかったのは、農業振興策だったのかどうか。農家は、農業では一生懸命、プロですよ。税金については、ほとんど分からないですよ。ですから、合併前、山川町・開聞町の場合は農業振興策としてやったのか。それとも、行政の怠慢なのか、そこを確認してるんですよ。そこをはっきり教えてください。

○市民生活部長（大久保正一） 先ほど、山川町の課税の内容も申し上げましたところです。山川町におきましては、その降灰対策事業で受けたハウス等、要するに、硬質プラスチックも含めて、中期展張型のハウス等も、中期展張型と言っても何1,000万単位ですから、ハウスですから、それについての課税もあるところです。そして、硬質プラスチック、その中には、平成16年度の方なんですけども、硬質プラスチックの方もいらっしゃいまして、その方は16年度に自分で申告をして、課税額が56万2,600円、17年度には50万1,200円という課税に対して、それぞれ完納していらっしゃる方もいらっしゃいます。そのような形で、どこまでの線引きをしてそういうこともしていたのか、というのも不安定でございまして、正に今、裁判の中で議員の言われているようなことが争点となって進められているところであります。ですので、我々としましては、この司法の場での判決というか、判断を重く受け止める形で、まずは、その判決を待ちたいと思っております。

○5番議員（吉村重則） 確かに裁判は行われております。しかし、合併前の農業振興策だったのか、そこを明確にしてくださいよ。これは計画の段階で勘案されているならば、硬質ハウスの人たちは、ほとんど作りませんでしたとはっきり言っているわけですよ。ですから、行政がそんな曖昧な形であれば、農家は行政を信用したのに裏切られることになるわけですよ。ですから、振興策だったのか、農家が申告をしなかったのが問題だったのか、そこをはっきり、明確にしてください。

○市民生活部長（大久保正一） 今、議員の方でその部分を明確にしてくださいということで言われておりますけども、正にその部分が裁判の中で係争されているわけですので、やはり、それは司法の場で、司法の場に委ねられているわけですから、それを待ちたいと思っているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 合併前、農業振興策として、山川・開聞の方では取り組んできているから、補助事業の計画の段階で、県の方に申請をする段階で、もし、償却資産税が加味されていたならば、硬質ハウスは補助事業として成り立たないわけですよ。赤字事業に対して、国とか県は補助事業を出すんですか。どうですか。赤字事業でも出すと捉えてよろしいんですか。教えてくださいよ。

○市長（豊留悦男） もう、明らかなように、この事業は農業振興のための事業であります。ほかの市町においても、同様な事業が導入されているわけでありまして。旧山川町・開聞町・指宿市、それぞれ農業振興をその当時の行政施策の柱として、この事業を導入したことには疑いはありません。しかし、その捉え方が、合併当時、統一をする必要があると。それでないと新市としての農業振興の方向を同じ方向で進めるためには、合併協議の中でいろいろと協議をし、このように、この硬質プラスチックハウス等についての償却資産税については、慎重に協議がなされたものと思っております。そういう意味で、遡及せずに、つまり、前に返らないで耐用年数等を勘案し、この償却資産については農家に理解を求め、そして、新市になってこの税の公平性・透明性を確保しながら、農業振興を図ろうという、そういう事業に、新市になっても受け継いできたところでありまして。農業振興という意味で、このプラスチック、いわゆる硬質プラスチックに対して、赤字という前提で造った農家はいないのではないかと思います。やはり、この事業を導入するにあたっては、農業の収益性を勘案し、そして、この事業を導入しただろうと思えます。赤字が見込まれるので、又は、この税というものに対して払うことができないのでという前提で造ったかどうかは、その農家でないと分からないだろうと思えます。この件については、合併当時からいろいろと議員の方々から質問をいただいている事項でありますし、ある程度、行政としても判断できる最大限の努力はしてまいりました。そういう意味で、今回、やはり、この解決には司法の手に委ねるしかないだろうということで、今回、このようなことになった次第であります。是非、ご了解をさせていただきたいと思えます。

○5番議員（吉村重則） 今、市長の方で、農業振興のためだと。赤字になるか、どうか、そういったことは考えてないという話だったわけですけど、農家は確かに償却資産税そのものがなければ、黒字経営の中で、農業振興策として十分やられているわけですよ。この償却資産税が大きすぎるわけですよ。本当に500万も600万も利益が出てて、300幾ら払えないというんだったら大問題ですよ、それは。しかし、計画の段階でそんなに利益の出る経営内容ではないし、とにかく安定して1年を通して出荷ができる、経営ができる状態、安定した経営

を作るために、補助事業を受けているわけなんです。ですから、本当に計画の段階で償却資産税が加味されていたならば、農家は当然、やりません。600万、1,000万の借金を抱えていますよ、今。今の農業、農産物の価格の中で、返すことはできないですよ。ですから、私が敢えて聞くのは、合併前の山川・開聞について、農業振興策として行政は取り組んだのか。それとも、農家が申告をしなかったから悪かったんだと、農家に問題があるんだと、その点を明確にしてくださいよ。

○市民生活部長（大久保正一） 今、議員が縷々言われている内容につきましても、裁判の中で係争していく中でですね、言われている中身でございます。正にその裁判の中の内容でございます。今、言われている部分につきましても、関係者らの証人によって立証されつつあるんですけれども、そういうことで、ここの場の中でそれがどうのこうのという部分につきましては、司法の場の判断に委ねていますので、それでご了解いただきたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 市長の答弁の中にもいろいろ、検討して、遡っては課税はしないということも含めて、いろいろ検討されたという話がされたわけですけども、そういう中で、今、農業経営の実態について、その合併協議会の中で協議をされた内容ですよ。本当に農業の経営がどういう中で、償却資産税を今までかけてなかったものをかけるようにするとなった場合に、そういう農家の実態なんかについては、どういう調査って言ったらいんですか、そういうことがなされてるんですか。市長はいろいろ検討した結果、かけるようになりましたという答弁をしているだけに、農業経営の実態について、どのような中身が、それだったら検討されたのかどうか。

○市長（豊留悦男） 私、就任した当時、1年目でございますけれども、マンゴー農家、いわゆる硬質プラスチックを設置してある農家の方々の研修会に参加をさせていただきました。その場で、特にマンゴー農家等の経営状況について、いろいろ、直接お聞きをしながら、償却資産税の在り方について、私の方から理解を深めたところでございます。そのときに、重油等の燃料等が高くなって大変苦しいと、だから、このことについては様々な観点から考慮していただきたいとか、そして、これまでの旧山川町・開聞町の農業振興、指宿の農業振興についても、方向性は農業振興という形でのこの事業の導入でありますので、同じような形で公平性というものを保たなければならない。その税金というものについて、今、経営が厳しくて払えない状況であるとすれば、税を理解していただいて、払うという、そういう、いわゆるスタート地点を同じにしていきたいという、そういう話を私が直接、農家の方々にいたしました。経営の研修の場でしたけれども、この償却資産については、一刻も早い終息を見たいという私の思いから、その研修の場で話をさせていただいたところでございます。その結果、大部分の方々からご理解をいただき、払える範囲で税金を払っていこうという、そういう形ができたわけですけども、一部の方々からは、このことについて理解が得られず、残念ながらこのように法場でその裁きを受けるという形になった次第でございます。

一応、これらの流れを踏まえて、私としてもこの償却資産の問題については、この裁判の結果を待ちたいと思っているところであります。

○5番議員（吉村重則） あくまでも、緩和策とか支援策とか、そういうところは全然検討がされてないという答弁だと思うんですが、さっきも言いましたように、3億円の補助事業だったら、約300、320万ぐらいですか。1年間に320万ぐらい課税がされるわけですよ。そうなってくれば、今までになかったものが320万は払っていかなきゃならないと。農業振興というのであれば、これに対して緩和策、例えば、5年間については、自己負担分に対してかけますよと、6年後からは残存額に償却資産税をかけるということなんかも、そういう緩和策なんかも必要だと思うんですけど、その辺では、とにかくもう、公平性・平等性だからかけざるを得ないという方向でしか、もう捉えることはできないんですか。

○市民生活部長（大久保正一） 議員のおっしゃられていることにつきましては、多分、補助分に対する課税を5年間を行わないとか、そういう類の支援策を検討することはできないかというご質問だと思いますが、補助金等を活用して資産を取得した場合に、法人税法及び所得税法上の取扱いにつきましては、圧縮記帳という制度があります。圧縮記帳とは国庫補助金、工事請負金及び保険金等により資産を取得したときに、その取得した資産の価格から受領益、又は譲渡益に相当する額を控除した額を法人税法等における取得価格とする制度であります。つまり、補助金分をのけて、その後がその課税上の価格とするという内容なんですけれども、しかしながら、地方税法上の固定資産税の課税の取扱いにつきましては、その資産の本来の価格、つまり、取得時における正常な価格を課税標準額としなければならないとされていることから、補助分に対して課税をしないというような手法での硬質プラスチックハウスに対する課税は適応が難しく、適切でないと考えております。

○5番議員（吉村重則） 地方税法とか、法に基づいての、今、答弁だと思うんですけど、農業振興策として市長がやる気があるのかどうか、ここにしかないんですよ。農業振興策としてやる場合に、職員ではできないわけですよ。トップでなければこれは支援策としてできないわけですから、市長自身はこれに対して、本当に農業振興という、合併する前、山川町・開聞町においては償却資産税を取ってなかったと、農家も事実、言っているわけですよ。取ってなかった。それは、当時の町長さんが農業振興としてそういう政策をやっていたから、納めなくてもいいという捉え方ですよ。今の状態、硬質ハウスの経営状態を考えたときに、本当に農業振興策としてやるためには、合併前、山川・開聞は取ってなかった。合併後取るようになったんだけど、経営がこういう状態であれば、こういう支援策をやりますよと、市長がやるかどうかだと思うんです。市長、どうですか。

○市長（豊留悦男） この償却資産税をもって、農業振興に対する私の取組が不十分であると、農業に対する理解がないという、そういう、いわゆる農業に対する私の姿勢を問われるような、そういう言葉が聞かれたのも事実であります。しかし、この償却資産税をもって農業振

興という考え方はしておりません。就任1年目にこの償却資産税について、なかなか理解をいただけない農家については、私は直接出向きました。私の農業振興に対する思いも伝えました。忘れもしません、12月30日、9時頃から11時半頃まで、2時間半にわたって、私は切々と今後の農業振興策、そして、経営状況の苦労も聞きました。その前提として償却資産の在り方について、理解を示してほしい。例として、100円納税をする義務があるとすれば、今、こういう状況であり、燃費に大変お金がかかっているのです、今は10円しか払えない。今後、この経営が上向いてきたときには、次はこうして払いますという、そういう相手の理解をいただきたいために、私は行ったわけであります。その前提がそろった段階で、次の利子補給についても、様々な農業振興策についても考えますので、是非、ご理解をいただきたいというお願いに伺いました。私はこの農業振興という面で、それぞれの農業振興策があった旧3市町において、いわゆる、山川・開聞・指宿において、農業を今後、どうするのかという前提は揃えなければ、支援策はなかなか、共通した農業支援というのはできないだろうという思いで、私は努力をしてみいました。合併4年で、実はこの償却資産については、解決してほしいという思いもありましたけれども、合併して5年、6年、7年、私の1期目についても、この問題は引きずってまいりました。どこかで線引きをし、そして、他の市町が行っているような税の在り方に戻すべきだという私の思いがあったから、今回、このような形で司法に訴えるという手段を講じたわけであります。やはり、農業振興については、どこにも、誰にも負けないような思いがあるのが議員も理解をしていただきたい、そう思っております。

○5番議員（吉村重則） 私の言っている農業振興という面では、確かに、いろいろな面で農業振興としては取り組まれている。しかし、この問題については合併前、補助事業をやる前に、なぜ、それが農家に伝えられなかったのか。償却資産税そのものが。そこが問題なんです。実際として経営的には苦しい中で、一生懸命頑張ってます。頑張っているだけに、行政としてもそういうことを農家に伝えなかった責任もあるし、農家としてもそこまで認知しなかった、償却資産税について考えなかった部分もあると思います。だから、そこを精算するために、農業振興はやりながら、その合併前のそういう不公平なことに関して、何らかの緩和策を設けるべきじゃないんですかと。だから、本当に農家の人も話をしました。私はこういう5年間については、自己負担について、6年以降は総額に対して、償却資産税をかけるような、そういう緩和策もあるよねと。だから、そういうことは行政の方から出てくれば、まだ、前向きの方になれるということを言っているわけです。だから、農業振興策がどうのこうのじゃなくして、合併前のそういう、問題を解決するためには、やっぱり農業を、今の硬質ハウスを守るために、そういう支援策が必要じゃないですかというところでやっています。どうですか、市長。

○市長（豊留悦男） 議員は農業委員をされていて、そして、農業をする側、いわゆる農家の側

に立って、本当に議員の思いを切々この一般質問の中でいただいております。農業振興を図る上で、大変、私も勉強になります。しかし、合併協議の中で決められたこと、それ以前はそれぞれの山川町・開聞町・指宿市、それぞれの取組があったのかもしれませんが。先ほど申し上げましたように、合併という、新しい新市指宿になるときに、協議をし、償却資産についてのある結論がなされたわけであります。県内のいろいろな市町を見ても、償却資産税等については、徴収しているところがほとんどであったと、私は記憶しております。ただ、開聞町・山川町においては、農家を守るという、そして、農家を元気にするという支援の一環として、この償却資産税については、それぞれの配慮がなされていたらと思います。合併したときに、じゃあ指宿は償却資産をこれまでかけてきたと。合併してほかの町がやっていなかったから、これまでかけていた分を払えと、例えばです。そういう前提を揃えるために、もし、そうなったときにどうなるのかとか、いろんな課題を考えながら、合併協議の中で、恐らく幹事会だろうと思いますけれども、償却資産についての結論が導き出されたものと思います。その、私が言いましたことは、その前提を揃えた中で、次の策として、厳しいのであれば次の手を打たなければならない。打つためにいろいろなところに出向いていき、声も聴きました。償却資産については、厳しいという現実がある中で、じゃどのように理解を深めていくのか、さっき申しました利子補給であり、そのほかの支援策であり、様々な方法も、今後、考えていきたいとは思っているところであります。

○5番議員（吉村重則） 硬質ハウスも、もうできて8年・10年なる中で、この前の18号・19号の台風で、ちょっとやられただけでも、すぐ200万とか300万の工事代、修理、修繕費がかかるんですよ。だから本当、農家としては、今の施設のそういう整備とか、いろんなのにもお金がかかっていく中で、償却資産税の滞納は600万とか1,000万とか、そういう本当、大金を抱えている中での経営になっているのは事実です。ですから、やっぱり、合併する前、補助事業のときにもそういうことを、農家にも説明をしなかった責任は行政の方にもあるわけですから、本当に農家と、もう1回、懇談をして、何らかの支援策をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、学校の在り方について質問いたします。13か所でしたっけ、学校の在り方について説明がなされて、アンケートなんかもしたりとか、いろいろ統廃合を前提とした説明ではないかという話なんかも、意見が結構出ているようですが、やっぱり、市町村合併のときに、南九州市の場合は、分庁方式にしてしてますよね。指宿市の場合は、支所方式にしたために、山川・開聞の疲弊、地域の疲弊というというのは凄く進んでいるし、これはもう、どこ行っても、山川・開聞の方から言われるわけですが、やっぱ、本当に地域が疲弊していくところを心配しているわけですよ。そういう中で、やっぱ、学校の統廃合について、本当に地域から学校がなくなった場合には、いろんなそういう地域の活性化は、完全に失われていくんだというような話が聞かれるわけですよ。そういう中で、利永小の場合、区

長さんとお話しをしたんですけど、父兄の方には農家がないということで、地域の皆さんが出て、芋を植えたりとか大根なんかを植えて、それを福島の方にも送ったりということで、地域の中で本当に子どもを大事にしているし、子どもを中心にした区の運動会、区の行事なんかも取り組まれているという中で、やっぱり、学校教育の在り方の中で、地域との兼ね合いですよね。その辺を、今後、こういう地域の中でそういう会議を、地域の代表の方々の意見を聴いて、今後、いろいろ決めていくということで答弁がされたわけですけど、そういう、本当に代表だけでなくして、地域の方々とのそういう意見を、今後、生かしていただきたいんですが、その辺はどうですか。

○教育長（池田昭夫） 学校の在り方について、語る会で、やはり地域や保護者の方々から、地域への思い、学校への思い、そしてまた子どもへの思いなど、様々な意見をいただいたところでございます。そして、地域と学校との関わりは非常に大事なことでありまして、やはり、今後の学校の在り方の検討における重要なことの一つではないかなと考えております。これから、具体的な検討に進んでいった場合、地域行事、又は地域との関係などを皆さんと一緒に議論を重ねていくことは、大切じゃないかなと思っているところです。

○5番議員（吉村重則） 本当、地域から学校がなくなっていくということは、統廃合がなされて地域に子どもが帰ってきたとしても、地域にあるとき、学校との地域との関係とすれば、段々薄れていって、地域の活性化が失われていくという部分では、非常に大事な部分だと思います。統廃合がどうのこうのとか、そういう面では、もう、私も言えないわけですけど、した方がいいという方もいるだろうし、やっぱり、残してほしいという意見なんかもあると思います。ですけど、地域の中で子どもを育てていくと、学校では机上で勉強をするわけですけど、地域では、いろんなお年寄り、地域の方々の知恵が生かされていけるような、地域であり学校になってもらいたいと思っているわけです。そういう面で、本当に、こういう説明会をしたときに、人数的にはほとんど、そんなに来てないという話なんかも聞くわけですけど、本当にこう、地域のそういう声を吸収するための何らかの方法が必要だと思うんですけど、その辺では、今後、そういう検討委員会なんかもあるでしょうけど、その辺ではどういう方向で、今後、考えていくのか。

○教育長（池田昭夫） これから、また、いろいろ、地域部会で委員の方々の意見を聴きながら、そしてさらに、ある方向性が決まりましたら、また、いろいろと地域の人にも説明をし、そして、慎重に、地域コミュニティのことも考えながら、しかし、教育委員会としましては子ども達の教育をどうするのかということ、やはり、第一に考えながら議論を進めていくことになるだろうと考えているところです。

○5番議員（吉村重則） 利永小、利永校区の方から統廃合の対象にしないようお願いするという文書も市長の方に届けられていると思うんですが、この中で、児童数が21名だということで、書かれているわけですよね。利永っていったら、昔で言ったら今和泉村ですよね。今

和泉村から利永村，山川となってきたわけですけど，昔で言えば上野の方も今和泉村になるわけですね。そういう面から考えれば，やっぱ，通学地域というか，地域，学区の地域の変更とか，その辺では，今後，こう考えられないのか。児童数が少ないからという部分もあると思うんですけど，そういう面では，やはり，そういう変更なんかも，ある面では必要になってくるのではないかと思うんですが，その辺では，今後，検討はされないものなのかどうか。

○教育長（池田昭夫） 10月8日に利永校区から要望書が提出されましたが，やはり，今後の検討の中で，このような要望があることを念頭に置きながら，市民の皆さんと議論を重ねていきたいと考えております。

○5番議員（吉村重則） その学区についても。地域の関係。

○教育長（池田昭夫） 今後，学校がどのようなになるか，まだ，はっきり分かりませんが，やはり，全ての指宿市の学校の在り方ですので，そういったところも全体を考えながら進めていくことになるかと思えます。

○5番議員（吉村重則） 本当に，統廃合の問題は，地域において非常に大きな問題であると思います。地元で学校がなければ，地元で，もう言えば，住みたくない。子どもがいる人はいいんだけど，これからの人達がそういうことが生まれにくいような，地域も本当にこれから少子高齢化が進んでいく中においても，地域の活性化が失われないような検討をお願いして，一般質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 議席番号1番の外菌幸吉でございます。これより，再生可能エネルギーの把握と関与についてということでお伺いしたいと思います。

原子力発電再開の是非が問われています。再生可能エネルギーの導入についても，いろいろ言われております。日本は，火山・河川・森林に恵まれ，地熱発電や中・小水力発電，木材を燃やして発電する木質バイオマス発電，風力・太陽光発電等の多種多様な発電方法があります。俗に農産物においては地産地消，つまり地域生産・地域消費という言葉が言われますが，エネルギーにおいてもそういう考え方はできないでしょうか。送電線とかいろんな面があって，そのままとはいきませんが。基本的には身近なところで，この指宿地域において，再生可能エネルギーの現状把握が必要であると考えます。把握の方法としては，例えば，畑にできるのであれば，農地法とか農振地域の地域性の問題，そして，自然公園の地域内であれば，自然公園法，それから，面積によっては，国土法や山林の大規模の場合は，

山林法等があります。それから、温泉の利用については、温泉法があり、温泉審議会でチェックされると。税法的に見ますと、固定資産税の関係で鉱泉地は隣接する畑の10倍、いや、それ以上の評価がされます。それから、太陽光の発電についても、固定資産税については、償却資産の問題が生じてくると思います。私がまず、把握と関与ということを行いました。行政は干渉するのではないと思います。干渉と言いますと、自由経済でございますので、あまりにも行政が干渉することはよろしくないと思います。しかしながら、指宿市において、指宿市のいろいろな事業等、状況等を把握することは、必ず必要であると思うので、こういう質問をするわけでございます。太陽光発電が急激に増えています。事業参入のしやすさが最大の理由と言われます。太陽光発電は、必要な土地や設備の確保に目途を付け、事業開始の認可を受けてから約1年で発電を始められます。旧山川町地域だけでも、私が知るところで、家庭用以外で10か所以上、発電中及び工事中のところがあります。一方、風力や地熱は、場所の選択や環境影響評価に時間がかかり、発電開始まで5年から10年かかると言われております。一方、太陽光は晴天時の昼間には発電しすぎた電気が余り、天気が悪くなったり夜になったりすると、逆に必要な電力の確保ができなくなります。そこで、太陽光の稼働率、つまり、発電能力に対する年間発電量は、約13%といわれております。風力は約20%といわれています。ちなみに昼夜問わず、一定量を出力する原子力発電の稼働率は、80%といわれています。電力会社が安定供給のため、原発の再稼働が必要であるというのはこのためです。一方、太陽光においては大規模開発により、大分県由布市においてメガソーラー規制条例ができ、環境保護の問題が生じております。佐賀県ではあの有名な吉野ヶ里遺跡の近くで反対運動が起きております。場所によっては、排水の問題が生じてきているところもあります。この指宿市内における再生可能エネルギーの現状把握と行政の関与はという点で、太陽光・熱の利用発電について。家庭の太陽光もありますので、今回は、いわゆる事業用だけでいいと思います。

それから、2番目に地熱水の利用発電について。地熱発電所については、山川町福元の方であります。30数年前にあの土地において地熱発電の要請があった際に、山川町議会においては、地熱開発調査特別委員会というものをつくり、私が委員長をさせていただいて、北海道の森町とか、岩手県の葛根田・松川、それから大分、数箇所を視察させていただきました。ご承知かと思いますが、地熱発電所については2kmから3kmの深部、深い部分を掘るわけですね。それでやっていくわけですが、ほかの温泉、つまり、農業用・養魚用等の温泉に影響はないということでゴーサインを出したわけですね。最初は5万kwの予定もありましたが、現実には3万kw、今、3万あるのかどうか分かりませんが、ここ数日、蒸気が非常に外で出ております。あれは使われてないから、つまり、点検中か何かだと思っております。それから、旧指宿市におけるメディポリスの発電、地熱発電所の問題もあります。また、温泉熱バイナリー発電という表現をいたしました。経済産業省の資源エネルギー庁の書類などで

すが、温泉熱バイナリー発電とは、地下から取り出した蒸気・熱水を使って、水より沸点の低い媒体を加熱・蒸発させ、その蒸気でタービンを回す方式をバイナリー発電と呼びます。加熱源系統と媒体系統の二つのバイナリーの熱サイクルを利用して発電することから、バイナリー発電と呼ばれます。200℃以上の高温の蒸気でタービンを回す従来の地熱発電に比べ、100℃未満の温泉熱や蒸気を使って発電することができ、発電設備もコンパクトなため、導入・運用の手間が少ない発電システムと、資源エネルギー庁の文章にあります。それから、こういう温泉熱バイナリーの場合は、100mから500mぐらいの掘削だと思いますので、周囲の温泉の業者の方とか、農業用・養魚用等に影響があるかもしれないと言われております。そこで、温泉の掘削と利用等については、温泉審議会があるわけですが、温泉審議会は県の管轄で、今は加世田の保健所ですね。それから、指宿市においては、温泉井検討委員会というのがありますね。

3番目に水利用発電についてもお伺いしたいと思います。いわゆる小規模水力発電、大隅半島とか霧島の方で稼働しているところもあるようですが、水路等を利用して小規模で水力発電を行うやり方です。それから、揚水発電というのがあります。現在、日本では何箇所か行われているんですが、指宿市で考えますと、ファームポンドがありますね、畑かんの。小学校のプールの20も30も重ねたようなもんですし、高低差ができれば、できたファームポンドが二つあれば可能かもしれませんが、これは、畑かんの方でお考えになることであり、デメリットもあるかもしれません。昔、50数年前に私が聞いたことで、おお、そうなんだと思ったことがあります。揚水発電をできる大規模なところがあると。指宿市の地図を見たときに、池田湖と鰻池です。池田湖の水面上が鰻池の一番深いとこでしたかね、何かその、高低差がそんなにあるわけですが、こういうことも理論的には有り得るのかなと思ったりしております。それから、火力利用発電、ガス発電とかバイオマス発電というのがありますが、木くず等をペレット状にしたのを利用しているところもあれば、発電までいっていませんでしたけれども、北海道に視察に行ったところでは、ごみをペレット状にして、一部使っているところもありましたね。それから、波力・海水温度発電というのは、波の力でやるわけですが、この辺ではないと思いますがね。それから、風力発電は、アグリランドえいのところにもありますし、ヘルシーランドからは、大隅半島で20基ぐらい並んでいるのが見えますが、この指宿地域では多分ないんでしょうね。そういうことも含めてですね、行政の方でどのような把握をされているか、お伺いしてみたいと思います。第1問を終わります。

○市長（豊留悦男） ご質問をいただきました、自然エネルギー関係でございます。六つほど、エネルギーのことについて、縷々ご質問をいただきましたが、私の方から身近な太陽光・熱の利用発電等について、答弁をさせていただきます。

太陽光発電を含む自然エネルギー・再生可能エネルギーの活用は、国の重要な施策として位置付けられていることから、本市としまして、推進していくことが必要であろうと思

います。しかしながら、太陽光で1千kw以上発電するためには、1万㎡を超える土地が必要であったり、風力発電の稼働によって発生する低周波公害など、自然エネルギー施設の設置により生じる様々な問題があり、周辺の住民の方々の同意を得ながら進めるべきであろうと思っているところでございます。本市におきましても、屋根にソーラーを乗せている家屋を多く見かけるようになるとともに、メガソーラーと言われる大規模な発電施設もできております。太陽光発電の設置については、市町村への届出が必要となっていないため、国土利用計画法や自然公園法、森林法、農地転用にかかる届出、固定資産に係る家屋等の調査など、関連する業務を通じて情報を収集し、特に太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となるケースがあるため、現状の把握に努めているところであります。

太陽熱発電についても質問がありましたが、太陽熱発電設備が本市に設置されているとの情報は得ていないところであります。

以下、いただきました地熱・水力等の質問に対するお答えは、関係部長等にいたさせます。

○総務部長（高野重夫） 私の方から、地熱水の利用発電についてお答えさせていただきます。

まず、地熱発電所・メディポリスの発電の現状についてでございますけれども、本市における地熱水の利用発電については、平成7年に山川伏目地区で出力3万kwの山川発電所が、平成26年10月に出力1,500kwの株式会社メディポリスエナジーがメディポリス指宿敷地内で、それぞれ地熱発電事業を稼働しております。株式会社メディポリスエナジーの発電は、バイナリー発電方式と呼ばれ、山川発電所の蒸気・熱水サイクルのみで発電する方式と異なり、低沸点媒体のペンタンを熱水で加熱し蒸発させる仕組みとなっております。両事業所ともに本市と環境保全に関する協定を締結しており、この締結に基づき、周辺の既存温泉等への配慮をいただくとともに、周辺温泉のモニタリング等を定期的に行っているところであります。報告をいただいているモニタリングについては、これまで両事業所ともに大きな変化は見られず、周辺に影響を及ぼすような結果は生じていないところであります。なお、九州電力株式会社にあつては、国の地熱理解促進関連事業を活用し、地元ニーズを汲み取った地域共生策として、周辺農家へ余剰熱を供給する設備を今年度整備することとしているようであります。

次に、温泉熱バイナリー発電についてでございます。山川発電所近くの山川伏目地区で温泉バイナリー発電建設に関する情報が入りましたので、発電事業関係者を本年8月に庁舎に呼び、事業内容を聞き取りをいたしました。内容としましては、農家所有の泉源を利用し、排熱水を農業に再利用すること。発電建設用地を取得したこと。260kw級のバイナリー発電機を数箇所設置し、来年早々には稼働をしたいことなどございました。本市における温泉バイナリー発電につきましては、現在、この案件のみを把握しているところであります。

次に、周囲の温泉への影響についてでございます。従来の地熱発電は地下1千mから3千m

程度の場所にある、高い温度の熱水や蒸気が溜まっている地熱貯留層に向けて井戸を掘り、利用しますが、温泉バイナリー発電は地熱貯留層よりも浅い場所にある温泉帯水層にある熱水を利用いたします。従来の湧出量に応じた発電量であれば、発電に使う熱水の量にこれまでと変化はありませんので、周囲の温泉への影響はさほど心配ないと思われませんが、増掘するなどし、多量の熱水を使用すると、同じ温泉帯水層を利用する温泉に影響を及ぼすことも考えられます。

次に、温泉審議会・温泉井検討委員会についてでございます。温泉を掘削しようとする場合は、温泉法に基づく県知事の許可が必要となります。環境審議会温泉部会に諮問し答申を得て、許可等の決定通知がなされますが、事前調査として、鹿児島県温泉法施行事務取扱要領に基づき、関係市町村へ意見書を求めることになっております。今回のケースに鑑み、発電事業者が事業に着手する前に、どのような規模でどのような事業を実施しようとしているのか。また、周辺の温泉に影響がないかなどを事前に審査する機関の必要性を認識しており、その仕組みづくりのための条例制定を検討しているところであります。条例の制定にあたりましては、温泉資源は、市と市民の貴重な共有資源であるという認識の下、保護の在り方や活用の在り方について理解を深めていく必要があるのではないかと考えております。なお、本市におきましては、現在、温泉井検討委員会がございしますが、この委員会は、市内にある温泉井に支障が生じたとき、その支障と地熱開発事業との関係を調査する機関として設置しております。以上です。

○市民生活部長（大久保正一） 水力発電からあとについて、私の方で答弁をさせていただきます。

水力発電についてですが、小規模水力発電とは、水の持つ位置エネルギーを利用した小規模な水力発電であり、揚水力発電とは、夜間などの電力需要の少ない時間帯の余剰電力を使用して、下部貯水池から上部貯水池へ水を汲み上げておき、電力需要が大きくなる時間帯に、上部貯水池から下部貯水池へ水を導き落とすことで発電する水力発電であります。これまで、いずれの発電設備に関する問い合わせはなく、本市内に設置されたという情報は入っていないところであります。

次に、火力発電についてですが、ガス発電とは燃料の燃焼等で精製された高温のガスでタービンを回し、回転運動エネルギーにより発電する方式であり、バイオマス発電とは、廃材、穀物、生活ごみなど生物由来の有機物資源を原燃料として直接、あるいはガス化して燃焼させ、生み出した水蒸気やガスでタービンを回して発電する方式であります。ガス発電設備に関しましては、問い合わせや本市内に設置されたという情報は入っておりませんが、バイオマス発電については、平成24年度から25年度にかけて、県外の業者が本市内の未利用地を活用し、市内のホテル・旅館等から排出される食物残渣と畜産農家から排出される鶏糞・牛糞等を原燃料とする発電施設を設置する計画とのことでしたが、採算が合わない

とのことで断念したという経緯がございます。この件以外に、バイオマス発電に関する問い合わせや本市内に設置されたという情報は入っていないところです。

次に、波力・海水温度発電についてですが、波力発電とは、海洋の波エネルギーを利用し行う発電方式であり、また、海水温度発電とは、海洋表層と深海の海水の温度差を活用して発電を行う方式であります。これまでいずれの発電設備に関する問い合わせはなく、本市の近海に設置されたという情報は入っておりません。

次に、風力発電についてですが、風力発電とは、風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝える発電方式であり、近隣では南九州市や南大隅町に設置されておりますが、本市内には設置されておられません。過去に業者が風力発電施設を整備するという計画があったようですが、設置には至っておらず、その後、風力発電に関する問い合わせはなく、本市内に設置されたという情報も入っていないところであります。

○1番議員（外園幸吉） まず、太陽光発電の問題について伺います。仮称なんです、指宿・山川福元第1・第3太陽光発電所というのがあります。一月ほど前だったと思うんですが、福元公民館で説明会が行われて、参加させていただきました。面積の合計が、5万9,902.29㎡と、それから、発電出力が3,411.50kw、パネルの数、パネル数がですね、1万3,646枚ということですね。メガソーラーと言えるんでしょう。説明会以降、現場に3回ほど行ってみましたが、業者の方がいろいろな伐採等をやっておられます。自然公園法はどこいっちゃったのかなという感じもしますし、来年の夏になったらカブトムシやクワガタムシがびっくりこくでしょうね。そういう状況になっております。こういう状況でですね、先の説明会には市の担当者といいますか、見えてましたので、その後もいろいろお話しておりますが、こういう状況をどのように把握されていらっしゃるでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） 現在、太陽光発電施設が設置されようとしている竹山周辺は、旧山川町時代に宅地開発が行われた場所であり、開発当時は大規模に開墾され、道路も新たに設置されるなど、現在も区域内には住民が住んでおり、当時の建物も残っております。昔から現存していた自生の植物等が自生している箇所を中心にして、一帯が国立公園の第2種特別地域に指定されているところであります。今回の開発は、このような過去の状況を踏まえ、許可権限を持つ県及び国と1年以上協議の末、許可になった事案であると聞いております。許可をするにあたり、特に重要視されたのが景観上の問題であり、道路及び海上から施設が見えないことが条件だったと聞いております。また、保護地区に指定されてから長年経過していることから、大きく樹木が生長している一帯は開発を行わないこと、景観を守るために発電施設の周辺の樹木は残すこと、隣接している畑作への影響を考慮し、離れた場所を選定すること、さらに、畑作地帯への塩害等を考慮し、防風林的役割を担っていると考えられる一帯の開発は行わないことなどの条件を付して許可をしたと聞いています。なお、本発電設備の設計・施工に関しましては、KDDIエンジニアリング株式会社が

受けており、平成26年10月17日に山川福元公民館において住民説明会を開催し、施行概要等の説明及び住民の方の意見や要望等について、KDDIエンジニアリングの職員が回答を行ったと聞いているところでございます。

○1番議員（外園幸吉） 今、言いました仮称指宿・山川福元第1・第3太陽光発電所については、先ほど、カブト・クワガタの話もしましたが、一面から見ると、当時の開発業者から寄与を受けて、山川町道になっていた道路なんですけど、藪に覆われてまして、非常に景観上もよろしくないという意見もあって、道路なんかきれいにされていて、よかったと喜んでくれる人もいらっしゃいます。私は3回ほど行きましたが、はっきり言いまして、従業員の人も、車を道路に駐めててもさっとどかしてくれて、非常に好感を覚えております。そういう点もあります。あの場所が20年以上ああいいう状態ですので、何とかという気持ちもありましたし、また、道路も整備し、消防施設も整備されてるんですが、排水等でも宅地造成のところですし、そう問題はなかろうと思っております。物事、何が全部100点と言いませんけど、少しマイナスを入れても、それぞれの開発の意味合いはあろうと思ってます。ただ、一つですね。私たちが新聞・テレビ等を見ていまして、一般の人の常識としてはですね、太陽光の供給は過剰であると。太陽光発電については、九電は引き受けないんだというのが、もう、私たちの常識と言ってもいいぐらい入ってるんですね。先ほど言いました、旧山川町内の何箇所かある場所においてもですね、施設はできているのに繋げてないのと、線がですね。そういうところも言われるわけです。この九電が太陽光を買わなくなったうんぬんは、9月から11月の新聞・テレビで何度も出てきたわけですが、今、工事着工してですね、そういう九電が買電するということになると思うんですが、その点は問題はないんですか。

○環境政策課長（井手久成） 九州電力の買電につきましては、ご承知のとおり、今、受付を行っていないという状況でございます。議員おっしゃられましたように、太陽光につきましては、春や秋の晴天時などに昼間の電力を太陽光・風力による発電電力が上回って、電力の需要と供給のバランスが崩れるということから、電力を安定して届けることができないという判断になっているようでございます。受付をされるものについては、指定時間帯に九州電力系統へ逆に電気を流す、逆潮流を行わないということや、その時間帯に完全に自動停止する装置を具備しておけば、九州電力に接続していいというようなこともございます。ただ、9月24日以前に受け付けたものについてはその限りでないということですので、今後は許可が既に行われているもの、今後、協議していくものがあるかと思えますけれども、九州電力と事業主の方で協議されていくものだというふうに考えております。

○1番議員（外園幸吉） 今の答弁を聞くと、できたけれども、あとでうんぬんということはないと信じていいんでしょうね。この太陽光発電についてもですね、先も申し上げましたように、後ほどの同僚議員の質問もあるようですが、償却資産という問題もありますんでね、その償却資産税については後ほどに譲りますが、きちんとした把握をしてください。あのです

ね、ちょっと余談になりますが、先の決算の特別委員長の報告のときに申し上げましたけれども、指宿市における水路とかですね、里道の売却についての話の中で、指宿市有地、公有地ですね。地先という表現が出て、委員の中からも出たんですが、地目変更とか所有権移転は買った人がやるんだから、私たちは地先ですという表現だったですね。一般的に言うんならば、1,000番の1・2・3とかそういう枝番の付いた土地が何㎡と現に、生じるわけです。それを業者が、買った人がやることですからという、決算の書類出てくるわけですね。委員の指摘もありましたけれども、その固定資産税とかそういう税務課と連携が取れてるんだろうかと。市役所は縦割りだとよく言われるんですが、そこをですね、財務で売ったところが把握してて、税務に回すべきなんです。この償却資産の場合もですね、そういう横の連携を取らなきゃいけないと、そういうことなんです。これは申し上げておきます。

それでは次にですね、温泉熱バイナリー発電、長々と資源エネルギー庁の見解を先ほど述べましたけれども、この深さの問題等があるわけですね。それで、温泉審議会に出す申請は、20数年前は200mだったんです。ところがですね、いろんなことありまして、例えば、200mの範囲で掘れるところはかなり限られるわけです。そして、一畝30坪ですね、30坪を宅地並みの価格、1万・2万とか買って、温泉を掘った人もいます。そういう具合で、途中から150mの制限になったんですが、その辺で先の答弁の中にちょっとありましたけれども、普通の状況で施設園芸とか養魚とか使ってるんだったら、今まで特にこう話を、悪い話を聞いたことはないんですが、そのバイナリー発電・温泉熱発電という形で、たくさん引くと周囲に影響は出ないだろうかという危惧が温泉所有者の中にもあるわけです。私の見聞きしたところではですね、ある人が掘ったところが詰まって、5m替えたら出なくなったというのもあるんです。温泉については、地熱もなければいけないし、いわゆる水もなければいけない。水たまりなのか層なのかですね、100m・200m潜ったことありませんのでわかりませんが、温泉掘削の業者はいろいろなことを言われますし、いろんなデータがあります。重ねて言いますが、その辺のですね、既存の温泉所有者・利用者についての影響について、どのように考えてますか。

○総務部長（高野重夫） 従来の地熱発電でいけば、1kmから3kmという形で温泉とは層が違うと、深度が違うという形でこれまできまして、山川地熱発電所についても、周辺の温泉層とは、温泉を利用する方々の層とは違うということで、これまでモニタリング等を通して特に影響は出ておりませんが、従来、ある泉源を活用して温泉を活用してバイナリー発電をすれば、今まで使っていた湯量をそのまま発電に使ってということであれば、そんなに影響はないんでしょうけれども、増掘をしたりして、使う熱、熱量が多量に使うようになれば、同じ熱水帯と申しますか、そういう層にある付近の泉源には、多少なりとも影響は出るのではないかというふうに考えております。

○1番議員（外園幸吉） 今、おっしゃったことをですね、どのような形であなた方が把握でき

るか、お伺いします。

○総務部長（高野重夫） 温泉の掘削の権限は、知事にありますので、知事のところに上げる揚水のポンプの量でありますとか、そういう部分で、もし変えたら、その変更届けが必要になってまいります。市の方には直接、そういうような届けの義務がないことから、県と連携を取って状況の把握に努めているところでございます。

○1番議員（外園幸吉） 今、おっしゃったようにですね、最初申し上げました温泉審議会は保健所、以前は指宿の保健所にあったんですね、事務方がですね。ところが、今、加世田ですね。あなた方のその権限もありませんし、調査もできるのかな。立入調査というの。以前、悪臭の問題について立入調査権が条例的にあるだろうに、していないという話もある議員から出ましたよね。権限もないのに、そういう把握が、ただ、加世田の保健所から持ってくる書類だけなのか。確かに、温泉の掘削申請をする場合は、口径から深さから使用目的まで、いろいろ制約があります。ここに申請書持ってますけどね、それにしてもね、どのように把握できるのか。これは世間の噂ですけど、農業用で申請していながら、直接タッチしている人が、その温泉熱の人だという噂もあります。そうするとですね、保健所としても許可条件に合わなかったり、目的ですね、それから口径・水量、あなた方はどういうふう把握できるかと、さっき聞いたわけです。

○総務部長（高野重夫） 温泉を掘削する場合は、許可申請書というのを県知事宛に出します。その、掘削にかかる温泉の利用目的については、浴用なのか園芸の熱源として利用するのか、配湯なのかというようなそれぞれの利用の目的もありますし、あと、掘削しようとするその口径でありますとか深さでありますとか、動力装置等の届出も、その申請書に記入するようになっておりますし、それが県の方に出されますので、市の方には直接的にはそういう権限もございませんけれども、ただ、その県が許可をする中で、地元市町村の意見という形で意見書の聴取がありますから、それらのところでいろいろ現地を踏まえたり、そういう国道の自然公園とか農用地区域とか、そういうような法的な規制等を考慮しながら、意見を付して知事に出しているというような状況であります。

○1番議員（外園幸吉） さっきから聞いているのはですね、その手続き的な県の事業うんぬん、書類が来るうんぬんだけれども、加世田から見に来ますか。私たちは、あなた方も、10分あれば行けますよね。そして、櫓が建ってますよね。分かりますよね。掘ってるとか。誰が見ても分かる状態。だけど、現実に行ってですね、見ますか。1週間、2週間、月に1回行ってますか。権限というのは、先ほど言いましたように、悪臭の問題で権限がありながら立入調査をやってない。そういうところが、権限がないのをできますか。これを聞いてるんです。

○総務部長（高野重夫） 基本的には温泉法に基づく、そういう届出・許可というような権限は県知事にありまして、指宿市長の方にはございませんので、なかなか、そういうふうにいけ

ば権限はないということになります。

○1番議員（外園幸吉） 再三、悪臭の問題を出して悪いけれども、権限があってもやらないところが、権限がなきゃやれませんよね。把握できるかということなんです。把握することがいかに大事かっていうのはですね、ことが起こってからでは遅い。ですから、敷地内に立ち入りとか、そこまでは言いませんけれども、できるだけ頻繁に行ってですね、把握をしてほしいと。その程度に留めておきましょう。

それからですね、揚水力発電の話をしましたけれども、これについては、私は理論的にはすごく面白いとは思いますが、その50数年前に聞いたような鰻池と池田湖の話聞いたときに、ああ、すごいなと思ったんですけど、その後、山川町の水道等にタッチするようになってからですね、これはやっていけないことだと思っております。池田湖と鰻池を利用する揚水力発電は、やってほしくないです。今年もありましたよね。鰻池の排水の関係のカビとかいろいろなのが。20年ぐらい前ですね、30年近くなりますかね、あそこの開発の問題が生まれて、やめていただいたこともありますし、あの池田湖と鰻池の間にある山川の放牧場の牛を放していたのを、鰻池の側は放牧をやめて牧草地にしたことがあります。非常に池が汚れたということで、そのときやったのはですね、その放牧地の問題と、今もありますけれども、関連ではありませんけれども、あの辺の側溝から流れる汚水を溜めて、鰻の入口にあります濾過池に引っ張ってろ過していると。それから、もう一つは小雁渡の浄水場の緩速ろ過だけだったのを、急速ろ過と活性炭素を設置したと。そういう対応をして、山川地区の水瓶は守られてきたわけです。ですから、一番水瓶が大事で、その電力も大事ですけども、あそこについては、水瓶としての鰻池が大事なんです。そこで、市長にお伺いいたします。この問題について、私はやらないでほしいと思うんですが、市長はどう思われますか。

○市長（豊留悦男） ただいま、議員からのご質問の揚水力発電、鰻池と池田湖の問題については、具体的な事業として、まだ、私のところに届いていないし、また、そのような計画があるやには伺ってはおりません。議員のおっしゃるとおり、池田湖・鰻池、いわば私たちの生活の源でもございます。特に鰻池の水というものについては、大切にしていかなければならないと考えております。

○1番議員（外園幸吉） 再生可能エネルギー全体にとってもですね、プラスもあればマイナスもあると、いろんな要素があるとは思いますが、できることはですね、やって、電力を確保することも必要ではないかと思う点もあります。ですから、先ほどから繰り返しますが、行政が干渉しすぎるんじゃないかとですね、状況は把握していただきたいということで、終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分
再開 午後 1時00分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 14番、松下でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

まず、松枯れの問題でございます。市内におきまして、ここ2・3年の間に相当の松林が消滅してしまいました。今後、この勢いで松枯れが進行すれば、間もなく市内の松林は全滅してしまうのではないかと、大変危機的な状況を迎えていると言わざるを得ません。特に海岸の松林に守られながら、日々の暮らしを支えてきた地域の人々にとっては、大変大きな脅威であり、その不安は増すばかりであります。住民の生活環境を保全し、優良農地を守るためには、少なくとも海岸沿いの重要松林は、何としてでも守り抜かなければなりません。しかも、松枯れの進行速度からして、早急な取組が求められていると考えております。そこで、松林の現状と松林の機能について、どのように捉えておられるのかお伺いし、以下の重要松林に関する質問につきましては、ただいまの質問に対するご答弁をいただいた後、順次、行わせていただきます。

次に、開聞岳について。その1、登山者の事故・遭難等についてのうち、まず、登山者の事故・遭難の発生件数の推移、状況、救助活動の実態について、お伺いいたします。2013年の山岳遭難が記録にある中で最多を記録したと聞いております。過去10年間、山岳遭難・事故等は確実に増加傾向にあるとのことでありますが、開聞岳登山についてどうかということでお尋ねをさせていただきます。以下、登山関連の質問は答弁をいただいた後、順次行ってまいります。

次に、開聞岳について。その2、火山災害対策についてのうち、火山としての開聞岳の現状をどのように捉えているのかについて、お伺いいたします。御嶽山の噴火以降、火山に対する注目度も高まり、観測態勢、噴火予知等についてどうなのかというような疑問も多く聞かれるようになりました。今回をきっかけとして、国としても大きな見直しを迫られているという実状もございます。特に、私に取りましても大変身近な存在であります開聞岳につきまして、市民の皆様方とともに認識を高める必要があるのではないかとのお思いから、この際、機会を捉えてお尋ねをいたすところであります。以下、火山関連の質問は答弁をいただいた後、順次行ってまいります。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 松林の現状と機能についてのご質問でございます。松の機能につきまして、背後の住宅や畑などを台風や災害、あるいは塩害から守る保安機能と、一方では、また、白砂青松、松竹梅と言われるように、松は日本の風土に深く溶け込むなど、景勝松としての景観保持機能があるところでございます。そのため、本市といたしましては、その対策として守るべき松を決め、薬剤散布、そして、樹幹注入及び伐倒駆除など、松くい虫の防除

に力をいれているところであります。特に、海岸沿いの松林につきましては、背後に住宅や畑を抱えているところが多く、松がなくなれば保安機能が消滅し、住民の生活に大きな影響を与えるような、そんな非常に重要な松林と捉えております。また、本市は県内屈指の観光地であることから、観音崎や隼人松原、池田湖畔、長崎鼻公園などの景勝松につきましても、樹幹注入などを行っております。しかし、今年度は、山川・開聞地域を中心に例年と比べて松くい虫による被害が多く確認されております。今後とも、本市といたしましては、松くい虫被害の拡大防止に全力を傾注し、県などの関係機関と一体となって、松くい虫の防除及び駆除に力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、開聞岳についてでございます。火山噴火予知連絡会は、概ね過去1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義し、開聞岳もこの中に選定されております。開聞岳の爆発的な噴火活動は約4千年前から始まり、記録によりますと1615年が最後となっているようであります。また、現在は休止期間とされており、休止期間は平均して100年あるといわれておりますが、実際には10年から800年と一様ではなく、その活動においては、現段階では予測がつきにくい状況であります。このようなことから、本市といたしましても、指宿市地域防災計画において、開聞岳火山災害対策編の策定をしており、これに基づく防災訓練の実施や防災マップ、広報紙等による周知を図るとともに、気象台等関係機関と連携を図りながら、今後の火山活動に注視、警戒していかねばならないと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長が答弁いたします。

○総務部長（高野重夫） 開聞岳の登山者の事故・遭難等について。登山者の事故・遭難の発生件数の推移と状況、救助活動の実態について、お答えさせていただきます。開聞岳登山における消防署や消防団、警察等の関係機関が出勤し、救助した事故・遭難の発生状況は、平成24年が7件で6名を救助、平成25年が6件で7名を救助、平成26年においては、11月25日現在で7件、11名を救助しております。状況につきましては、そのほとんどが下山中に気分不良や足の捻挫によるもので、救助活動の実態については防災ヘリが救助可能な場合は防災ヘリによる引上げ救助を、夜間や気象状況の悪化により防災ヘリが救助困難な場合においては、消防職員や消防団の救助要員が担架や背負いにより搬送しております。

○14番議員（松下喜久雄） 松林の問題、松枯れの問題から順次させていただきますが、ただいまの答弁をお聞きいたしまして、松林の現状とその機能について、お互い、同様の問題意識を共有しているのかなどというのは、改めて確認をさせていただきました。また、過去におきましても航空防除の現場等におきまして、担当課職員とともに取組をさせていただいたという経緯もありますので、過去、できる限りの対策を講じてきたんだなということも理解しているつもりでございます。また、今次定例会で提案されました松くい虫被害対策の補正予算等にもそのことが表されているというふうに感じております。心強く感じているところで

もございます。ただ、現実問題として、重要松林は消滅の危機を迎えている、このことは誰の目にも明らかでございます。結果として、努力がなかなか実を結んでくれない。この現実を前にして、改めて現状行われている航空防除と樹幹注入について、検証してみる必要もあるのではないかと思います。そこで、その効果について、どのように評価しているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○農政部参与（池増広行） 松くい虫被害の拡大を防止するために、本市におきましては、これまでも鹿児島県と緊密な連携を取りながら松くい虫の防除対策を実施しております。松枯れの原因となるのは、マツノザイセンチュウという体長わずか1mmの線虫が樹体内で爆発的に増殖し、仮道管という水分が通る管を塞いでしまうことで、松を枯らしてしまうことですが、その運び屋であるマツノマダラカミキリの羽化直後を狙い、松に薬剤を散布してカミキリを殺虫するのが航空防除であります。そのうち、有人ヘリによる薬剤散布につきましては、今年度は6月5日に開聞山麓及び多宝仏塔の計197haを実施いたしました。また、5月27日・28日、6月5日の3日間にかけて、無人ヘリによる薬剤散布を、花瀬海岸、入野物袋海岸、戸ヶ峰海岸及び長崎鼻等の計65haにかけて対して実施いたしました。しかし、多くの松枯れが発生しており、この結果を踏まえて、原因の究明及び今後の対策、薬剤の種類や散布回数、散布時期等につきまして、鹿児島県と協議・検討を行っております。また、松枯れの原因となるマツノザイセンチュウが松の中に侵入しても、その増殖を止める働きのある薬剤を松の樹体内に注入するのが樹幹注入であります。樹幹注入につきましては、主に薬剤散布ができない地域の松に対して実施しており、樹幹注入を行った松は、現在の使用薬剤、グリーンガードの場合、7年間は効果が持続し、枯れる確立が激減するため、非常に効果が高いものと思っております。したがって、全ての松に樹幹注入を実施するのが理想と思っておりますが、1本当たりの単価が高いことから、年次的に計画して樹幹注入を行っている状況であります。今後も今年度の結果を踏まえて、検討を行いながら、航空防除、そして、伐倒駆除、樹幹注入による防除・駆除を総合的に実施してまいりたいと考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 松林に対する航空防除がいつ頃から始められたのか、正確には存じておりません。大分昔から行われて、昭和40年代後半ぐらいからやっていたのかなという記憶が微かにあるんですけども、いずれにしても松くい虫被害対策特別措置法、これが国において制定されて、全国的な一斉の大規模な航空防除が開始されたということになってございます。これは松くい虫のせん滅を目的にしておりましたので、強制的に薬剤の空中散布を行うところから、時代を経て副次的な環境への影響に対する議論の高まり等もあって、平成9年、ついに廃止されることとなったようでございます。その時点で、松くい虫防除につきましては、森林病虫害等防除法の中に単純に組み込まれるということになったようでございます。ここで、ある意味、航空防除に対する一定の制限がかかったというふうに考えられるわけです。加えまして、皆さん方ご存知の平成18年度施行の食品衛生法、残留農薬

に関するポジティブリスト制度により、薬剤の飛散による損害賠償問題等の懸念から、空中頒布の範囲が一気に狭められることになったというふうに認識いたしております。そのことが、航空防除、あんまり効かないんじゃないかというような効果に対する疑問を抱かせる要因になったのではと考えておりますが、これは航空防除そのものからくる問題ではなくて、何ら否定することではないというふうに思っております。ですから、幾ら制限がかかったと言えども、航空防除についてはしっかりと継続していかねばならない、ただいまの答弁と同様に考えております。ただ、無人ヘリの活用ですとか、大型ヘリによる散布の場合でも、全面に降るあのノズルですとか、ピンポイントでかけるガンノズルですとか、機具の選定についてもですね、もう1回改めてチェックをしていただいて、なおまた現場調査をしっかりとやって、手利きの散布が行われるように、効果を万全に高めていただくような手法でもって、航空防除を継続していただきたいというふうに思っています。そこで、樹幹注入についてでございますが、非常に効果が高いという、ただいまの答弁によりますと評価でございました。松林を確実に守るとすれば、この樹幹注入に当然、応分の予算が割り当てられるべきというふうに、単純に考えてるわけですがけれども、それに要する費用ですとか、国・県等の支援制度は、どのようになっているのかということで、お伺いをさせていただきます。

○農政部参与（池増広行） 防除対策の基本は、航空防除によって行うことと考えております。樹幹注入につきましては、主に航空防除のできない、景勝松等に対して実施しておるところでございます。樹幹注入の費用につきましては、直径30cm以上40cm未満の場合、1本当たり約2万円、40cm以上50cm未満の場合、約2万5千円、50cm以上60cm未満の場合、約3万円となり、直径が大きくなるほど高くなり、100cm以上110cm未満の場合、約6万1千円の費用が必要でございます。また、樹幹注入の補助制度につきましては、国の補助制度はなく、鹿児島県の地域振興事業の中で、南薩地域景勝林保全総合対策事業の1メニューとして位置付けられ、補助率は2分の1となっておりますが、南薩地域振興局に配分された予算に、限度がある状況であります。しかしながら、本市は、この補助制度が創設される以前から樹幹注入に一般財源を投入してきたところであり、今後も補助制度を活用しながら、なおかつ一般財源を投入して守るべき松を守ってまいりたいと考えておるところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） 樹幹注入についての費用、どうなのか、国・県の支援制度的なものはどうなのかという質問させていただきましたけれども、基本的にはこれ、一財で賄わなければならないというような答弁でございました。県においては、総額、幾ら、限度があるわけですがけれども、お互い、取り合いっこになるかもしれませんけど、手を挙げて、何とかその部分も取っていきたいというようなことでもございました。今後も続けていただきたいなと思うわけですがけれども、少なくとも樹幹注入の効果が、それほど高いという認識があるのであればですね、是非、重要松林について、何とか大きな風穴が空く前にですね、対応していただきたいなと思うわけです。せめてですね、重要松林・保安林の機能を維持・存続させ

るとすれば、せめて、松の木を等間隔にでも、こう、きっちり守っていく。大きな穴を開けてはいけないわけですから、等間隔に守っていく。年度年度の予算でですね。多くの措置をしていただかねばなりませんけれども。そうやって、以後、また、予算的なものが出てきた場合には、その間隔を段々狭めていくような対策をとって、機能は多少落ちてでも、最低限、大きな穴を開けないようにというような対策を取ることが必要だろうというふうに思っております。樹幹注入ですとそのことが可能になってくる。後は、そのかかるコストをどうするのかという問題になってくると思っておりますが、一財だけではとても賄いきれないというような表現もございましたけれども、頑張ってくださいなと思っております。そこでですね、国に対する支援の要請活動も当然、必要だろうなというふうに思っているわけです。我が国は、四方を海岸に囲まれております。この海岸沿いの松林に守られて、日本の歴史を重ねてきたんだというふうに認識をいたしております。ですから、当然、国は海岸線の松林については、ここを守ることは、使命として受け取っていただかなければならないというふうに思っているわけです。今現在、答弁がありましたように、我々指宿市も厳しい財政状況にあえぎながら、必死になってこう、自分たちの重要な松林を守ろうとしているわけですので、この活動に対してですね、国の支援があるのは当然であります。航空防除についてはそういった国の、国がそうやって松くい虫をせん滅せんすまんというような中で、世界的に広まりつつあった被害を撲滅しようということをやってきたわけですが、それだけではどうしてもいろんな他の法律との絡みで、できなくなっているというような現状があるわけですから、当然、樹幹注入ですとか、そのほか、新しい開発された技術もあるようがございますので、そのことについてもですね、しっかり支援をしていただくように、当然、その要請活動というのもしていただかなければならないと思っております。自前の努力に加えてですね、国・県への要望についても積極的に取り組む。もちろん、市としても予算の獲得については、一生懸命努力をする。そのことをですね、職員に答弁を求めるといのも何です、市長、どうですか、そこ、決意して、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいなと思うんですが。

○市長（豊留悦男） 本市の松枯れの実態につきましては、地元選出の国会議員をはじめ、県選出の国会議員については、お話しを申し上げ、実際、隼人松原、そして、市民会館付近は見ただいたところでありまして、大切な松林を守るために、この樹幹注入事業というのは、非常に重要な事業であると思っております。担当参与が答弁いたしましたように、樹幹注入事業につきましては、県の補助制度しかなく、これまでも多額の一般財源を投入しているところでもあり、また、本議会におきましても補正予算に計上し、審議をお願いしているところでもあります。今後、県は元より国に対しましても、当事業の財政支援を要請し、事業の充実を図るよう、努力をしてまいり所存でございます。

○14番議員（松下喜久雄） 今、答弁をいただきましたとおり、重要松林を守るために、全力

を挙げてですね、しっかり努力していただきたいと思うわけですが、現実には起きている現象の中で、また、それはそれで的確な対応を怠ってはならないというふうに考えているわけです。非常に残念ですが、多くの松枯れを、当然、被害木を伐倒するわけです。伐倒した後には当然、穴が空きます。見事に虫くい状態になっている松林もあるわけですが、これではですね、保安林の機能が先ほどから申し上げておりますとおり、保安林としての機能が保てなくなる。これも心配でございます。当然、そこに何らかのですね、樹種が何であれ、補植等のことも考えていかないと、大変なことになってしまうと思っております。当然、補植するとなれば、成木をですね、そのまま持って行って植えるということ、これはもう、通常考えても無理な話であろうというふうに思うわけです。当然、若い幼苗、苗木を植えることになろうかと思うわけですが、これがですね、機能を保つためのサイズになるため、成木になるまでは相当な期間を、恐らく15年とかの年限を要するであろうというふうに思っておりますけれども、ですから、今、本当に何とかせんにやいかんというような気持ちで、スピード感を持ってですね、海岸沿いの保安林の復元にも対応しなければならないというふうに思っておりますけれども、そこらについてのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○農政部参与（池増広行） 海岸沿いの松林につきましては、松くい虫の被害を受け、多くの被害木につきまして、伐倒駆除を余儀なくされている状況であります。このままでは、疎林化が進行し、保安林としての機能が保てなくなることが考えられますので、どのように復元するかが課題となっております。したがって、市といたしましては、早急に補植を計画しなければならないものと考えており、鹿児島県とも協議を重ねているところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） 補植を、是非、早い段階で補植、もう、来年度から即、始めましょうというような話にもっていただきたいと思いますというふうに思っておりますけれども、過去においてもですね、補植の作業とか、一部ですが、やった経験がございます。合併してからも、抵抗性松をというようなことで、何本か、合併前に開聞町時代、植樹祭の折に抵抗性松を何本かという様な形で補植、定植ということになるんでしょうか、したというような記憶もございます。ただ、それがですね、残ってないんです。残念ながら。ということですね、私、身近なところに5・6本補植した部分もあるわけですが、植えっぱなしなんです。後の管理が一切、一切というのは言い過ぎかもしれませんが、道路維持管理の皆さん方が雑草と見間違えて、切ってしまったりというようなこともあったかなというふうに思っているわけですが、そういったことですね、補植をするのであれば、当然、一定程度周りの雑草からとても追いつかないような高さになるぐらいまでは、下草刈りなどですとか、そこらの管理はね、やっていかないと、これはものにならないと。ですから、補植した場合について、その後の管理について、どういうふうに考えているでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

○農政部参与（池増広行） 苗を植えた後、大地にしっかりと根付くことで、樹木はそれ以降育っていくことができるので、それまでの間、草刈りや間引き、肥料を与えるなど適正な管理を行うことが非常に重要と考えております。したがって、県や森林組合、指宿市農林技術協会等と連携し、さらに、地域住民の皆様とも相談しながら、管理体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○14番議員（松下喜久雄） それでは、今の答弁いただきました、地元の皆さん方と協力しながらという形は、最適な方法かなという気がいたしています。それぞれの集落の中でも、身近な場所ですので、自分たちの問題ですから、そこらを引き出してですね、是非、地域の皆さん方と協力体制を取って、それなりの手出しも必要になってくるものもあるかと思えますけれども、そうやって確実に補植をして、保安林の風穴を開けないように、地域の住民の皆さん方とも協力して、自分たちの財産として守っていくと。自分たちの生活を守るために活動していくんだと、そういう意欲を引き出しながらですね、是非、対策を講じていただきたいというふうに思っております。

次にですね、樹種の転換による機能維持について、どのように考えるかということなんです。当然、松を捕植するという考え方もあるでしょうけれども、松以外の広葉常緑樹、海岸線の厳しい状況の中でも、ある程度育っていくよというような樹種があればですね、そこらと松林を一部こう組み替えて、樹種の転換を図って、しっかりとした機能を守っていくというという考え方もあろうかなというふうに思っているわけです。そのことについて、お考えはありませんでしょうか。お尋ねをさせていただきます。

○農政部参与（池増広行） 松以外の樹種を植栽すること、つまり、樹種転換につきましては、保安林機能維持の観点から、鹿児島県と協議・検討しており、海岸近くに植栽する樹木の候補としては、タブノキやウバメガシ・シャリンバイ・トベラ・モッコクなどの広葉樹が挙げられております。一方、松林の再生につきましては、現在、県からは抵抗性松スーパーグリーンさつまを推奨されております。スーパーグリーンさつまは、鹿児島県の林業試験場での試験を経て、平成10年から本格的に苗の生産及び出荷が開始されておりますが、苗にマツノザイセンチュウを接種し、その中で枯れなかったものを、何世代にもわたって選抜し、交配を重ねてきた品種であります。このため、県内各地におきまして、スーパーグリーンさつまが植栽をされているところではありますが、それでも松くい虫の被害を全く受けないということではありません。今後、樹種の選定にあたりましては、県と協議を重ね、保安林機能の維持に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） 今の答弁の中に出てきました、シャリンバイですとかウバメガシですとかにつきましてはですね、望比公園にも、さっき申し上げました10何年経過すると思うんですけど植栽をしてあるんです。ところがですね、潮風がもう直、上がってくるものですから、一定以上の高さで、もう、止まってしまってるんですね。これが、防風・防潮の役

割を果たすまでの成木には、なかなか成長してくれないということがあります。ですから、沿岸、最前線におきましては、やはり、松なのかなというふうに思っているんです。100%ではないにしても、スーパーグリーン、抵抗性松で海岸線の第一線はそこらに捕植し、補植し、捕植しということで、守る対策をとる。もちろん、現在残っている松を確実に樹幹注入、もちろん、航空防除も加えて、最低限守っていくと。それらが活着している間に、補植した木、抵抗性松に育っていただく。第二線として、潮風が少ない部分にウバメガシですとか、シャリンバイはどうなのかなって気がしますが、ウバメガシ、あれをですね、一線、ずーっと整えていく。二重の防衛ラインですね。グリーンベルト。これを作り上げて、是非、確実に機能を維持するための対策を取ることが必要かなというふうに思っているんです。私自身の単なる、よく言えば提言、アイデアなんですけど、そのことについて、何かお考えありませんでしょうか。

○農政部参与（池増広行） 貴重なご提言をいただき、ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、海岸線の保安林の機能を維持することは、大変重要なことと認識いたしております。したがって、今後、ご提言も参考にしながら、県や森林組合、指宿市農林技術協会などの関係機関と連携し、地域住民の皆様とも相談しながら、海岸沿いの保安林を守り育て、住民の安全・安心を確保するために努力してまいりたいと考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 先ほどから出ているウバメガシについてはですね、山川のフラワロード、立派に育っています。あそこの根元にドングリがいっぱい落ちてるんですよ。あれを種子としてですね、苗木に育てて。お金かかりませんよ。管理代、幾らか必要でしょうけれども。そういったこと、費用は少なくして最大限の効果을上げて、一つのアイデアとして、このこともお聞きしていただきたいなというふうに思っております。

次に、開聞岳についてお伺いをさせていただきます。先ほど、登山者の事故・遭難等の発生件数等について、お答えをいただきましたけれども、数値に表れない怪我人とか事故とかがあるんです。先月28日というふうにお聞きしてるんですが、28名程度の団体の皆さん方が登山されて、最後尾、下山された時間が7時半近くだったというようなことがあったようです。こちらには届いてないのかなと思うんですが、地元の友人等が対応して、ふれあい公園の職員もそこを手伝うような形で事なきを得たというようなことがあったようでございますけれども、そういったことですね、なかなか数値に表れない事故・怪我というのも、年々増えてきているのじゃないかなというふうに思っているわけです。当然、そうなれば救助に要する負担等も増えてきますし、一般の消防団員であります、山岳救助隊員、これらの負担も大きくなっていくということになります。ですから、これはもう、登山者が増えれば増えるほど事故は増えていくのか、そここのところの関連性についてですね、確実に捉えていけないといけないのかなと思っております。合併前後あたりですね、登山ブームになる前の登山者と事故、事故率ですね、事故率のそこらのデータについて、何か積算したようなものがあ

れば、説明いただきたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 特に開聞方面の消防団で構成される山岳救助隊員については、日頃から救助活動に従事していただいて非常に感謝しております。合併当時の発生件、救助要請等の発生件数ですけれども、平成18年が3件で3名を救助、平成19年が3件で3名を救助、平成20年が2件で2名を救助ということで、特にここ最近では、登山ブームで登山者数が増えてきており、当然、登山者の数で言いますと、平成18年・19年が大体2万2,000から2万3,000人というところでごさいましたけれども、24年度が2万8,512人、25年度、昨年が3万356人ということで、特に最近の登山ブームにより、登山者が増えてきており、特に中高年の登山者が多くなってきており、救助要請も近年特に増加してきているというような状況でございます。

○14番議員（松下喜久雄） 今後も増加の傾向にあるということは、今の答弁でも分かったというふうに思っております。

次にですね、事故・遭難等の主な要因をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 事故・遭難等の主な要因は、観光客などが秀麗な開聞岳を間近にして、魅力に引かれて登山すること、また、標高924mと1kmに満たないことから、安易に登山しやすい山だと考え、十分な準備もせずに登山すること等により、脱水症状や捻挫を起こしているのが現状ではないかというふうに思われます。救助された登山者の多くが口にすることは、想像以上に厳しい、険しい山だったとか、こんなに時間がかかるとは思わなかったなどという感想であり、安易に考えて特に午後から登り、登山するのに3時間、下るのに2時間半、5時間半から6時間程度、登山にかかりますけれども、安易に昼から、午後2時、3時になってから登って、今の時間であれば午後5時を過ぎると、日没で暗くなって見えないというような状況で、そういうようなことから、事故・遭難等に繋がっているのではないかとこのように考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 登山者自身の問題による事故・怪我等を引き起こしてるんだということなんですけれども、登山ルートについてもですね、これまでも逐次改修・補修などを行ってきたというふうに思ってるんですけども、当然、登山道についても事故・怪我等の起きないような対策を取るのには、これは当然のことだろうというふうに思っております。それとですね、登山者の意識の問題だろうというふうに思っているんですが、この意識をどのようにして変えていくのかということが、事故・遭難等の防止対策というようなことに絞られてくるのかなというふうに思っておりますけれども、そこらについての対策、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 開聞岳は、その秀麗な姿から薩摩富士と形容されるように、本市の観光においては、最も重要なものの一つであると考えております。また、最近の登山ブームにより年間の登山者数が3万人を超え、今後も開聞岳登山者は、増加するものと思われます。

そのような中、今後、安全に登山を楽しんでもらえるよう、市のホームページや様々な情報媒体を通じて、開聞岳の魅力と登山における危険性を併せて発信することが必要ではないかと思われます。現在、開聞岳の登山口は2か所ありますけれども、市のホームページ等と同様に、開聞岳の魅力と登山の危険性を併記した、看板等の設置も効果があるものと考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 注意喚起のための看板、確かに立派なやつが建っているわけですが、この看板がですね、年がら年中建っているような看板っていうのは、意外にこう、人の気持ちを引きつけないんですね。ですから、例えばですよ、今日は日没何時ですよと、曇っていますからもっと早いかもしれませんというような、その日その日のですね、手書きでもいいですから、だから、5時間かかれば、当然もう、12時前には、今の時期ですと、もう、11時ぐらいまでには登らないといけませんよとか、もう、それ以後は禁止よっていうような、そこらをですね、毎日毎日、書込みを更新するような形の看板ですね、してほしいなというように思っています。それとですね、中央管理棟を通る方、これについてはある程度、職員が見て、その格好では、その装備では駄目ですよみたいな注意もできるかもしれませんが、今日は何時まで降りてくださいねというような注意もできるかもしれませんが、直接2合目に向かう方、2.5合目から登られる方について、なかなかそこらが行き届かないんだらうなというふうに容易に想像できるんですが、そこらについてお考えありませんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 登山者等への注意喚起につきましては、かいもん山麓ふれあい公園の中央管理棟や2合目登山口に、登山にかかる所要時間、日没時間、登山における心得等の注意喚起を促す看板やパンフレット等を設置しております。しかしながら、休館日や中央管理棟を経ないで登山を行う方もいらっしゃいますので、看板の設置位置や記載内容等について、関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えております。議員もおっしゃられたように、日没時間とか登山の所要のタイム等について、やはり、夏時間・冬時間、それぞれ日没時間も変わってまいりますので、例えば、今、知林ヶ島で渡島できる時間を何時から、何時になったら、もう渡れませんよとかいうような部分もありますので、それらを参考に、看板とか、登る入口のところで、そういう時間の表示等ができれば、事故の減少に繋がるのではないかというふうに考えておりますので、それらを含めて検討させていただきたいと思ます。

○14番議員（松下喜久雄） 登山口のところにですね、貴重な施設が残っているんですよ。草スキー場の管理棟。ふれあい公園の管理運営費がどうっていう、難しい問題はずっと抱えているわけですけど、例えばですね、登山者から50円なりの入山料いただくようなことでもできればですね、2万人で100万ですよ。3万人来ていただければ150万。あの管理費程度は捻出できるんだがな、あそこを上手く今の時点で希望、今の状況でもただでいいから貸します

から、お茶のみ場所、登山者の話し合いの場所ですとか、注意喚起の場所として、利用できる可能性があるわけですから、是非、そのことに気持ちのある方を募集なりしてですね、あそこを何か生き返らせてほしいなという気もするんです。これも、今後の要望として申し上げておきます。

次にですね、火山災害対策についてですけれども、1回目の答弁いただきました。平成12年、開聞町時代に開聞岳白煙事件というのがございました。開聞岳白煙事件対策本部という、大きな文字で対処した看板を役場の玄関口に掲げてですね、調査をしていただいたというような経緯がございました。そのときに、私の記憶では、開聞岳の根っこのところにマグマだまりがあって、それに熱せられた岩盤に地下水が触れて、蒸気として白煙のようなものが上がったんだろうな。聞けばですね、昔から煙が出るんだよって、そういう話も聞くんです。あの時点から、間違いなく、開聞岳は生きてるんだなということで、再認識をしたというような記憶がございました。であれば、当然ですね、観測態勢はどうなっているのよということが、心配事が出てくるわけです。ある程度のことは承知しているつもりなのですが、現在、どうなっているのか、そこらについてお尋ねをさせていただきます。

○総務部長（高野重夫） 阪神淡路大震災を契機として、我が国では、地盤の強震動を全国的に観測する取組が不十分であったことから、独立行政法人防災科学技術研究所は、全国を20km間隔で覆う約1千か所の強震観測点を本市に2か所、指宿保健センターと山川の勤労者体育館、それから、南九州市に1か所、南九州市穎娃支所、また、高感度地震観測点を本市に1か所、山川勤労者体育館に設置しているところであります。これらのデータは、気象庁のほか、観測点が設置されている自治体にもリアルタイムで震度情報等が提供されているものであります。これらに加えて、気象庁、国土地理院、京都大学防災研究所及び鹿児島県により設置された震度計による震度観測点が2か所、これは山川文化ホール、開聞支所、それからGPS観測装置による地殻変動観測点が2か所、指宿市の図書館の近くの西公園、それから、かいもん山麓ふれあい公園、それから、震動観測点が開聞上野にあり、それぞれが連携を取りながら観測を行っており、鹿児島地方气象台によると、火山性地震については、震度0からの観測が可能であるとのことであります。また、現在、開聞岳周辺で発生している地震については、深い場所で発生しているものであります。火山性地震等の比較的浅い場所で発生する地震が予測・観測された場合には、臨時的に観測点を増やして観測することになるとのことであります。

○14番議員（松下喜久雄） 南薩地区一帯に、こういった程度の観測態勢を敷いているんだというようなことの答弁だったと思うんですけれども、全くのずぶの私も素人ですから、何とも、このレベルで対応できるのかなというふうに、単純に疑問には思ったりもしますけれども、そういう実証はできませんが、考えてみれば指宿市内で申しますと池田・山川から開聞岳の方に、マグマの通り道があって、そこらをちゃんと確認すればいいんだというような専

門家の考え方があって、そういった設置場所になっているのかなというふうに思うんですけど、GPS等についてはですね、当然、マグマの動きによって開聞岳が膨らんだり縮んだりとかってというようなことを、きっちりと観測するというような機能を持たせてあると思うんですけども、ふれあい公園に1か所というようなことでしたけれども、こういったことで、果たして観測態勢が整っていると言えるのかなというふうな気もするんです。今後ですね、国も当然、観測態勢に重点、見直しをするというふうな方向が見えてますので、その中でしっかりと捕まえてですね、開聞岳も含めて指宿市内の地殻変動ですとか、そこらについては、確実に観測ができるような体制を整えていただきたいというふうに思っております。ただ、今の答弁ですとですね、いよいよというときには当然連絡が入ってくるから、それでいいんでしょうねというふうなふうに聞こえる部分もあります。これがですね、結局、火山に対する今まで何もなかったんだからというふうなことで、安心、ある意味、悪く言えば無関心を誘うようなことになると思うんですよ。鹿児島県内の火山については、京都大学がずっと以前から調査・研究を行ってくれていると思うんですけども、この京都大学の研究所あたりともですね、年1回でもいいですよ、その365日分、特に変化のあるようなデータがあったのかどうか、そこらのやり取りをずっとずっと継続的に連携を取ってやっていくと。そのことが危機管理の職員の、大本のその注意喚起をする場所におられる皆さん方ですね、認識も高まると思うんです。ですから、それを平常時においても、ずっとずっと継続していくような、無関心にはならないように、そういった研究機関と連携を取っていくことが大事なんだというふうに思ってるんですよ。そこらについて、お考えはありませんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 開聞岳の周辺には、先ほど述べました関係機関により、地震計等の様々な火山活動に関する観測装置が設置されており、観測データはリアルタイムで関係機関に送られ、そのデータについては互いに共有しているとのことであります。これらのデータを総合的に解析することにより、火山で起こる様々な地震を監視し、その火山の地下の活動状況の把握に努めているということでもあります。これらの活動状況のデータを解析の結果、異常があれば随時、関係自治体へ情報提供される体制を取っているところでありますが、これらの観測データにつきましては、公開されているものもありますので、今後も気象台等、京都大学も含めて関係機関と連携を密にして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 常に火山についても関心を持って、注意を怠らないという、そのための体制を整えておかないといけない、平常時でもですね。そういうふうに思います。

次にですね、火山の噴火の前兆予知を捉えるためのネットワークづくり、これが大事だと思ってるんですけども、このことについてお考えはありませんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 前に述べました気象庁等の観測データは自治体にも随時、伝達されるとともに、鹿児島地方気象台と市町村を結ぶ専用電話のホットライン、及び気象台職員の携

帯電話番号の情報交換を行い、緊急時における情報伝達・情報交換の体制を取っているところでもあります。

○14番議員（松下喜久雄） そういった意味でのネットワークということではないんですけれども、あのですね、桜島の大噴火災害が起きた時点もそうですけれども、地域に住んでおられる方々は、何かしらの異常を感じているんですよ。井戸水がもう枯れてしまったとか、海岸から何か熱気が吹き出しているねとか、それはもう、直前の話なんですけど。ですから、今現在、生活をしている一般市民の皆さん方がですね、ある程度の知識を与えてあげれば、あれ、もしかしてこれ前兆現象なのかもしれないなというふうに、気付く可能性が高いんですよ。幾ら優秀な機器を置いていてもですね、あ、火山性の地震が今起きましたね。御嶽山でもそうだったじゃないですか。割と活発になってきたねと思った時点から、またまた終息の状況が見えて、レベルを上げるような、何ですか、報告をしていなかったということで、残念ながら登山客の皆さん方、命を60何名、2名ですか、奪われてしまったようではありません。ですから、観測機器による観測というのは、火山性の地震を確認しても、確認してから明日なのか、1週間後なのか、1か月先なのか、いや、そのまま終息してしまうのか分からないんですよ。これプラス、住民の皆さん方がかねて使っている井戸、ボーリングの水が出なくなったりねとか、鰻のスメがおかしいねとか、そういった現場で感じる異常に気付くこと、機器と併せてそれが相乗効果をもたらして、正確な情報を流せると思ってるんですよ。そういった意味でのネットワークづくりをすべきじゃないのかなというふうに思ってるんです。要するに、市民に火山の前兆としてこういったことが考えられるんですよということを、自主防災組織あたりの訓練等においても、そこらを周知させてですね、何か気付いたことがあったら市役所に連絡をくださいと。そこを、先っき申し上げました京都大学あたりとも連携を取る中で、情報交換をやりながら、ちょっとおかしいねとか、そこらのですね、仕組みづくりをしていただきたい。そういった意味でのネットワークづくりということを申し上げてるんですが、お考えありませんか。

○総務部長（高野重夫） 気象台等の観測施設は様々な観測機器により、活火山の火山活動を監視し、データ収集を行っているところではありますが、火山の噴火は、様々な前兆現象が見られることもあるため、気象台によりますと、例えば、今までとは異なるところから噴気が出ている。噴気の色が変わってきた、水の色が変わったり濁ってきた。井戸水の水位や温度が変わった。臭いに変化があったというような火山に関係すると思われる異常現象を見つけたら、市役所、警察、気象庁へ連絡をいただきたいというようなことでありました。これらを総合的に調査・解析することにより、より早い火山情報等を的確に発表していただけるものと思います。議員が言われるとおり、開聞岳につきましては、毎年3万人を超える登山者、日々、登山者もいますし、ふれあい公園、それから、近隣住民の方々が日常の中でいろいろ異常を察知したら市役所の方に相談・連絡できる体制、そういうものが必要ではないかとい

うふうに考えておりますし、これまで以上にネットワーク等、必要な対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 議論が煮詰まらないなというふうに、今、感じていますけれども、火山災害から命を守るためには、噴火口から一刻でも早く、遠い距離に逃げる以外ないんですよ。ですから、予兆を捉える。それだけが生命線なんですよ。ですから、地元の皆さん方が異常を感じたら、そこを吸い上げる。機器については、もちろん、今の状況で足りているのか、きちっと、また、勉強していただいて、不足する物があれば市も協力して設置の方向に動いていくというような、そういった対策を取っていただきたいということを要望申し上げて終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○8番議員（東伸行） 8番、東伸行です。去る12月3日、はやぶさ2を搭載したH2Aロケット打ち上げが見事成功し、その後、はやぶさ2は予定の軌道にも乗り、順調に推移していることは非常に喜ばしいことであります。私ども鹿児島県の種子島が、その晴れがましい舞台になっていることは、誇りに思うところであります。本日は、市内の小学校の皆さんが傍聴に来ていただいております。この皆さんの中にも、将来、宇宙に夢を抱いている方もいるかもしれません。その子ども達のためにも、我々大人が、今、何をすべきか真剣に考えなければならぬと思うところであります。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

まず、1件目として、山川港の整備と港地域の多目的活用について、四つの視点から伺います。山川港は、薩摩半島の最南端に位置し、天然の良港であり錦江湾の玄関口として、海上交通の要所として、古くは琉球貿易、近年ではかつお遠洋基地として、栄えてきた港町であります。また、台風などの避難港としても多くの船舶に利用され、災害緊急時の際、県内唯一の防災避難港でもあります。現在、山川港には内港・外港の二つの水揚げ場があり、内港では、主に近海物が水揚げされ、外港では、冷凍かつおを積んだ海外巻き網船を主体に、輸入水揚げ、及び輸入コンテナなどの荷さばきを行っております。近年、漁業を取り巻く環境は大きく変化、変貌し、海外巻き網船の大型化と燃油高騰による外地転載による運搬船への漁獲物の転載、世界各地の魚食ブームによる漁価の高騰、漁獲量低迷の中、鯉節の原料確保・安定供給に山川町漁協を中心に努めてきております。旧山川町時代からの悲願でありました開港について、ご存知のように昨年12月に、条件付きではありますが無線検疫港に指定を受け、開港へ一歩前進したところです。しかし、そのためには対象船の入港隻数を増やす

必要があります。そこで、今回質問に挙げております、四つの項目について、推進していくためにどういう施策・考えを持っているか伺います。もちろん、今まで市として、山川町漁協の要望で国・県への働きかけをしていただいていることは十分認識しておりますが、今以上の取組としての答弁を伺います。

次に、2件目の市職員の専門職化についてということ伺いたします。このところ、日常生活の中でいろいろな法律・規程が関与することが多く、市民の皆さんから国・県、あるいは関係事業所から通知される事項について、その対処の仕方が分からないという声が多く聞かれます。その際、市民の方々としては、市役所に聞けば分かるのではないかとということで役所に出向く、あるいは電話で問い合わせをすることになります。そこで、職員の説明、対応で多くは理解される方もいるようですが、中には市民の皆さんが理解できる説明ができないことがあり、その対応についても不満を持っておられる方もいます。市民の側からすると、役所に行けば何とかかなるという思いで尋ねてこられます。土木・建築など技術職については、ある程度の専門知識は持っている方がいるとは思いますが、福祉・税関係・環境、それから、農政・観光等については、一般職として入庁した職員がほとんどだと思われまます。もちろん、職員の皆さんとしては、それなりに勉強している方も多くいると思いますが、職場のシステムとして数年ごとに所属職場を異動し、その職種についてきちんと理解する前に、また次の職場へ異動する、そういうこともあるのではないかと考えられます。人事異動のシステム上、すぐにできることではないかもしれませんが、職員研修やいろいろな機会を通じて、職員の性格・特性を見極めながら、管理職には、その部署の専門知識を持った者を配置する。専門知識を図る目安として国家資格、あるいはそれに準ずる資格を取得する。これからの複雑な社会生活の中で、市民の方々と行政上のトラブル、対応を誤らないためにも、組織の改革をすべきではないかと思われまますが、考えをお伺いたします。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） これまでは、山川港に入港する海外巻き網船は、349 t 型の入港がほとんどでありましたが、無線検疫対象港、即ち、直接大型船が山川港に入港することができるようになったことに伴い、今回、初めて入港した760 t 型の大型海外巻き網船がありました。また、現在、船会社2社が760 t 型の海外巻き網船を2隻建造しており、3月には進水する予定であります。この2隻につきましては、静岡県の焼津、そして、本県の枕崎、山川に年間6回ずつ入港することが決まっております。海外巻き網船や運搬船、カツオを運搬します大型船ですが、運搬船の大型化に伴い、現在の8mの深さでは潮時、満潮・干潮見計らっての入港になっていることから、航路筋、船が通るところと泊まるところ、泊地のマイナス9m、9m深さの浚渫と岸壁延伸、岸壁を延長する要望を行っており、県との協議の中で、今年から航路筋、船の通るところの浚渫は海砂採取で対応をしております。浚渫と岸壁を伸ばすこと、延伸については、マイナス8m、8mの深さの整備が、平成23年度に終了したばかりでありま

す。県が国に対して、漁港整備の計画変更申請を行い、承認を受ける必要があることから、今年度、測量を行い、改修方法等について、今後、県が水産庁、国の機関の水産庁と協議を行うことになっております。深さマイナス9m、9mの深さの岸壁を100m伸ばしていただき、海外巻き網船が安心して三隻停泊、泊まることができるように、市としても強く要望しているところであります。また、漁港整備につきましては、県の漁港・漁場整備長期計画に基づき、沖防波堤の延伸や、沖防波堤を伸ばすことや、護岸の改良、道路改良等を毎年、順次整備しているところであります。

次に、市の職員の専門化についてであります。市役所の職員のそれぞれの持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し、活用することで、組織を活性化させていく必要があることから、市の職員の配置につきましては、適材・適所、その人に一番適したところで仕事をしていただくということを念頭に、人事異動等に係る自己申告による本人の意欲・希望なども考慮しながら、考えながら、全庁的に適切な職員の配置をしているところであります。また、職員の職務遂行能力の向上、仕事をする力の向上や意識の改革、多様な業務経験を推し進めるため、適切な職員配置も行っているところでございます。併せて、必要に応じて有資格者、いろいろな資格を持っている人を適切に配置しながら、係長級以上の職員についても、専門的知識を有する職員やその部署での経験があるかないか等を考慮しながら、職員の配置に努め、市民サービスの向上、行政の効率化を図っているところであります。以上であります。

○8番議員（東伸行） それでは、順次質問してまいります。今、市長の方の答弁をいただきまして、まず、山川港のことについてであります。先ほども申し上げましたように、いろんなところで市を挙げて協力して、また推進していただいていることは重々承知しております。ただ、今、延伸について、100m伸ばしてというお話がありましたけれども、現時点で、今、外港がですね、一番奥が165mあるんですね。だからそこを、今、ある200mの岸壁と均一にすると。そうするとトータル、長さとして365mになります。そうすると、先ほど市長からもありましたように、かなり大型船になりますと、3隻程度、それから、今までの海外巻き網船ですと4隻から5隻着くというような状況がでてまいります。ですから、先ほど市長の答弁では100mというのは、この辺のことを指して言われたんだらうとは推察するんですが、できたらきっちりと、この165mをきっちりと埋めていただくということをしていただきたいなと思っておりますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） そこにつきましても、鹿児島県の方に漁港整備ということで、とりあえず、山川漁協長との協議をした段階では、100m延伸が、まずは優先であろうということを受けましたので、県の方にもそのような旨で要望しているところでございます。

○8番議員（東伸行） できればですね、先ほど申し上げましたように奥が約165m残っておりますので、それを全て埋めていただくと。100mすると、また、65m、こう、窪地と言いま

すか、引っ込んだところが残ってしまうと。そしたら、また、その利用価値というの、なかなかなくなりますので、できればその分も含めた中ですね、165mを埋めていただいて、もちろん、底の水深の浚渫もやらなきゃなりません、やっていただいて、365mという、その荷揚げ場をきっちり造っていただくということにすれば、また、今、大型化している海外巻き網船のですね、入港も増えてくるのではないかなと、そのように思っているところでもあります。それで、それに付随しましてですね、この外港の中が大体4・5mぐらいしか、マイナス水深がないんですね。そうすると、これを、中をですね、全然有効に使えないということがあります。ですから、できれば、そういうものに合わせてですね、外港の港内を全て、マイナス8、せめてマイナス8mはきっちり確保するというのを進めていただくことはできないのかなというふうに思っております。その辺のところについては、認識をされているかどうか、伺いたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私どもの認識としましては、外港につきましては、マイナス8mの深さというものにつきましては、確保できているというような認識を持っているところでございます。

○8番議員（東伸行） ちょっとその辺のところですね、ちょっと、認識のあれが違うのかなと思うんですが、港内の中は、全てがそのマイナス8mになっているというふうには、私は理解はしてないんですが、いろんな船会社の人なんかの話でもですね、そこで船を方向転換させるのに、1回沖まで出てさせなきゃいけないとか、そういうこともあるって話を聞いております。ですから、そのところはですね、1回きちんと精査をしていただければなど、そういうふうに思います。その点については、私も実際図って見たわけじゃありませんので、そういうふうに認識をしておりましたので、今、そういうお願いをしているところでもありますので、その辺のところは、また、きっちりと検証をしていただければなど、そのように思っております。要するに、岸壁近くがみんなそのマイナス4・5mで、あとはずっと深くなっているという認識でいらっしゃるのかなというふうには思っているんですが、おしなべて、その荷揚げ場のところはマイナス8mが、今、確保されてるんですが、それ以外のところは、6mから浅いところは4.5mというような話を聞いておりますので、その辺のところはきっちりと検証していただいて、できれば港内全てマイナス8mを確保するというふうにしていただければ、この荷揚げ場だけじゃなくて、要するに、突堤が出ている反対側の方にもですね、それなりの船が着けられて、荷揚げとかそういうものは無理にしても、乗組員の乗り降りとか、そういうものには使えるのじゃないかなという思いがしておったものですから、そのようなことを、今、お聞きしたわけでございます。その辺については、きっちりと検証をしていただければなどというふうに思っております。

それからですね、次の観光船と漁業の融合ということで、先ほども申し上げましたように、無線検疫港として、今、スタートしているわけですが、漁業関係者、我々港周辺の住民

の、やっぱり、要望としては、もっと船がいろいろ入ってきて、昔のような賑わった山川港を、是非、実現したいというような思いで、今、いろいろやっているわけですが、漁船だけではなかなか船が限られておりますので、クルーズ船等の観光船が着けるようなこともやってみたらどうかという話がですね、ちょこちょこ出てまいります。それで、平成21年に漁協から県の関係各位の方にですね、クルーズ船入港のための山川港岸壁整備についてという、一応、要望と言いますか、打診をした経緯がございます。ここに私も文書を持っておりますけれども、そのときにですね、平成20年の3月に山川漁協に対して、山川港にクルーズ船、その話としては4,200 tで出したんですけど、入港させたいという打診がありまして、ご存知のように、今の、もちろんそれは、お断りというか、入港させることはもちろんできなかったんですが、そういう話が来ているので、できれば、そういう船も着けられるような岸壁整備をお願いしたいというふうに、県の方にも打診をした経緯がございます。そのときの県の方の回答としてはですね、第3種漁港ということで、4,200 t級の客船を着けることは今の岸壁の構造上、無理であるということで、それから、それをするためには、それをそういうふうに改良と言いますか、するためには多額の費用を要するというので、今、できないというこの回答をもらった経緯があります。その当時の市の方にもですね、本当に興味深いことではあるけれども、財政的に国・県の見解を待つしかないという答えをいただいていた経緯がございます。ただですね、今回こうやって、本開港ではなくても、無線検疫港ということで、これから本開港に向けて、輸出もできる、いろんな船も入ってこれるという状況を作っていくためには、是非、そういうことも必要ではないのかなというふうに思います。そして、この南薩地域、指宿、ひいては南薩地域の観光客の増加というのにも繋がる絶好のチャンスであると。そして、そういう打診が毎年来ております。その都度、今の状況としては、山川港には着けられませんかということで、お断りしているわけですが、多いときには4回、5回、いろんなツアー会社とか、船会社とかいうところから打診が来ているのは漁協関係者の方もおっしゃっております。ですから、そういうもの、着けられるような状況が、体制を整えば入ってくることは十分有り得るというふうに、私も認識しているところなんです。その当時としては、その財政的にも国・県の見解を待たなければいけないという見解であったということなんです。現時点としては、その辺のところはどういうふうにお考えか。市長なり、ご意見、お聞かせください。

○市長（豊留悦男） ご案内のように、山川の港は、鰹や近海で採れた魚を主に入れております。山川を元気にするため、また、指宿市を元気にするためには、観光のクルーズ船、船を入れることも振興策の一つとして大変大切であろうと思っております。鰹はパプアニューギニアという国の近く、南の太平洋の南の方で採れた鰹を主に運んできております。最近、大きな船で運んでくるようになり、それに伴って山川港も大きな船が入れるような、そういう工事をしなくてはならないと思います。ただ、港の工事となりますと、大変多額のお金、予

算が必要になってまいります。しかし、予算が必要だからということで、その工事をしないわけにはいきません。同時に大きな船が2隻、3隻着けるような港にするためにどうしたらいいのか。また、観光客が山川港に、クルーズ船と言いますけれども、それが入れるためにどうしたらいいのかというのは、山川の方々の意見や、そして、漁業に従事している人達の意見をお聴きしながら、必要であるということであれば、県と国と相談をしながら山川港の改修、そして、クルーズ船等の入港について、検討していかなければならないと思っております。

○8番議員（東伸行） 是非ですね、そういう意味合いでできるだけ検討していただいて、もちろん、国・県の見解を待つしかないということは、そういうことなんだろうと思いますが、ただ、それだけではなくてですね、やはり、市としても、それから地域漁協、住民としてもですね、一緒になってその働きかけをしていくということについては、やっていかなければ、いつまで経っても実現はしていかないと、そのふうに思っておりますので、是非、その辺のところは、今、市長から力強い言葉をいただきましたので、是非、そういう方向で進んでいっていただきたいと、そのように思っております。

それからですね、漁業と観光の融合という中に、今、いろいろよく出てきますけど、衛生管理型の市場という話がよく出てまいります。これから、食品のいろんな安全基準とかそういうものが、より一層厳しくなる中でですね、その中でそういう魚類の販売、それから、水揚げ等に関する衛生的な管理というのが厳しいものが出てくるというふうに認識しているところです。そういう中でですね、今、いろんな日本各地の漁港で衛生管理市場ということで、きちりとした衛生管理がされ、密閉された状況の中でそういう取組が進んでいるのは皆さんもご存知だろうとは思いますが。先般、我々委員会で沼津港に行政視察に行った時にも、あそこにも衛生管理型市場というのができておりました。きちり空調管理もできてですね、それから2階は見学をできるコースもできて、そこにこういう小学生が、今日いらしていますが、子ども達とか、それから、いろんな観光客とかがですね、要するに、その水揚げ場のところに直接入るんじゃなくて、2階席から競り市があったり、そういう魚の水揚げがあったりするところを見学できるということを、我々委員会の皆さんも見学されたんですけども、それにはですね、先ほどから話がありますように、かなりの費用を要すると。沼津のそこはそんなに大きな施設ではありませんでしたが、総額で14・5億かかると。日本全国ちょっと調べてみますと、大体20億弱ぐらいの費用がかかるようでございます。そういったものをですね、これから捻出していくということについては、非常に大変なことであろうと思いますが、ただ、これからいろんな意味で、海外にも目を向けていく中ではですね、そういった衛生管理をきちりとできた市場からじゃないと、要するに出荷はできないという状況ができてくるのが十分考えられます。それから、今、加工組合の方でもハサップの資格を取ったりとか、そういうのをするのにですね、鯉節加工場は自分たちでやるんだけど、その

原料が入ってくる港がどうかということをお問われるということもあります。そのためにもですね、今、漁協の方では、レベル1から3までですかね、ご存じだと思うんですが、そういう衛生管理をする中であるんですけども、レベル1というのは、俗に言う手洗いをきっちりするとか、履き物をきちっとその市場に出るときは履き替えるとかですね、それから、市場を清掃する水については海水で洗うのはいいけれども、その海水はきっちり浄化をしたものじゃないといけないとか、そういう決まりがある中でのレベルが3段階にわたってあるんですが、今の山川港漁協さんは、レベル1に関しては、今、職員の皆さんに働きかけてやっていくようにしているというような状況であります。ですから、そういう中ですね、最終的には、その衛生管理型市場というものを造っていくということを目指していかなければならないんですが、その辺についての市としての見解は、どのようなものをお持ちでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 議員おっしゃるとおり、最近、港の水揚げ場や様々な作業の光景が観光の対象となって、市場施設そのものが観光施設として整備され、見学した後は施設内、又は併設された飲食会で新鮮な魚を使った、地元ならではの料理を楽しむようになっていくようになってきているようでございます。また、同時に食の安心・安全が問われている中、港での水揚げや荷さばき場の作業にも衛生管理が求められるようになってきており、施設が衛生管理型に移行しているようでございます。ただ、議員がおっしゃったように、沼津市の例を挙げましたけれども、沼津港は漁港ではなく港湾として指定をされております。その港湾の中でも国の特定地域振興重要港湾ということに指定されておりますので、補助率というものが大分、山川港と変わってきております。そしてまた、山川港につきましては、第3種漁港ということで、枕崎漁港については、特定第3種漁港ということで指定を受けております。この第3種漁港というものが一番のネックになっているところでございます。それはなぜかと言いますと、国の補助率で申し上げますと、特定第3種、枕崎港の場合には、市町村の負担は8%程度でできると。ただ、第3種の山川港につきましては、その衛生管理型の補助すらないということで、県が2分の1の持ち出し、あとは全て事業主体というような内容になっております。そしてまた、沼津市の場合、人口が約20万強、そして、財政規模も700億円程度あると思っておりますけれども、そしてまた、一番の違いは、背後地の人口等が違います。そういう意味で、指宿市で仮に整備すると、指宿というか、山川漁協ですね、指宿の山川港でそれを整備するとなった場合には、非常に大きなリスクを伴う可能性がございます。そしてまた、ハサップの認証は受けてはおりませんが、鹿児島県内では笠沙漁協の方が優良管理型の全国でも10か所程度しか認定されていない漁港の資格を持っております。しかしながら、その衛生管理型に近い漁港ですけれども、組合長さん方に聞いてみたところ、その認定を受けたから漁価が上がったというようなことは、今のところないということで、投資をした割には漁民への経済効果というものが、今のところあまりないということで、私どもの方としましても、ある一定、観光との融合という意味で、そのような施策も作

らなきや、考えなきやならないと思いますけれども、費用対効果等も含めて、総合的に考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○8番議員（東伸行） 今、その山川港の置かれた状況については、部長の方で答弁されたとおりで、逐次、聞いていこうと思ったことを、全部、今、答えられて、ちょっと私も質問をする項目が大分減ったかなという思いがしておりますけれども、いろんな意味でですね、その第3種漁港というのが、何かをやる度に、これはもう山川町の時代からそうです。出てきてですね、第3種漁港だから、それはうんぬんかんぬんというのがあって、最近ちょっとあまり話は出なくなりましたが、特区というのを指定をしてもらったらどうかということで、いろんな働きかけをした経緯もございます。まだ、特区というのは、まだ、生きているとは思いますが、その辺のところも駆使して何とかこの衛生管理型のもので、市場ってということについても実現をしていってもらいたいという思いはしているところです。全国のいろんなところを調べるとですね、それはそれなりのいろんな財政的もある程度余裕があったりとか、そういう、指定の受けている部分のことであったり、それから、港の形態であったりとかですね、そういった意味で、実現できるのかできないかという部分のところで、非常に各港差はあるんですが、漁協を含めた、水産加工組合も含めた、それから、私どもその地域の住民からすると、とにかく、あれだけの港を持っているという中で、見た感じどんどん衰退をしていっているのではないかという思いを皆さんお持ちの中でですね、やはり、そういうことを進めていかないと、これからの港として生き残ってはいけないという思いの中で、是非、どこがやっているやってない、そこがやってるからそこを使えばいいじゃないとか、そういうことじゃなくて、やはり、指宿の山川港ということで、そういうことをですね、実現をしていけるようにしていきたいという思いの中で、今、それぞれの部署で、いろんなことで頑張っているところであります。ですから、その辺のところについては、これからも市の皆さんともいろんな意味で意見交換をしながら、県・国にですね、いろんなところでそういう補助対象なり、そういうものを探しながら、もちろん、補助だけに頼るんじゃなくて、地元でいろんなことは、やれることはやりながら進めていきたいと、そのように思っているところです。それとですね、その中で、3番目にちょっと青物船と沿岸漁業を含めた小型船の入港数を増やすと、そういう項目を挙げてるんですが、実は、山川港はですね、山川地域って言いますか、鯉節は県下、全国の3大産地ということで、今までそれなりの実績を上げてきているし、現在も30件近くの工場で一生懸命頑張っているところなんですけど、ほかのですね、例えば、分けて言えば佃煮を作ったりとか、干物を作ったりとかですね、そういうものを事業として、それぞれ各家庭がいろいろなもの作ったりはしているところはあるんですが、事業として、そういうものをきっちりやっているところがないというのが現状であります。ですから、港町って言うてるんですが、例えば、活お海道でもそうです、それから、瀬崎の道の駅でもそうです。干物とかそういうものを見るとですね、近いところで枕崎産、

枕崎もあんまりそういうものないです。ほとんどの見ると串木野産とか、向こうのそういうところから持ってきているというものがあって、せっかくあれだけの港があって、カツオはもちろんそうなのですが、そういう近海物ですね、サバとかアジとかいった近海物を水揚げして、それを加工するところがないっていうのが非常に入港数も減る一つの原因になっているのではないかなというふうに考えるところです。というのも、先ほど申し上げましたように網船といいます、海外まき網船もそうですが、網船といわれて手法がですね、昔のカツオの一本釣りという船は、ほとんどなくなっておりますので、網で一網打尽にしてくるわけですね。そうすると、季節によってはですね、その船の7割、8割が、山川港から言ったら雑漁、カツオが2割、3割で、後はそのアジ・サバ、マグロもそうですけども、そういう山川港の利用者の皆さんからすると雑漁というふうに呼び方、雑ってのはどうしようもないっていうんじゃないかと、利用があんまりされないという意味での魚が多いという時期があってですね、結局、船主さん達からしてみれば、カツオは引き取ってくれるけど、ほかのものについては、そこでは、水揚げはしてくれるけど、そこからまた、消費地の方に運ばなければいけないということですね、一時期、旧山川町時代は、その運搬のための補助金を出していた時期もあったと思います。そういう記憶をしております。ですから、そういった意味ですね、それをやはり、山川の中で加工をするということができないもんかなとかねがね私は思ってたんですが、そういうことについてどう思われるか、見解をお聞きしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 貴重な議員の質問をいただきました。漁師、漁業を営む人達の願いというのは、安定的な収入ができて、そして、漁師に希望と、そして、漁師をやってよかったというような、そういう漁業を営みたいというのは、漁師の願いであります。青物と言われるアジ・サバ・イワシ等、これを加工して、そして、売ると収益がそれだけ増えるわけでもあります。山川港は鯉節が有名であり、本枯れ節は日本一であると言われております。それを大切にすると同時に、様々な形で多角的な経営、つまり、青物、鯉節を中心とした漁業の振興を図るといえるのは、漁師の願いでもあります。そのような願いを汲取りながら、山川漁協、いわゆる漁港をどうするかというのは、指宿市にとっても大切なことでもあります。ただ、この食べ物にしても、安心・安全というのが食べ物の大前提でありますので、議員のご質問のとおり、必要な大切な、市がやらなければならないことではありますけれども、市だけではできない、国や県と話し合いをしながら、補助金をいただきながら、山川港の整備、そして、漁港としての役割を果たしながら、様々な事業に取り組んでいく必要があろうかと思っております。漁師の皆さんの願いを聴きながら、そして、今後の漁業の在り方を考えながら、山川港の整備を含めた様々な事業形態についても考えていきたいと思っております。特区制度というのも、質問の中にありました。山川港というのは、漁業を中心とした港ですけれども、特区、特別に認めた地域として、観光であり、そして、工場、いわゆる魚を中心とした

工場の誘致であり、そういうもの等についても、今後、考えていくことが極めて大切であろうとされているところであります。

○8番議員（東伸行） 今、市長から力強いお言葉をいただきましたので、もちろん、我々市民としても、地元住民としてもそれに向かって、一緒になって推進をしていきたいと、そのように思っております。

4番目の無線検疫港から本港を目指すということでは、今まで、双方、私の質問にもありましたし、執行部からの答えの中にもありましたので、そういうものをやっていく上でですね、本開港を目指していくということをやっつけていかなきゃいけないと。今、そのためには、まず、最初に述べましたその岸壁の延伸と、それから、航路水深の浚渫というのが、まず、第一前提だというふうに思っております。それを目指してですね、入港隻数を図りながら、本開港を目指していくというふうにやっていってもらいたいと、そのように思うところであります。そうなったあかつきにですね、農産物等のあらゆる物資の輸出入もできる、昔は薩摩藩の一番の隠れた、隠れたって言いますか、貿易港ということ、山川港ということで、西郷隆盛からですね、ザビエルの入港もあったという史実も残っております。そういうところのことも含めてですね、名実共に貿易港として、また、栄えていくためにも、一緒になって努力をしていただきたいと、そのように思っているところであります。

次は、2件目の市職員の専門職化ということで、先ほど、いみじくもですね、市長の方からいろんなそれに向けた考えは伺いましたが、ちょっと、参考までにお聞きしたいんですが、今、市の職員の中で、そういう国家資格、あるいはそれに準ずる資格というものを持っている人がですね、市の職員の中にどの程度おられるか、把握しておられれば答え願いたいと思います。

○総務部長（高野重夫） 国家資格等を取得している職員数についてでございますが、本人の申告等、これは人事異動等のときに自己申告書等を出していただいておりますけれども、それに基づきまして、主なものについては、土木施工管理技師や測量士などの土木系に関する資格保有者が17名、建築士等の建築系に関する資格保有者が4名、保健福祉系に関する資格保有については、保健師が13名、管理栄養士が1名、社会福祉士が3名、教育系に関する資格保有者は、学芸員が6名、社会教育主事が6名などとなっております。

○8番議員（東伸行） 今、縷々その資格者の人数をお答えいただきましたけれども、土木、測量、土木関係・測量関係は建設関係の仕事、職種で就いておられるんだらうと思いますが、今述べられた方々も含めてですね、今、そういう方々が、やはり、今、持っているこの資格を十分活用できるようなところの部署に配置されているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 指宿市におきましては、国家資格等、保健師・社会福祉士・学芸員等の必要な部署への職員配置については、職員採用試験において、専門職の採用試験を実施

し、必要な職員を採用しているところであります。また、全ての部署において、職員の専門的知識の習得及び能力の向上を図るため、職務の的確な遂行に必要な知識や技術等を具体的に学習し、同時に職務を通じて、経験や知識の豊富な先輩職員が、部下を育成するための職場内研修を推進しているところであります。併せて、実務に即した職務能力の向上を図るために、鹿児島県市町村研修センター等で実施される特別研修等を積極的に活用しており、市町村中央研修所、市町村アカデミーといたしますけれども、等で開催される税務及び観光行政等に関する専門的知識及び技術等を取得するため、長期間の研修も活用しているところであります。また、国・県との人事交流及び職員の研修派遣を実施し、専門的知識等を有する職員の配置と若手職員の育成に努めているところでもあります。なお、そういうようなところで、本人の希望等を考慮しながら、適材適所の人事、人材配置に努めているところでございます。

○8番議員（東伸行） 今、大体持っている方については、ほぼ、そういうものが生かされる場所に配置しているというような答弁だったと思います。市職員に対してはですね、市民の方々の見る目は非常に厳しいものがあります。また、期待も大きい。常にそういう状況にあることを意識して、職務にあたらなければならないが、その点について、管理・教育していく立場として、市長、何か職員の皆様に常に心がけて言っていること等があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（豊留悦男） 市役所は市民に役立つところでなくてはなりません。そういう意味で、市民、子どもからお年寄りまで市役所に対しては、いろいろな意見・相談があります。それ的確に答えて、市民に喜んでもらうためには、市の職員の力・資質を向上させなければならないと思っております。その資質を高めるためには、いろいろなところで仕事をし、経験することも大切であります。そして、専門的な知識、国家試験、試験を受けて初めてできる仕事もありますので、そういうところで力を付けて、市民のために働いてほしいと思っております。市民の皆さんが、市役所に寄せる期待というものの大きさを、市役所職員一人ひとりが受け止めて、それに対応できるような力を付けていくというのも大切なことであります。仕事を通して、又は、県外のいろいろなところに勉強に行って、一人ひとりが力を付けてもらうように、努力していきたいと思っております。

○8番議員（東伸行） その決意をですね、大いに生かしていただいて、市民の皆さんに頼りにされる職員を目指していただきたいと思います。今、地方公務員と言われる市職員の皆様はですね、企業でいえば、この地方でいえば、大手企業の社員というような見られ方をしていると思います。市民から見るとかなり恵まれた職場であります。ですから、もちろん、市職員として採用されるにあたっては、それぞれ職員の皆さん、努力をされた結果であることは理解しておりますが、しかし、今更ではありますけれども、公務員の本分を再認識し、研鑽・努力されることを期待いたします。私ども議員もですね、その本分を

全うしなければならないと、今、誓うところであります。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時08分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○11議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。先日の産業まつり、盛大に開催され、特に7日の日曜日は、天気にも恵まれたこともあり、賑やかでした。産業振興が図られたものと理解しております。また、高校生・大学生の就職内定率が近年になく高いようですが、100%を目指して更なるご尽力を期待しております。

一般質問に入ります。

1、市税などの収納について。本年度の収納状況は、ということですが、前年度も聞いた方が分かりやすいので、市税などの平成25年度の収納状況、そして、平成26年度10月末時点の収納状況、それぞれ合わせてどのような状況かを、まず伺います。

次は、太陽光発電について。日本は、再生可能エネルギーの比率が約11%と、ほかの先進国より低いようで、2030年にはドイツ並みの21%に高めようとしているようです。地球は、温暖化していると言われていています。その原因の一つが火力発電で、石炭や石油など、化石燃料を燃やしたときに出る二酸化炭素CO₂です。代替りのエネルギーとして、一般家庭も参加できる太陽光発電に期待が高まったわけです。屋根の上にソーラーパネルを多く見かけるようになりました。一般家庭でも設備を導入して、電気を売る人が増えてきました。そこで、太陽光発電について、償却資産イコール固定資産税になります。償却資産として課税されている家庭用・事業用は何箇所か、税額は幾らかを伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 市税等の収納状況についてのご質問でございますが、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・都市計画税のいわゆる一般税の収納状況で申し上げますと、まず、平成25年度の現年度分が98.12%で対前年度を0.06ポイント上回り、滞納繰越分は14.20%で対前年度を0.48ポイント下回る結果でございましたが、全体では90.61%で対前年度を0.51ポイント上回ったところであります。

次に、平成26年度につきましては、10月末の収納状況で、現年度分の調定累計額40億486万4,079円に対し、収入累計額は28億512万3,363円となっており、収納率は、平成25年度同期、同月と比較しますと0.57ポイント上回っております。また、滞納繰越分も調定累計額3億9,020万7,713円に対し、収入累計額は3,902万6,206円となっており、同じく、前年度同期と比較しますと1.89ポイント上回っており、全体でも1.04ポイント上回っておりますので、今後も更なる収納率向上を目指して努力をしてまいりたいと思います。

太陽光の質問につきましては、関係部長が答弁をいたします。

○市民生活部長（大久保正一） 償却資産として課税されている太陽光発電設備は、何箇所あり、税額はどれぐらいなのかというご質問ですが、平成26年度分の課税で申し上げますと、事業用として課税されているものが、36納税義務者で48件、税額にして1,068万9千円程度となっているところであります。なお、発電出力10kw未満の家庭用につきましては、非課税扱いとなることから、固定資産税については課税していないところであります。

○11 議員（高橋三樹） それでは、市税などの収納についてに入ります。ただいまの答弁で、本年度は、更に上がっていくと。収納率、という答弁でした。納税者の理解と協力、そして、職員の努力に感謝するとともに、引き続きよろしく願いいたします。

今回、一般質問をするにあたり、11月19日、始良市役所を訪問させていただきました。親切・丁寧に説明を受け、改めまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。後で少し触れます。

次ですね。コンビニエンスストア、通常、コンビニと言いますので、これからはコンビニと申します。コンビニでの収納を導入する際は、電算システム改修や代行業者の選定が必要と思われるが、どうなっているかということですが、まず、その前に、コンビニ収納とはどのようなものなのか、また、納税者がコンビニで納付した場合、どのような流れで収納することになるのかを伺います。

○市民生活部長（大久保正一） コンビニ収納とは、市税などの公金収納について、従来の金融機関や自治体の窓口に限られていた収納窓口を拡大し、コンビニエンスストアでも納付できるようにするもので、納税者の利便性を高めるものであります。コンビニ収納の流れを簡単に説明いたしますと、まず、コンビニ店舗で市から届いた納付書により、市税などの公金を納めていただきます。次に、納められた市税等の公金は、各コンビニチェーン本部を経由して、収納代行業者が全部のコンビニチェーン本部の納付情報と市税等の公金を取りまとめます。その後、収納代行業者は市に納付情報の報告を行うとともに、市税等の公金を送金するという流れであります。なお、このコンビニ収納は、納税者にとっては、いつでもどこでも最寄りのコンビニエンスストアで公金を納められることができるため、利便性の高い方法として、全国の自治体でも数多く導入されているところであり、また、県内の19市においては、現在、9市が導入しており、本市においても、平成27年8月の電算の基幹システム更新に併せ、コンビニ収納の導入に向けて準備を進めているところであります。

○11 議員（高橋三樹） 電算システムの対応について、どのような作業が必要となるのか。コンビニ収納を開始するにあたり、システムの改修が必要となるのではないのでしょうか。この点、伺います。

○総務部長（高野重夫） 現在の電算システムは、平成27年9月まででリース契約が切れることや、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への対応が必要なことから、平成27

年8月の稼働を目指し、新しい電算システムの構築に向けて、現在、作業を進めているところでもあります。この新しいシステムは、全国の多くの自治体で稼働しているものであり、コンビニ収納への対応についても、基本機能の一つとして、既に完備しているものとなっておりますことから、特に新しい作業は必要ではございません。

○11 議員（高橋三樹） 収納代行業者の選定は、どのように進めるのか。コンビニ収納は収納代行業者を経由して行うものと認識していますが、具体的にどのような流れで業者を選定するのか、教えてください。

○市民生活部長（大久保正一） 本市が導入を予定しているコンビニ収納業務については、市税のみでなく、保育料や使用料及び水道料など、全庁的にわたることから、関係課で組織する指宿市市税等コンビニ収納代行業者選定準備委員会を設置して、コンビニ収納の基本方針や収納代行業者の選定等を行うこととしたところです。その収納代行業者の選定については、準備委員会の中で業者の規模、実績、業務態勢、提案経費等を総合的に判断する必要があるとして、コンビニ収納業務委託仕様書及び委託業者選定に係るプロポーザル実施要領を作成し、その要領に基づき、業者に提案書を提出していただき、最も適していると思われる1社を選定するものとしたところでもあります。

○11 議員（高橋三樹） 郵便局での収納も必要ではないかということです。自分の地元、岩本のことを例に取りますと、高齢者が多くコンビニはありません。JA岩本支所も新西方支所に統合されてありません。銀行などが近くにない場合、納付が大変です。郵便局でも納付できるように計画しているのでしょうか、伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 現在、本市においては、郵便局での取扱いは、口座振替や郵便振替用紙のみの取扱いとなっており、現在の納付書では、郵便局での納付書取扱いができないところでもあります。このようなことから、納税者の利便性や納税しやすい環境づくりを構築することを目的に、今回のコンビニ収納の導入と併せて、従来の金融機関に加え、九州管内の郵便局ならどこでも納付できる共通納付書を作成し、郵便局でも納付書で納められるように検討しているところでもあります。なお、共通納付書は九州管内に限られていることから、九州管外に在住の納税者には、これまでと同様に郵便振替用紙を添えて送付することとしております。

○11 議員（高橋三樹） はい、分かりました。ここで、始良市役所は、コンビニ収納を平成24年度に準備して、平成25年度から実施したようで、その効果として、収納率は急には上がらなかったようです。微増でしょうか。ただ、納期内納付が増加したという説明でした。市民の方々からコンビニ収納を導入したことを喜んでもらったということで、喜んでもらえば意識の高揚に繋がるわけで、よかったなと感じることでした。当市の今の市政事務嘱託員の収納、銀行などの収納に併せて、さっき答弁がありました。来年8月にコンビニ、郵便局の取扱いができたとき、利便性が高まり、いつでもどこでも納付できるわけで、コンビニ収納

及び郵貯収納の導入効果や市税などの収納率をどのように考えているのでしょうか、伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 全国のコンビニエンスストアや九州管内の郵便局で納付書による納付が可能となり、コンビニエンスストアでは24時間対応可能となることから、納税者の利便性が大きく向上するものと考えております。収納情報はデータでの受取となるため、会計課での納付書読み込み作業が不要となり、収納消し込み作業の効率化も図られます。また、コンビニ収納及びゆうちょ収納の導入により、既に市税のコンビニ収納を実施している県内の各市では、若干ではありますが、収納率が上がったと聞いております。このように、議員が言われるとおり、納税の方法や納付の機会の拡大など、納税しやすい環境づくりを構築することによって、市内外の納税者の利便性が更に向上することや、納期内納付に対する意識が高まることを期待しているところであります。

○11議員（高橋三樹） 次は、太陽光発電についてです。先ほど、課税されている箇所と税額を伺いました。それでは、どのような太陽光発電設備が固定資産税の課税対象となるのか、この点を伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 固定資産税の課税対象となる太陽光発電設備についてですが、法人が設置した場合は、事業用となることから、発電出力量を問わず全てが課税の対象となります。また、個人が設置した場合でも、発電出力量が10kw以上のものについては、法人と同様に収益を得ることを目的としているため、事業用資産として課税の対象となるところであります。なお、個人が住宅用として設置した発電出力量10kw未満の太陽光発電設備につきましては、個人利用を主な目的としているため、課税の対象とはならないところであります。

○11議員（高橋三樹） ただいまの答弁で、家庭用10kw未満は、課税の対象とはならないという答弁でした。設置業者に聞いてみますと、3kw・4kw・5kwが多いようで、屋根の大きさ、広さ、南向きか東向きか西向きか、屋根の角度、高い障害物がないかなどで条件が変わってくるという話を伺いました。それでは、例えば、500万円の太陽光発電設備を設置した場合、もちろん、10kwを超えていますが、どれぐらいの固定資産税が課税されるのですか、伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 設置費用が500万円の場合の太陽光発電設備に係る固定資産税ですが、耐用年数を17年として、毎年度の減価残存率を用いて算出することになります。したがって、初年度の固定資産税は、500万円に1年目の減価残存率0.936を乗じると評価額が468万円となり、この評価額に固定資産税の税率1.4%を乗じて算出すると、税額は6万5,500円となるところであります。なお、課税の特例措置を受ける施設については、課税標準額を3分の2にする特例措置がありますので、この場合の税額は4万3,600円となるところであります。また、償却資産につきましては、耐用年数を過ぎても事業用資産として活用され続ける限り、残存価格の5%で課税されることとなります。

○11 議員（高橋三樹） 太陽光発電設備については、固定資産税の特例措置があると聞いています。先ほどの答弁でも課税標準額の特例措置と言っていましたが、どのような施設が対象となるのでしょうか、伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 太陽光発電設備に係る固定資産税の特例措置についてですが、平成28年3月31日までに再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて、発電出力量10kw以上の設備を設置した場合、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、各年度の固定資産税の課税標準額となるべき価格を3分の2に軽減する特例措置が適応されることとなります。

○11 議員（高橋三樹） 次に、過去に補助があったと記憶しておりますけれども、幾らだったのでしょうか、その点を伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 本市の太陽光発電設備に対する補助制度は、旧指宿市において、平成11年度から平成16年度までの6年間、指宿市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業として、住宅用太陽光発電システム設置費の上乗せ補助を実施いたしました。補助対象は、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方で、財団法人新エネルギー財団の一般住宅用の補助を受けることが確定した方で、1kw当たり5万円、4kw20万円を上限として補助しておりました。補助制度開始から6年間で、市内の87世帯が太陽光発電システムを設置し、総設置出力316.83kwのうち、補助対象出力299.60kwで、市の補助総額は1,498万円となっております。

○11 議員（高橋三樹） やっぱりあったんですね。今後、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電設備に対する補助制度を復活する考えはありませんか。この点、どうでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） 平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、再生可能エネルギーの導入、特に太陽光発電施設については、平成24年7月に固定価格買取制度が施行され、当初の買取価格が消費税込みで1kw当たり42円ということもあり、急速に全国で普及し、その後、買取価格は安くなり、平成26年4月以降は、受給最大出力10kw以上の場合、消費税込みで1kw当たり34.56円、10kw未満の場合、消費税込みで1kw当たり37円と、当初に比べると安くなっておりますが、これまでの間、市内においても事業者や一般家庭の方々による太陽光発電施設の設置が数多く見受けられます。先ほど申し上げました本市の住宅用太陽光発電システム設置費補助制度につきましては、平成11年度から平成16年度までの6年間実施しましたが、この制度は再生可能エネルギーの普及のために、当時高額だった太陽光発電の設置初期費用を補助するために導入された制度であります。現在では太陽光発電施設の設置費用は、補助制度を導入した当時に比べると、非常に安価になっており、今後、太陽光発電設備に対する補助制度を設ける計画は考えていないところであります。なお、国においては、平成21年度から太陽光発電施設等に対する補助制度を実施してきましたが、平成25年度

末で廃止となり、鹿児島県も同様、平成25年度末で廃止となっております。

○11 議員（高橋三樹） はい、分かりました。次に、今回の補正予算に山川文化ホールの太陽光発電設備設計業務委託料がありますが、県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用して、指宿・開聞にも防災面からも必要と思われませんが、この県公共施設再生可能エネルギー等導入事業の概要はどういったものかを、まず、説明してください。

○市民生活部長（大久保正一） 鹿児島県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業とは、環境省がグリーンニューディール基金を原資として、創出された事業の一つである公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用した事業であります。これは、東日本大震災の被災地域の復興や原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国に展開することを目的としております。事業内容としましては、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に必要不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設へ再生可能エネルギー等の発電設備を設置するものであります。事業費につきましては、環境省が都道府県等に配分し、配分された都道府県等は基金として積み立て、市町村に配分することとなっております。鹿児島県は、鹿児島県環境保全基金として積み立てて、鹿児島県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金として、交付する流れとなっております。事業期間は平成26年度から平成28年度までの3か年となっており、具体的な対象施設として、地域の防災拠点や災害時等の際、避難所に指定された社会福祉施設、庁舎、体育館、診療施設等が対象となっております。

○11 議員（高橋三樹） 戻りますが、県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用して、平成26年度は山川文化ホールの太陽光発電設備設計業務委託をするようですが、指宿・開聞にも防災面からも必要と思われませんが、今後の計画はどうなってますかということです。この庁舎、自家発電設備がありますが、やはり、必要です。ここのほか、山川支所とか開聞支所、そのほか、主な施設にも導入する必要があると思いますが、どうお考えですか。

○市民生活部長（大久保正一） 平成26年度は、鹿児島県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用して、山川文化ホールの太陽光発電設備設計業務委託を行う計画であります。この設計業務委託に係る予算を12月補正に計上し、平成27年度当初予算において、この施設の太陽光発電設備設置工事費を計上する計画であります。議員ご指摘の指宿地域及び開聞地域については、本事業が平成28年度までの事業期間であることから、現時点での計画としましては、平成28年度において、指宿地域は指宿市役所本庁舎及び時遊館COCOはしむれ、開聞地域は開聞総合体育館に太陽光発電設備等を設置する計画であり、平成28年度当初予算に事業費を計上する計画であります。

○11 議員（高橋三樹） ただいまの答弁で、4施設に太陽光発電設備を設置すると、計画であるとのことですが、この4施設を選定した理由はなんですか、伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 本年度の対象施設が地域の防災拠点や災害時等の際、避難所に指定された施設であることから、市が指定した避難所の中から指宿地域・山川地域・開聞地域の各地域の拠点として、耐震性を有する施設を選定いたしました。なお、指宿市役所については、防災拠点施設として位置付けられており、昭和48年3月に建設され、昭和56年6月1日以前の建築物であることから、現在、耐震診断を実施しており、耐震改修整備を要する場合は耐震設計を行い、補強工事を行う計画であるため、選定したものであります。

○11 議員（高橋三樹） はい、分かりました。太陽光発電設備で発電した電力を九州電力に買電はしないのですか。この点、伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業で導入する、再生可能エネルギー発電設備により発電された電力は、もっぱら自家消費によることとしていますが、行政機関の休日等、一定程度の余剰電力が見込まれる場合は、買電が可能となります。しかし、この余剰電力の買電については、先進地等の調査を行ったところ、太陽光発電10kw程度の規模で買電をしている自治体はあまりなく、電気メーカー及び地元の電気工事業者からも、買電をした場合、専用の電気メーターや逆流のための機器等に相当な費用を要し、10kw程度の発電設備であれば自家消費としてほとんど使用されるので、買電量も少なく維持管理費等を考慮すると、買電をしない方が適しているとの回答を得ています。また、本事業において、買電した場合の収益が多い場合は、計画設置した規模が過剰すぎるのではとの指摘を会計検査院環境本省検査をして、検査で受けることが懸念され、鹿児島県からも使用しない電力率を10%以下に抑えるよう指示があったことから、現時点では、買電をしない方向で計画をしております。併せて、現在、太陽光発電10kw以上のものについては、九州電力が契約受付を保留しておりますので、今後は九州電力側の動向を見据えて検討してまいりたいと思います。

○11 議員（高橋三樹） それでは、山川文化ホールに太陽光発電を設置する計画ですが、災害時に使用する電気機器は、どのようなものを想定しているのかどうか、この点、どうでしょうか。

○市民生活部長（大久保正一） 山川文化ホールは第1避難所として指定されております。災害時に使用する電気機器としましては、避難者が所有する携帯電話及びスマートフォンの充電、パソコン・プリンタ・テレビ・電話等の通信機器、施設の照明及び夏場に使用する扇風機等を想定しているところであります。

○11 議員（高橋三樹） 太陽光発電を設置するにあたり、指宿市、当市の日照時間はどのようなものになっているのかどうか。太陽光発電の弱点は、天候に左右されることですが、この点、どうでしょうか。伺います。

○市民生活部長（大久保正一） 指宿市の日照時間については、気象庁の過去5年間のデータを参照しましたところ、平成25年は2,175.4時間、平成24年は1,781.9時間、平成23年は

1,869.4時間、平成22年は1,932.1時間、平成21年は1,929.7時間などで、過去24年間の平均は1,929.3時間となっており、また、1日24時間を通じて全く日照時間がない日数は、平成25年が40日、平成24年が54日、平成23年が53日、平成22年が44日、平成21年が41日となっております。なお、月別に見ますと、日照時間が最も多い月は8月で、215.7時間、次いで7月、10月、9月の順となっているところです。

○11 議員（高橋三樹） はい。指宿市は、太陽光発電に適しているんじゃないかという、自分の判断でした。

これで終わりますが、収納のことですけれども、自分はお金が入ったら、まず税金を納めます。そして、国民年金保険料を今まで納めてきました。100%完納しました。この後、電気・ガス・水道などを納めるわけですが、先ほどの答弁でコンビニ収納・ゆうちょ収納を来年8月には確実に実行できるように準備を進めてください。そして、収納率、また、納期内納付が多くなることを期待しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

△ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することと決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 高 田 ちよ子

議 員 森 時 徳

第4回指宿市議会定例会会議録

平成26年12月11日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第104号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）  
について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 ちよ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 19番議員 | 下川床 泉   |
| 21番議員 | 新宮領 進   |       |         |

---

1. 欠席議員

18番議員 新川床 金 春

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長   | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 池 田 昭 夫 |
| 総 務 部 長 | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 大久保 正 一 |

|        |      |   |        |       |
|--------|------|---|--------|-------|
| 健康福祉部長 | 下敷領  | 正 | 産業振興部長 | 廣森敏幸  |
| 農政部長   | 新留幸一 |   | 建設部長   | 三窪義孝  |
| 教育部長   | 浜島勝義 |   | 山川支所長  | 馬場久生  |
| 開聞支所長  | 下吉耕一 |   | 農政部参与  | 池増広行  |
| 建設部参与  | 光行忠司 |   | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長  | 川路潔  |   | 危機管理課長 | 森和美   |
| 財政課長   | 上田薫  |   | 市民協働課長 | 上川路正和 |
| 環境政策課長 | 井手久成 |   | 長寿介護課長 | 大久保成人 |
| 地域福祉課長 | 山口保  |   | 商工水産課長 | 中村俊治  |
| 観光課長   | 川畑徳廣 |   |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 福山幸一 | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 濱上和也 |

## △ 開 議

午前10時12分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議録第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。6番、西森三義です。本日も傍聴者があり、市政に興味を持ってもらうことに嬉しく思います。また、昨日から将来の指宿を背負ってくれるであろう小学生も来ていただき、身を引き締めて質問したいと思います。

その前に、今年も全国各地でいろいろな災害が発生し、そのたびに尊い人命が失われたことに対し、心からご冥福を申し上げます。幸いにして指宿では大きな災害はありませんが、いつ起こるか分からないのが自然災害でありますので、市民一人ひとりが気を引き締め、危機意識をもって日々を過ごしていきましょう。

では、これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。今年10月5日に台風18号が接近し、更に台風19号が10月13日朝、枕崎付近に上陸し、日本列島を縦断いたしました。本市における農産物の被害額は幾らあったのかお伺いいたします。

それから、今年雨の降る日が多いように感じております。私が農地パトロールをしていると、長雨により耕作道路がぬかるんで、農家の方々が畑に車を乗り入れできず、収穫したオクラを農道まで運んでいました。25年の第1回定例会においても、この問題は質問させていただき、市長の答弁でも前向きな答弁がされたと理解しておりますが、耕作道路を舗装にする事業について、県と協議したことはないかお伺いいたします。

また、これからの質問についても、農地パトロールをしているとき気づいたことでありますが、畑かんの外周部分は大きな杉の木等に太陽を妨げられていることや、獣類が頻繁に出没することにより、キャベツ、さつまいも、豆類等を作付けできない状況であるので、あまり影響を受けないような、例えば、ブルーベリー等を作付けさせるお考えはないかお伺いいたします。

さらに、イチョウとか、もみじなど、いろいろな木の葉を利用した葉っぱビジネスに取り組む考えはないか伺います。

次に、有害鳥獣対策の取組をどのようにされているかということです。この関係については、今までもいろいろな角度を変えて質問をしてきましたが、今回も幾つかの点について質問をいたしますので、前向きな答弁を期待いたします。

まずは、捕獲するには猟友会の協力が第一であると考えられるが、現在の会員数や活動状況について伺います。

二つ目は、市民の安心・安全対策についてであります。10月4日午後7時ごろ、池田湖近くで火災が発生し、多くの消防団員に消火活動をしていただいたが、火の勢いが強く、2名の方が亡くなりました。また、同日の午後9時ごろ、小牧地区でも漏電により住宅に隣接する倉庫の一部を焼くぼやがあり、心配したものです。

そこでお聞きいたしますが、市内には防火水槽と消火栓がどれだけ設置されているのか伺います。

今回の小牧地区の漏電火災については、隣人が元消防職員であったことから、てきぱきとした消化してもらった関係でぼやで済んだものです。このように経験者であればいろいろな災害時に、すぐ対応できるのではと感じたところです。そこで、消防団員を補完する目的で、団員OBや消防職員OBを特別団員として登録する考えはないか伺います。

次に、各地域で取り組んでいると思われる自主防災組織についてであります。この組織は住民一人ひとりが自分の命は自分で守る、そして、自分たちの地域は自分たちで守るといった考えのもとに、自主的に防災活動を行う組織のことだといわれておりますが、自主防災組織への支援はどのようにされているのか伺います。1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 台風18号・19号、農作物の被害があったところであります。今年、指宿市に上陸又は襲来した台風18号と19号の農作物への被害状況について、オクラ、かぼちゃ、そらまめ、スナップえんどう、キャベツ、にんじんなどであります。葉っぱが傷ついたり、果実、特にかぼちゃ等に傷がついたり、塩害、塩の害による被害等が発生したところであります。これによる被害面積は約537ha、これは広さで言いますと池田小学校の敷地が360個入る広さであります。被害総額は1億4,184万円となっているところであります。その主なものを申し上げますと、オクラで4,830万円、かぼちゃで3,258万円、そらまめが2,935万円となっているところであります。なお、フラワーパークかごしまに観測データを設置しておりますけれども、観測地データによりますと、10月5日の台風18号は、最大瞬間風速が32.8m、午後2時4分に記録しております。降水量は23.5mm、10月13日の台風19号は、最大瞬間風速が37.1m、降水量は13.5mmとなっているところでございます。

次に、葉っぱビジネスについてでございます。指宿市におきましては、昨年度から農業の6次産業化、農林水産物を作って加工し、販売して収入を増やす、そういう取組のために、

がんばる農業者・起業支援事業という事業に取り組んでいるところでございます。議員のご指摘のとおり、身近な様々な地域のものを貴重な資源として見出して、活用していくことは、大切なことであろうと思っております。そのヒントをいただくために、昨年9月にこの事業の一環として、徳島県上勝町の葉っぱビジネスの仕掛人でありました横石知二先生をお迎えして、講演会を開催させていただきました。この葉っぱビジネスの取組につきましては、6次産業化の一つのすばらしい取組の例ではあるかと思いますが、本市の気候は比較的温暖で、東北地方や山間部と比べますと、紅葉する樹木の量が少ないことや、木の葉の色合い等を考えた場合、上勝町の葉っぱのように市場で売れるかどうか、それを見極める必要があるのではないかと考えているところであります。

次に、市民の安心・安全対策についてでございます。阪神・淡路大震災では、家などが倒壊して救助の必要な人のうち、消防などの公的機関の救助によるものはわずか2%であり、多くは自分の力で、又は家族や隣の人などの地域住民によって救出されたとの報道があります。このような広域的、大規模な災害が発生した場合は、公的機関による対応には限界があるため、自分たちの地域は自分たちで守るという、すなわち、自分で助ける自助、そしてお互いに助け合う共助の役割を担う自主防災組織の活動が極めて重要であります。本市においては、県や消防署等、関係機関と連携を取りながら、自主防災組織の育成や活動活性化、活動を盛んにするために、市が毎年実施する、6月の土砂災害・全国統一防災訓練、9月の救急・防災訓練、1月の文化財防火デーに伴う防災訓練への参加や、自主防災組織が実施する防災訓練や講習会などの支援を行っております。また、国のコミュニティ助成事業、宝くじの事業であります。この事業による防災に関する資材・機器の整備や、県が実施する、地域における自主防災活動の中心的な役割を担う人材を育てる地域防災推進員養成講座や県防災研修センターの出前講座等の募集を行い、本年度も実施しているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○農政部長（新留幸一）** それでは、耕作道路を舗装にする事業について、県と協議したことはないか、についてでございます。

畑地帯総合土地改良事業により基盤整備を行った、畑かん地区内の耕作道路の舗装については、現在、材料支給により受益者の方々にコンクリート舗装を施工していただいているところでございます。議員からも以前ご質問をいただいておりますが、現在実施しております、県営シラス対策事業の打ち合わせの際、耕作道路の舗装につきまして、有利な補助事業等の手立てがないか、協議をしておりますが、耕作道路の舗装事業につきましては、現在のところ、補助事業としては難しいという回答をいただいております。今後、国の政策の動向等を見極めなら、県等関係機関と協議を重ね、有利な事業について、調査・研究していきたいと考えております。

次に、ブルーベリー等を作付けさせる考えはないか、についてでございます。山際等の条

件の不利な農地につきましては、耕作放棄地となる可能性が高くなり、鳥獣被害が拡大する要因にもつながる懸念がございます。その対策といたしまして、比較的手のかからないグアバやアボカド等の作物の植栽を奨励し、農家の皆様方が肥培管理や農地管理を行うことで改善につながるものと思われまので、今後、指宿農林技術協会の中で本市の気候に合う作物の選定や、推進方法について協議してまいりたいと考えております。

次に、猟友会の会員数や活動状況についてでございますが、本市には現在四つの猟友会があり、会員数は指宿猟友会が28名、指宿西猟友会が20名、山川猟友会が14名、開聞猟友会が17名、そのほかに鹿児島県猟友会指宿支部扱いとなっている会員が2名で、合計81名となっております。猟友会会員は、それぞれ猟銃や網・わな免許等を取得するとともに、免許取得後も所定の講習会を受講し、併せて土地勘や、鳥獣の出没する箇所等に精通しております。捕獲につきましては、地区からの捕獲依頼を受けた後、市が猟友会員から選抜した捕獲隊の隊員に捕獲指示を行い、イノシシやカラス、ヒヨドリ、タヌキなどの捕獲活動にあたっていただいております。有害鳥獣の駆除にあたっては、猟友会のご協力が不可欠と考えているところでございます。今後も緊密に連携するとともに、その活動を支援してまいりたいと考えております。

**○総務部長（高野重夫）** 市民の安心・安全対策について、市内には防火水槽と消火栓がどれだけ設置されているかというお尋ねでございます。市内の消防水利の状況ですが、平成25年12月31日現在で、防火水槽が470基、消火栓が726基設置されております。地域別には、指宿地域が防火水槽195基、消火栓405基、山川地域が防火水槽186基、消火栓263基、開聞地域が防火水槽89基、消火栓58基設置されているところであります。

次に、消防団員を補充する目的で団員OBや消防署OBを特別団員として登録する考えはないかというお尋ねでございます。消防団員OBや消防署OBの方には、地域の自主防災組織の中で、中心となって活動していただいております。非常に感謝しております。現在、全国の消防団では、地域外で働いている会社員等の増加や入団者の不足により、消防団活動に支障があることが問題となっております。本市におきましても、一部の分団において昼間の出動に不安があることも認識しております。このようなことから、先般、消防団幹部研修において、機能別消防団員制度について、熊本県天草市消防団を研修してきたところであります。機能別消防団員制度とは、例えば、天草市を例にとりますと、10年以上の消防団員経験者や消防職員のOBで、昼間に地域内にいる70歳以下の方を消防団に再入団させ、居住地内の昼間の火災に限り出動し、消火活動を行ってもらおうというものであります。本市におきましても、このような機能別消防団員の配置や活動内容について、地域に応じた在り方を、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** それでは、2回目以降の質問に入ります。

先ほど市長の方から答弁がありましたように、台風は広範囲にわたって被害をもたらすも

のだというふうに答弁がありました。そしてまた、台風の方で1億数千万の被害があったと。面積にしてみれば、例えば、池田小学校で360個ぐらい入る面積がやられたというふうになっております。台風のたびに大きな被害が発生し、農家の人々も大変苦勞されておると思います。私も7月の台風で、最盛期であったオクラが被害に遭いまして、出荷できないオクラを30コンテナ廃棄いたしました。このように、台風のたびに被害が発生するが、台風対策に対する農家への周知はどのように行ったのかお伺いをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 台風の影響が懸念される場合には、指宿市、いぶすき農協、県農政普及課等農林技術協会の関係職員により、事前・事後対策の検討や農家への周知に関する内容を協議し、市のホームページへの掲載や公用車等での市内全域にわたる巡回・広報を行い、対策の周知と注意喚起を図っております。また、台風通過後は、事後の管理方法や薬剤散布に関する情報を市のホームページや農協支所等の窓口での掲示により、情報提供を行い、台風による影響が拡大しないよう努めているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** ただいま部長から答弁がありましたようにですね、いろいろ情報提供はしていると、そしてまた公用車での広報は私も聞いております。ただですね、今回の台風みたいに、10月に台風が来るとなれば、作物も生育が進んでいるんです。その作物を保護する対策の指導はどのように行ったのか。寒冷紗だけで被覆するのか、その点についてお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 農作物を台風から守るためということで、豆類などにおきましては、寒冷紗等での被覆や防風垣、防風ネット等の補強、また、ほ場での排水対策などの指導を行い、施設につきましては、ハウスのバンドの締め直しや、ビニールの破れた箇所の補修など、事前の補強対策指導を行ったところでございます。また、台風通過後は、タグベルト、被覆資材等を直ちに除去することや、樹勢回復を図るための農薬の葉面散布、また、塩害が想定される場合には速やかに散水し、塩分を洗い流すなど、被害軽減のための指導に努めたところでございます。

**○6番議員（西森三義）** いろいろと防風垣等の設置なり、あるいは台風通過後は農薬散布をするなりと、いろいろ指導をされていることは分かっているんですが、ただですね、私がいつも市役所に来るときに、幸屋の交差点から田口田の交差点までの農面道路沿いのそらまめ等の発育が非常に悪いように思える。どのような指導をされているのか。例年であると、この地区のそらまめは、優秀なそらまめを出荷するところで、今のままではですね、収量も見込めず、また、市の税収も落ちると思いますが、指導はどのように行っているかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 議員ご指摘の地区で栽培されておりますそらまめの生育につきましては、議員がおっしゃるとおり、成長が思わしくなく、不揃いな状況も見受けられるところでございます。台風後の対策といたしましては、農林技術協会の関係職員が市内を巡回し、欠

けている株の植え直しや仕立て本数の確保調整などの指導を行ったところでございますが、作物の生育状況や台風の風向き、あるいは地形による風の影響などにより被害の程度が異なってくることも考えられます。したがって、農作物の被害を最小限に抑えるため、事前・事後対策について関係機関で協議し、栽培管理基準に基づく現地検討会や巡回・広報活動の強化に努めてまいりたいと思っております。

**○6番議員（西森三義）** いろいろほ場を回って、そして担当者等が市内を巡回して指導をされていると。また、現地検討会もしている。でも、今の状況であればですね、特效薬、農薬がですね、一番の、と考えるんですが、なかなか、今被害に遭っている分はですね、農薬が使用できないという部分もございまして、今の状況を見ればエカキムシというのでやられていると思うんですけど、昔はトリガードなり、パダンなり、使えたと思うんですが、それが使用できない。パダンにおいては、スナップでは使用できるけど、そらまめは使用できないということがあります。ここの農薬基準を何とか緩和してもらって、いろんなものにも使えるようにですね、関係機関ともよく協議して、使用できる農薬数を増やしてもらうよう、国へ要請してもらいたいと思います。

それでは次に入ります。耕作道路の問題につきましては、畑かんで基盤整備をしてない場所も同じことが言えますので、早急な対応が必要であると考えております。今も担当部署においては、現地に調査に来てもらったり、県の担当者も呼んでもらい、再度耕作道路の調査をして、改善が必要だと理解してもらっておりますが、現状ではですね、いつも担当者が言うのは、材料支給はするんですよということと言われています。でも、材料支給されても、大分、どこの地区もなんですが、高齢化が進んで、そしてまた、人手も少なく、また、作業もできない状況であるんです。だから、そこあたりからですね、何かいい方法はないのかなということでお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 議員おっしゃるとおりでございます。今後、補助事業等で整備ができないか。また、県とも協議を重ね、引き続き事業の検討をしていきたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 今、部長が補助事業等でできないかと。前々から私はこの問題についてはお願いしているんですが、なかなか難しいようです。先週の土曜日だったと思うんですが、安倍総理がですね、政見放送で、農家の所得を倍増させる考えである旨の放送があったことから、この農業政策資金もですね、確保しやすくなると思われるので、ただいま答弁もありましたように、何とか、この補助事業等が早急に対応できるように、国へ強く要請していただきたいと思うんですが、市長、そこあたりについて、市長のお考えを聞かせてください。

**○市長（豊留悦男）** 農業所得の安定と増収を図るというのは、本市にとって極めて重要なことでございます。先日、本県選出の国会議員のところから農業の安定的な経営というものについてお願いもしたところであります。農協の方々と築地市場に視察にまいり、そしてその場

で、指宿の農産物が都会に欠かせないものである、特に、そらまめ等については、大変重宝されているということもお伺いをいたしました。そういう意味で、今後、災害の対策だけではなくて、このような増収、そして安定的な経営、農業に魅力を感じるような若手就農者が増えるような、そういう推進策を、県や国と一緒に探っていく必要が大切だと、私も大変身をもって体験、又は思ったところがございます。そういう意味で、今後も、新しい農業政策等にはいろいろと注意を払い、本市での導入、又は補助事業等があるのかないのか。あるとすれば、本市でどのような導入ができるのかということ等についても、今後、市と一緒に考えていただければと思っております。

**○6 番議員（西森三義）** 市長の方から力強い農業に対する意気込みを聞かせていただきました。

それでは次に入りますが、先日の聞き取り時にですね、グアバ等の植栽を奨励していると言われましたが、私の校区内でもグアバを植えて、葉を茶として売り出そうと計画しているグループがありますが、所得を上げてもらうためにね、どのような支援をされているのかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 議員がおっしゃる新西方地区でのグアバの生産につきましてでございますが、本市におきましては、平成25年度から、がんばる農業者起業支援事業に取り組み、農業者のグループの方々6次産業に取り組む場合、6次産業創業塾に参加していただければ、加工活動や販売戦略、事業計画に関することなどにつきまして、学習できる環境を整えてございます。また、事業計画の認定を受けますと、新商品開発に係る補助金制度も設けているところでございますので、このような制度を是非活用していただければと思います。

**○6 番議員（西森三義）** 是非ですね、今、一生懸命頑張っていて、そしてそれを、ここの新西についてはですね、先ほど私が言いました、ちょうど畑かんの外周部にグアバを植えているということから、耕作放棄地をなくすという観点からも、これに取り組んだと、代表の方から聞いております。是非これがうまくいくように、支援をしていただきたいというふうに思っております。そこでですね、よく関東指宿会とか、関西指宿会とか聞きますが、郷土会へ出席されたときにも、指宿の特産品を宣伝、PRしているのか。また、その特産品のですね、レシピ等を掲載したパンフレット等を持参して宣伝しているのか、併せてお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 郷土会についてのお尋ねがありました。郷土会の総会出席時には、広報紙や観光ポスター等のパンフレット類をはじめ、地元の特産品の提供、PR、紹介という形で、抽選会の景品などとして焼酎、オクラ漬け、本枯節のかつおパックといったような、地元指宿の特産品を提供しております。その際に、特産品が掲載されたパンフレットを配布し、商品のPRと購入促進をお願いしておりますけれども、具体的に特産品を活用したレシピについては、そういうものが少ないことから、これまで配布しておりません。今後、農産

物や特産品の新たな魅力を発見していただくために、その活用方法を記したレシピ等の紹介ができるように関係機関と、商工会議所の中にはブランド産品協会とか、いろいろそういう部分もありますので、そういう関係機関と連携を図って、地元特産品の関西・関東方面へのPR、そういうものにつなげたいというふうに思っております。

**○6番議員（西森三義）** いろいろパンフレットは持って行って、宣伝をしてもらおうと。また、抽選会もして、そして特産品を配布しているということがありましたが、レシピもですね、まだ地元であっても、長く県外に住んでおれば、食べ方がよく分からんというのもあると思いますので、レシピも作成して、そして、そこあたりで活用していただければなというふうに思っております。また、そのときにですね、いろんな関東指宿会、関西指宿会、いろいろ郷土の方もですね、各企業なり、いろんなところで、ある程度地位のある人たちもおろうと思います。そういう人たちを、やっぱり何とかそこあたりのつても探って、指宿の特産品をもっともっと売り込んでいただくというふうに期待をしたいと思っております。

それから、先ほどですね、上勝町が取り組んでいる葉っぱビジネスを言われましたが、ここに私はその本を持って来ております。ここについてはですね、高齢化率も本当言って、四国の中でも、徳島県でも高齢化率は県内1位だというぐらいに進んでいるところらしいです。ただし、あんまり医療費は使っていないということですね、やっぱりこういうふうなお金をもうけることができるもんだから、病気をせができんとでしようね。そういう形で、いい方向で向いているなど。だから、私は、葉っぱビジネスはですね、先ほどちょっと木の葉の色合い等でのことを言われましたが、もうその色合いが指宿は悪いからじゃなくてですね、まだほかにも、いろんないっぱい葉があると思うんですよ。例えば、私なんかは、小さいころは、かからん葉っぱがありましたよね。あれはいっぱいありますよ、今。あるいはさえん葉っぱなどもあるんですよ。そういうふうな、いろんなのが多くあると考えられるので、皆さんでですね、知恵を出し合って、いい活用方法を研究してもらえないかなというふうに思っております。また、梅のつぼみ等とかですね、桜のつぼみ等でも、ちょっと小枝を切って添えれば、いい飾り付けになると思うんですよ。指宿はホテルがいっぱいありますので、そこあたりを是非活用してもらいたいなど。今ですね、梅を言いましたけど、梅やスモモなんかは、実がなっても落ちてごみになっているんですよ。その梅やスモモ、柿などの、今年は柿がいっぱいなっております。それにヒヨドリがいっぱいきております。その実を使ってですね、何か活用できないかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 柿やスモモ、それから梅の果樹類についての活用はできないかというご質問でございますが、確かに、管理が行き届かない農地では、梅やスモモ、柿、柑橘類等が収穫されないままになっている状況でございます。また、最近では、住宅の庭先でありましても収穫をされずに落果する果実類も多く見受けられるところでございます。その原因の一つといたしまして、高齢化の進行による労力不足や、あるいは食生活の変化等が考えられ

るところでございますが、これらの活用されていない果実類等を有効活用していくことは、大切なことではないかと思っております。今後、本市が進めております6次産業化を進める中で、加工に活用できないか、あるいはそのいろんな仕組みづくり、販路開拓などにつきまして、いぶすき農協や関係機関、6次産業化に取り組む意欲のある皆様方と連携し、情報収集や検討を行い、これらの素材を活用する方策について検討してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 今、部長がですね、答弁がありました。何とか関係機関とも連携をしてもらって、そして、今ごみになっている梅とかスモモとかですね、この実を何とか活用してもらって、これがまた指宿の特産品の一つでもなっていければなというふうに思っておりますので、何とかやっていただきたい。

今、庭先を言われましたけど、昔はぶいぞけに梅を干してですね、それがもう今、目にしなくなったんですよ。また、お金にならないから、畑に植えてある梅やスモモ、柿などが手入れもせず、それが放棄地となって獣類が住んでいると。悪循環となっているので、先ほど部長が答弁されましたように、前向きに検討してもらって、少しでも活用できるように取り組んでもらいたいと。

それでは、先ほど猟友会の状況等については答弁をされましたが、今年の7月26日の南日本新聞にですね、掲載されておりました。狩猟登録者数が激減しているというのが掲載されていたんです。当市ではですね、猟友会の後継者育成についての取組はどのようにされているかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 猟友会の後継者育成についてでございますが、新たな免許取得者や、猟友会会員の増加を促進する施策として、鹿児島県が県猟友会に委託して、鳥獣被害防止捕獲促進事業を平成23年度から行っております。この事業につきましては、農家や集落の代表者等が、わな免許の取得を行う際に、初心者講習会費用の半額を助成するとともに、わな猟の技術講習会や、実技指導につきましても無料で実施しているところでございます。免許取得者の負担軽減を図るとともに、狩猟技術の向上にも役立つ事業であることから、本市におきましては、この事業の周知を図るために、広報にも掲載したところでございます。この事業を活用して免許を取得した方もおられます。また、猟友会の総会等におきましても、会員の皆様に対し、若い人の加入について呼びかけを行っていただいております。今後も若い方々の加入促進が図られるよう、これらのことにつきましても広報紙等に掲載し、PRを図っていきたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 若い人の加入促進を図っていくと、そして、わな猟については、いろいろ勧めているということで、ただ、今、市の方で昨年設置してもらった箱わなは、なかなか入らないですね、あの箱わなは。もう少し大きめにするとか、検討が必要じゃないかなというふうに思っております。新聞にも、ここにありますようにですね、初心者が狩猟を始め

るには、手間とお金がかかると、簡単にはいかないということであります。そうであれば、何かいい方法はないのかなと、そういうふうに思っております。今年9月の、私はオクラを収穫するときからですね、メジロが飛来して来ていたので、よく山に行かれる人に聞いたところ、長雨等により、餌となるヤマブドウやアケビの実が落ちたのではないかと話されておりましたが、ヒヨドリも大群で飛来する可能性もある。もう現在、一部は来ております。そういうこともあります、どのような対策を考えているかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** ヒヨドリの対策についてでございますが、鳥害につきましては、例年、ポンカンなどの果樹、キャベツやレタスなどの露地野菜、とりわけ本市の主幹作物であるそらまめや実えんどう、スナップえんどうにも被害が発生しているところでございます。鳥による食害防止対策は、現在のところ防鳥ネットによる対策が効果的でございます。このため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業として、防鳥ネットを購入する場合に、その費用について補助する制度も設けているところでございます。その事業導入の条件といたしましては、3戸以上の農家で組織されていること。また、設置する土台とセットで導入することなどが定められており、経費につきましては、設置場所等にもよりますが、10a当たり9万3千円程度となっているところでございます。今後とも作物部会を通じて事業の活用について、周知を図ってまいりたいと思っております。また、ヒヨドリの被害が予想される場合におきましては、事前に猟友会で組織される捕獲隊員にヒヨドリの捕獲を指示し、駆除にあたっていただいているところでございます。今年度につきましても、飛来状況を注視しながら、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** このヒヨドリはなかなか難しい、捕獲は難しいような感じがしますが、防鳥ネットをですね、一番だろうというふうに言われております。一番はカスミ網なんですけど、カスミ網がだめですから、防鳥ネットだというふうに思っておりますが、先ほど、3戸の農家で組織すれば、10a当たり9万3千円程度の費用と言われましたけれど、これは、負担額は個人が9万3千円払うということですか。

**○農政部長（新留幸一）** 防鳥ネットの負担につきましては、防鳥ネット導入事業であります鳥獣被害防止総合対策交付金事業につきまして、国の交付金事業でございます。補助金の内訳といたしましては、イノシシで例えますと、イノシシ用電気柵の設置について1m当たり267円以内であれば、設置費は全額補助金で交付され、それを超えた場合は自己負担となります。また、防鳥ネットにつきましては、平成26年度から追加された事業のために、現時点におきましては、明確な基準は示されていないところでございますが、やはり事業を推進するにあたりまして県と協議をいたしました。今年につきましては、事業分について10a当たり9万3千円までは自己負担がないと聞いているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 農家にとってはですね、ありがたい事業だなというふうに思っております。ただ、全農家が、このいい制度をよく分かっていないというのが欠点でございますの

で、今後はそのPRの方もですね、是非、いろんな会議があるたびに周知徹底をしていただきたい。

先日の委員会の方でも、特定野菜並びに県単野菜の価格安定制度への増額補正が市の方でも計画されており、本当にありがたいというふうに思っております。このヒヨドリの対策をですね、今、防鳥ネットを言われましたけど、まだほかにいろんな方法があるんじゃないかなど。例えばですね、笑われるかもしれませんが、バズーカ砲に網を丸めて、それを発射して一括で捕獲すると。ちょうどキャベツ畑にですね、何百羽とおるところに、50mか100m離れたところから発射して、それで捕るといふ、そういうのは全国的に例はないのかお尋ねをいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 議員ご指摘のような捕獲道具につきまして、いろいろなところで調べました。その結果なんですけども、防犯機器として瞬時にネットが3m程度飛び出し、不審者に絡み付いて、その動きを抑制する道具が商品化されているようでございます。ただ、これにつきましては、人間を抑制するという、動きを止めるということで、飛びの方も3m程度ということになっております。このため、ヒヨドリの被害を防止するためには、やはり最も有効な手段としては、現在のところ、防鳥ネットの設置と考えているところでございます。したがって、農家の方々が補助事業を活用して防鳥ネットを設置していただくことを、再度PRに努めながら、併せて駆除対策を実施してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 3mでは話になりません。3mではですね、イノシシに打っても、イノシシからやられますね。文明が発達したこの世の中であるのに、鳥を捕えられないということで残念であります。皆さんで知恵を出し合えばですね、何らかの方法があるように思えてならないので、調査・研究をしていただきたいと思います。

次に入りますが、先ほど答弁をしてもらった防火水槽は結構あるんですね。防火水槽が470、消火栓が726というふうにあります。何戸数単位であればですね、火災のときに消火がスムーズにできるのかお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 防火水槽や消火栓等の消防水利については、消防法の規定に基づき、消防水利の基準が定められております。消防水利には、防火水槽や消火栓をはじめ、プールや河川、海、湖などがありますが、設置基準につきましては、用途地域により市街地又は準市街地の防火対象物から消防水利に至る距離が定められており、年間平均風速が毎秒4m以上のものの近隣商業地域では80m以下、その他の地域では100m以下、市街地又は準市街地以外の地域では140m以下となるように設けなければならないとなっております。指宿市においては、140mほどを基準に整備しなければならないというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** 今、部長が指宿では140mほどを基準に整備しなければいけないというふうに言われましたが、市民の生命、財産を守るためにですね、防火水槽、あるいは消火栓は十分設置されていると判断してもいいかお尋ねをいたします。

○**総務部長（高野重夫）** 市内には消防水利が不足している地域が存在することは認識しております。防火水槽及び消火栓の設置につきましては、現在、地域や消防団、消防署からの要望や連絡により、優先順位を考慮しながら整備を進めている状況でございます。今後も、消火栓につきましては、水道事業の水道管理設新設や更新事業に併せ、防火水槽につきましては、国の地震防災緊急事業5か年計画による補助事業により、耐震性貯水槽の整備を進めてまいりたいと考えております。

○**6番議員（西森三義）** いろいろ道路を整備する、あるいは更新事業等に併せてですね、また整備をされていくということでございますが、11月9日に、消防団員の人たちが、消火ホース格納箱がありますよね、消火栓の横に。それを点検をされておりましたが、その中で不備等はどれぐらいあったのか。消火栓を開閉する道具も全部そろっていたのか、併せてお尋ねをいたします。

○**総務部長（高野重夫）** 防火水槽や消火栓の点検については、消防団が春・秋の火災予防週間などに併せ定期的を実施しておりますが、消火ホース格納箱、いわゆる消火栓ボックスにつきましては、そのほとんどが地域の自治公民館等が組織する自主防災組織が設置及び維持管理をされております。消火栓ボックスにつきましては、消防団が自主的に定期的に点検している地域もあると聞いております。そのようなことから、消火栓ボックスについては、不備な箇所の全ての把握はできておりませんが、今後、自主防災組織を通じて消火栓ボックスの点検を行っていただくよう指導していきたいと考えております。また、現在、全国各地で消火栓ボックス内の器具が盗難にあう事例も発生していることから、先般、消防団の訓練の際、消火栓ボックスの点検も実施するよう指示したところでございます。

○**6番議員（西森三義）** このボックスは、格納箱は地域で設置しているということで、全部を把握していないという答弁でしたが、私もちょっと点検のところを見ていたんですよ。そしたら、ただ、ホースが入っているなというぐらいでしか点検していないですよ。そうであるならばですね、中のホースも長年巻いてあると、一回、私なんかも自主防災の訓練をしたときに、水が出なかったんですよ。そこあたりのその点検はされていないのかお尋ねをいたします。

○**総務部長（高野重夫）** 消火栓ボックス内のホースにつきましては、自主防災組織がそれぞれの組織の訓練等で放水する際に併せて点検をしております。しなしながら、全ての自主防災組織が毎年訓練を実施してないことから、今後、積極的な訓練実施についても、消防団とも協力しながら推進してまいりたいと考えております。なお、消火栓ボックスやボックス内の器具、器材補修につきましては、自主防災組織が設置されていることから、自主防災組織で維持補修をお願いしているところではありますが、器材器具の補修や購入につきましては、市が窓口になりあっせんし対応をしているところでございます。

○**6番議員（西森三義）** なかなか、いざ火災が発生したときにですね、格納箱からホースを取っ

たら、それが使用できなかつたと。それは、地域が設置しとつて、市は知らなかつたと、のじゃ、ちょっと済まされないと申すんですよね。やっぱり、先ほど部長が答弁されたように、指導徹底は、やっぱりやっていただきたいと。地域で設置したかもしれませんが、私なんかはですね、市が設置したものだろつという認識でおります。本当申うて、消火栓については、先ほど726もあるんです。これが火災のときにうまく活用できるようですね、是非、指導はしていただきたい。

それから、OB登録についてはですね、ここに天草の研修に行つたときののを私もちょっと拝借をしてきましたが、天草では、26年4月1日現在で140名がこの特別団員になつてゐるということでございます。是非、指宿の方もですね、OBの方が承諾されるかどうかは分かりませんが、前向きに、そこあたりは相談していつてもらいたいなど。そして、昼間の火災で団員が行かれないときにはOBの方がするようですね、仕組みを変えて、それには当然、怪我が発生するかもしれんから保険もかけていただくという具合に、是非、市民の安心・安全のために取り組んでいただきたいなというふうに思つております。

それでは、先ほど部長が言われましたが、自主防災組織が地域は守るんだというようなことを言われましたが、私が前、自主防災組織のことを聞いたときには、87団体の組織数であると聞きましたが、その87団体の組織はですね、年間どれだけの組織で避難訓練等を実施しているのかお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 本市の自主防災組織数は102自治組織のうち、現在、88団体となっております。組織率につきましては、世帯数の算出により92.5%、県平均は86.2%となっております。自主防災組織の活動状況につきましては、避難訓練、防災・防火訓練、講習会の実施、地域の防災マップの作成等であり、市及び消防署で把握している、過去3年間の実績で申しますと、102団体のうち58団体が89回の訓練・講習会等を実施しております。今後も、自主防災組織の育成、活動活性化を図り、地域における防災意識の高揚と、防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 今、部長が答弁されましたようにですね、本当にこの自主防災組織というのは、市長も答弁されました、非常に大事であると思われまふ。市民の意識改革を是非図つていただきたいなというふうに思つております。

時間がまいつております。結びにですね、2015年は指宿市がもっと元気になり、市民が少しでも裕福になればと思つております。そして、ここにお集まりの全員が来る年も健康でありますようにお祈りいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分  
再開 午前11時23分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

**○13番議員（前原六則）** 12月に入ってまいりました。四国の山間部においては降雪による孤立した土地での停電が原因で、お年寄りが亡くなったとの報道がなされています。指宿に住んでいる今の私たちは体験できない自然の力です。また、今、指宿の農家の皆さんは、キャベツやレタス、そして指宿特産のそらまめ、えんどうなどの手入れや野菜収穫に追われております。日本列島が縦に長く、また、地形の高低差による自然気象の地域特性に驚きがございます。

では、通告に従いましてお伺いしていきますが、アベノミクス効果が地方に行き渡っていないという声があります。これに対して、私は今回、国会で成立した、まち・ひと・しごと創生法は、これを活用して、地方に住んでいる人々が経済、産業、生活環境などの向上を目指して、地方自らが取り組むための法律だと思っておりますが、確認のため、まち・ひと・しごと創生法の内容について、お伺いしまして1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** まち・ひと・しごと創生法についてのお尋ねでございます。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれで住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が、先の臨時国会で成立をしたところであります。今後のスケジュールについてでございますが、国は、50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を示す長期ビジョンと、この長期ビジョンを基に、今後5か年の政府の政策の方向性を提示する総合戦略を年内にも策定することとなっているようであります。この総合戦略を勘案し、自治体の実情に応じた地方版総合戦略及び地方人口ビジョン策定の努力義務を自治体に課しており、本市におきましても、平成27年度から平成31年度を計画期間とした総合戦略及び地方人口ビジョンを平成27年度中に策定することとしているところであります。

**○13番議員（前原六則）** この創生法による地方振興の諸事業内容は、1月以降に施行令、また施行規則が出てくるものと思います。政府は、地域振興策の具体的な取組を積極的に提示した自治体を優先して事業採択を進める方針であるということですが、指宿市としても、この法による地域振興策を活用した、就業の機会をつくる新たな雇用事業を考える必要があると思うところです。そこで、指宿市の現状分析から予測ビジョンについてお伺いいたします。

まず、人口動態について。6月議会の質問でも、日本創生会議が現状における人口動態か

ら、我が国の2050年の人口を推計すると、8,600万人減るとの発表があったことを述べました。指宿市において、毎年4・500人余り減っているようですが、本市の今後の予想はどのように捉えているかお伺いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 本市における人口動態についてですが、総人口につきましては、昭和25年国勢調査人口の6万7,977人をピークに減少しており、平成22年国勢調査では、4万4,396人となっております。また、住民基本台帳による転入・転出数と出生・死亡数ですが、転入・転出数につきましては、概ね転出が転入を上回って推移しております。出生・死亡数につきましては、平成元年までは出生数が死亡数を上回っておりましたが、平成2年以降は逆転し、死亡数が出生数を上回っております。国立社会保障・人口問題研究所では、平成17年から平成22年までの人口動向や出生、死亡、移動率を基に仮定の率を設定し、平成52年までの人口を推計しており、本市における平成52年の総人口は2万9,635人となる見込みでございます。本市としましては、人口減少に歯止めをかけるために、若者がまちに住み、結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていくことが大切であろうと考えております。そのためには、住みよいまちづくりを進め、6次産業化などにより産業を振興し、働く場を確保するとともに、出産・子育てがしやすい環境づくりに取り組むべきであろうと考えております。

**○13番議員（前原六則）** そのような住みやすい、また、産業を創出するというようなのを念頭に置きまして、本市における22年度の国勢調査での生産人口と従属人口の割合、そして高齢化率はどのようになっているか。さらに、どのように推移すると思われるかお伺いします。

**○総務部長（高野重夫）** 平成22年国勢調査の生産年齢人口、15歳から64歳と従属人口の割合、本市の高齢化率についてですが、生産年齢人口が55.8%、従属人口が44.2%、高齢化率が32.1%となっているところであります。今後の推移ですが、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、平成32年の生産年齢人口が49.6%、従属人口が50.4%、高齢化率が39%、平成42年の生産年齢人口が47.9%、従属人口が52.1%、高齢化率が41.3%、平成52年の生産年齢人口が48.3%、従属人口が51.7%、高齢化率が40.8%と推計されております。

**○13番議員（前原六則）** 52年度が生産人口48.3%、高齢化率40.8%、このようなふうになっているわけなんです。答弁の人口構成を考えたとき、今、取り組んでいる施策で、豊かな市民生活のできる地域コミュニティづくりのデザインにどう生かせるかお伺いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 急激な人口減少や過疎化など、様々な社会状況の変化に対応するため、地域内分権の取組が重要と捉えており、本市では、指宿市協働のまちづくり指針に基づき、地域内分権の受け皿として、新たな地域コミュニティ組織の構築を進めてきております。新たな地域コミュニティ組織では、公の分野における一定の財源や権限を保持し、住民が一丸となって地域が直面する様々な課題を分析・整理するとともに、目指すべき地域の将

来像についての計画づくりを行っていくほか、その実践活動においては、自助・共助・公助という補完性の原則に基づきながら、自分たちの手で活性化し、再生していく姿を理想としております。まち・ひと・しごと創生法の七つの基本理念の中の一つに、日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保とうたわれております。そのようなことから、新たな地域コミュニティ組織づくりを、本市としましても推進してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 正に、この地域コミュニティづくりのデザインをするにあたって、このまち・ひと・しごと創生法案、これの活用は非常に大きなポイントになってくるかと思っております。是非、この創生法と地域コミュニティづくりに対しての整合性、また、積極的な取組をお願いしたいと思っているところでございます。

次に、産業構成についてお聞きいたします。本市の統計基準による直近の産業ごとの従事者数をお伺いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 本市における平成22年国勢調査による産業別分類人口によりますと、第1次産業が22%、4,751人、第2次産業が15%、3,111人、第3次産業が63%、1万3,284人となっており、第1次産業と第3次産業の占める割合が高く、農業、観光は本市の主要産業となっているところであります。人口減少に歯止めをかけるためにも、本市の強みである主要産業の進行は欠かせないところであります。

**○13番議員（前原六則）** 第1次産業の農業部門、これが農作業の機械化等で生産力が上がる。でも人口は下がるというような中において、今後、6次産業のサービス事業、すなわち、サービス産業の中でも観光事業の推進は、非常に重要な課題かというふうになるわけです。日本の人口が減少する中において、やはり国外からの交流人口を増やす必要があるかと思っております。そういう中におきまして、今後の質問等でそのあたりの政策を聞いてまいりたいと思っておりますが、まず、今交渉が進められておりますT P Pなどのグローバル経済活動の中で、国内の産業構造が大きく変わると思うが、本市の主力産業構成への影響をどのように捉えているかお伺いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 現在、農業・林業・畜産業・水産業の振興策として、地産地消や販路拡大を推進しておりますとともに、6次産業化による起業支援にも取り組んでいるところであります。また、交流人口を呼び込むために、自然、歴史や文化を核にした新たな観光拠点の創出と、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、広域観光連携による観光メニューの開発、スポーツ合宿の更なる誘致に努めているほか、海外からの観光客を誘致するインバウンド対策も強化しているところであります。来年度策定する地方版総合戦略におきましても、産業を振興するため、更なる創意工夫をした取組を盛り込み、人口減少に歯止めをかけたいと考えているところであります。また、今後、グローバル経済活動が活発化していくと、資

本や労働力の国境を越えた移動が進み、貿易を通じた商品サービスの取り引きや海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結び付きが深まっていくと思われます。本市の主力産業構成への影響についてですが、TPPなどにより農業などへマイナスの影響が生じないように、農水産物の海外へのPR強化や需要強化策、観光業におけるインバウンド対策の強化など、グローバル経済化を見据え、本市の主要産業の国際競争力を高めていく必要があると認識しております。

**○13番議員（前原六則）** そのような中で、農業分野における農業従事者1人当たりの農業生産額を上げるためには、労働生産性を上げる必要がございます。ほ場ごとの面積拡大が最大の問題だと考えます。その一つとして、農家間での耕作地交換推進等を農政施策で取り組む必要があると思いますが、しかし、農地の所有権や借地においては、既得権など多くの障害があり、たやすいのではないと思います。これらのことについてお伺いしたいところですが、時間の都合で割愛させていただきます。

次に、都市計画マスタープランについてお伺いいたしますが、今後、まち・ひと・しごと創生法を活用した事業を推進し、産業の発展を図ろうとするとき、25年度に策定した都市計画マスタープランの見直しも必要になってくると思うが、このことについてお伺いいたします。

**○建設部長（三窪義孝）** まち・ひと・しごと創生法の成立に伴って、都市計画マスタープランの見直しも必要になるのではないかとのご質問ですが、今回策定いたしました都市計画マスタープランは、概ね20年後の平成45年度を目標にまちづくりを効果的、効率的に進めていくための基本的な方針であります。まちづくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものであります。そのため、社会経済情勢等の変化に応じて、計画的な運用を行うためには、まちづくりの進捗状況について適切に評価・検証し、住民の意見を反映しながら、計画、実行、点検、改善、次の計画というPDCAサイクルを確立し、継続的な進行管理により、計画を見直していくことが必要であります。また、このような見直しに加え、まち・ひと・しごと創生法の施行後に策定される本市の第2次総合振興計画や県の都市計画区域マスタープラン等の上位計画と乖離が生じた場合には、必要に応じて柔軟に本計画を見直していきたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 確かに、マスタープランは長期計画でありまして、このように、まち・ひと・しごと創生法の成立については、予期しないことではなかったかと考えるわけがございます。そういう中において、やはり計画との乖離が生じてまいるのは当然かと思えます。地産地消、これから先は地産他消と言いますか、指宿で生産したものを、TPPも含めたところの、先ほど来言っています、グローバル経済活動の中で、ほかのところで消費しないと、農家の方々のうるおいはないというような状況も生じてまいります。そういうときにおきまして、やはり加工場所というのがですね、必要になってくるかと思えます。そういう

中におきまして、加工工場の設置のための工場団地とか、また、そんなのも考えられてくることになろうかと思えます。集約した工場の設置、これは6次産業における集約した加工施設の立地、どうしても公害問題とか、そのほか、効率の問題とか、必要になってくるかと思えます。そういうときは、こういう計画はですね、その都度変更していただくようお願い申し上げます。

次に、創生法の制定意義は、地域人口減少の実態からの予測に大きくブレーキをかけることにあると思えます。そのために就業の機会の創出による流入人口を増やすことと、流出人口を減らす手立てとして、生産人口を増やす就業機会の創出施策に取り組む必要があると考えます。そこでお聞きしますが、農業の6次産業化に向けたセミナーや研修等を実施していますが、参加者や対象者の反応とか、取り組む意向のある人は増えているのか。また、施策の改善等の課題はないかお伺いいたします。

**○農政部長（新留幸一）** 農業の6次産業化振興策といたしまして、平成25年度から、がんばる農業者・起業支援事業に取り組んでいるところでございます。昨年度は、8月に6次産業化講演会、9月には徳島県上勝町の葉っぱビジネスに関する講演会を開催したほか、山川高校での講演会、花き・観葉植物の部会員の皆様方を対象にしたセミナーを開催しております。また、今年度につきましては、具体的な6次産業化の取組を支援するため、6次産業創業塾を設置いたしまして、7月24日に説明会とオープンセミナーを開催し、その後、5回にわたって加工基礎研修やマーケティングに関する講座を開催してまいりました。創業塾の参加者につきましては、6グループ8名の方にお申し込みをいただき、その中で、公開講座の受講申し込みをされた方が5名となっております。参加者につきましては、農業生産者がメインであるため、夏場は昼間の時間帯に、涼しくなってから夜間の開催にするなど、農家の皆様方が参加しやすいような工夫をしたところでございますが、なかなか6次産業化まで手が回らないというのが実情でございます。したがって、今後、本市の6次産業化を進めていく上では、農業者の方に限らず、商工業や観光業に携わる方々を含めた講演会やセミナーの開催など、多業種の方々が連携できる場を設ける必要があると感じているところでございます。今年度は、その一つの取組として、もうかる指宿ネットワークが設置されておりますので、今後、農業者の皆様方へ積極的な参加を呼び掛けてまいりたいと思えます。

**○13番議員（前原六則）** なかなか集まりが悪いというようなこともあるんじゃないかと思えます。夜のセミナーもそうですが、また時期の設定も必要じゃないかというような感じもいたします。夏はオクラ時期でもございます。指宿の農家の方々はこれにかけておりますので、忙しい時期で、疲れている時期じゃないかと思えますので、そういう時間、時期等のことも考えながら、講座の開催などしていただきたいというふうに考えるわけです。

鹿児島空港は、韓国の仁川、中国の上海、そして香港、台湾との直行航空路線があることから、鹿児島県内の外国人旅行者が増えていますが、その目的は観光とショッピングで、特

にアジアからの旅行者はたくさんの買い物をされて、平均で約4万5千円ほど支出しているとの分析があることから、指宿を訪れる海外旅行者への市内での消費拡大を図り、そして利便性を考慮する免税店の取組を推進すべきではないかと思うわけでございます。免税店になるための申請方法や必要な条件等についてお伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 免税店につきましては、消費税法施行令の改正に伴い、本年10月1日から免税販売の対象商品が、これまでの家電製品・洋服・時計などの一般物品のみから、食品・飲料・果物などの消耗品を含めた全ての品目が対象となっております。免税店の開設にあたっての必要書類等につきましては、経営する事業者が、その納税地を管轄する税務署に、許可を受けようとする店舗ごとに、輸出物品販売場、いわゆる免税店申請書にて申請しなければなりません。添付書類としまして、許可を受けようとする販売場の見取り図、社内の免税販売マニュアル、申請者の事業内容が分かるもの、許可を受けようとする販売場の取扱商品が分かる一覧表を提出しなければなりません。また、免税店になりましたら、商品の外国語表示のディスプレイ、レジスターなどのハード整備のみならず、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法による包装や開封した場合に開封したことが分かるシールでの封印なども必要となるようでございます。

**○13番議員（前原六則）** この免税店については、国交省は積極的な推進を行っております。例えば、さあ、免税店になろうというようなチラシも作っております。でも、管轄の税務署においては、消費税の税収の関係から、やはり、増収を図る上からですね、消極的な面が見られると思いますが、そのあたりはですね、税務署に積極的に行政の方から働きかけて、また、それぞれの商業者に働きかけていただいて、これがスムーズに拡大、免税店の設置、推進が図られるようお願い申し上げます。

電器店や総合スーパーの大型店については、比較的取組やすいと思うが、ホテル内の土産物店と小型店舗等については、外国人の対応を含め、理解を深めてもらう必要があるのではないかと。商工会議所と連携をもって、免税店について勉強する場を設けるなど、市としても積極的に推進すべきだと思うが、どうかお伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 免税店の数につきましては、鹿児島県内において、本年4月1日に14店であったものが、10月1日には36店に増加しております。本市におきましては、10月1日現在で、薬品などを販売するチェーン店の2店舗であります。消耗品が対象となったことによりまして、本市の特産品を外国人旅行者に買っていただく好機であると捉え、外国人旅行者が買い物をしやすくなるような環境整備をして、免税店の増加を図らなければならないと考えているところでございます。

免税店化することにより、お店の売り上げの増加と新たな雇用創出の機会も増えるものと思われます。そのような中で、指宿市内の大手ホテルが免税店開設の研修会に参加したものの、いまだ開設に至っていない状況があります。売り場改修などのハード整備など、費用対効

果を考えると、開設するためのハードルは高いものであらうと考えられます。しかしながら、今後、インバウンド対策として重要な施策と考えますので、観光・商工団体などとも連携し、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 免税店になった場合、店舗側としては外国語が分からないと困るなど、いろいろな問題が考えられると思います。また、今後、外国人観光客の増加に伴い、外国語ができる観光案内をするガイドさん等が求められることが想像できるが、既存の国際交流協力員を活用するなど、外国語での案内業務を行う人材を確保する必要になり、有償であれば新たな就業機会の創出にもなると思うが、このことについてどのように思うかお伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 海外からの観光客に対する受入体制については、市内の幾つかのホテルでは、英語を中心に、外国語を話せるスタッフを配置し、対応やおもてなしに努めておられるようでございます。また、指宿駅の総合観光案内所にも英語に堪能なスタッフを配置し、受入体制と案内機能の充実を図っているところでございます。このほか、市には市民と協働して国際理解を図る目的で、国際交流協力員という市民ボランティアが30名ほどおり、国際交流イベントや外国語講座の講師、通訳・翻訳ボランティアなどにご協力をいただいているところでございます。市では、引き続き国際交流協力員を募集するとともに、今後は、ご協力いただける方には、緊急時の通訳もお願いしていきたいと考えております。本市における外国人宿泊観光客数は増加傾向にあり、併せて、免税制度が改正されたことにより、今後、市内にも免税店が増加していく可能性があると思われまます。そのため、市では引き続き、外国人観光客に対する受入体制の充実について取り組んでまいりますが、その中で、国際交流協力員の方々と一緒に、どのようなことができるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分  
再開 午後 1時00分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

**○13番議員（前原六則）** 引き続き質問を続行いたします。

次に、地方創生を確実なものにし、指宿の産業振興のため、国際交流人口を増やすことが大きなテーマとなると思います。そこで、農水産物を食べていただき、指宿を訪れて観光を楽しんでいただき、指宿を知っていただくことを目的とした、海外でのPR商談会開催についてお伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 海外への輸出に関しましては、輸送費が高くなること、並びに、そういうことから現地での商品価格が高くなるということと、それに、安定的な販路の確保が難しいという課題があるかと思ひます。そういう意味で、広域的に、例えば、指宿、南九

州、南大隅町の3市町での豊富な食材、農林水産物や加工品などがあり、3市町が合同で輸出に取り組む可能性も考えられますけれども、安定的な販路の確保がされていないことや、輸送費の問題などを考慮した場合、非常にハードルが高いかと思えます。このようなことから、3市町の事業者が積極的に海外での商談会などに参加して、安定的な販路を広く確保するために、国やジェトロ、県、並びに県特産品協会が持っている機能や情報等を活用しながら調査してまいりたいというふうに思っております。

**○13番議員（前原六則）** 答弁のとおり、確かに輸送コスト、これが輸出に関しては大きなネックになるかと思えます。しかし、海外では、世界遺産に登録された日本食に象徴されるように、日本の食材に対する安全性、また、その信用が高く評価されています。現在、指宿市内の畜産業の会社、また、さつまいもかりんとう、唐船峡めんつゆなどを作っている食品会社など、幾つかの業者が独自に香港へ輸出しています。今後、アウトバウンド対策として、業者単位、指宿単位ではなく、南九州、南大隅町と連携を取り、広域で香港とのPR商談に取り組む必要があると私は考えております。南大隅町におきましては、ドラゴンボートレースを向こうと交流し、文化的なつながりを強く築いているところです。商談会を開催するにあたっては、商工会議所や商工会を中心とする商工部門、JAいぶすきやアグリスタイルを中心とする農業部門、観光協会を中心とする観光部門など、指宿における産業別の幹事会組織をつくって取り組んだ方が、より効率的にできると思うが、どうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 国内では今後、少子高齢化や核家族化、人口の減少などにより、大きな消費の伸びは期待できないところでございます。そのため、巨大なマーケットがある香港など、アジアに積極的に輸出を展開することは、新たな販路拡大につながることを期待されております。一方では、海外輸出は国内での取引以上に、売り払い代金の回収不能になるなどのリスクが発生する可能性が高いということも否定できないところでございます。このような中で、現在、香港に輸出を展開している市内の業者に聴取しましたところ、国やジェトロ、県、県特産品協会など、公の機関が主催する商談会等に参加したことで、海外に新たな販路が開拓できたと聞いておりますので、市では、海外展開に意欲のある事業者が主体的に行動することが大切であろうと考え、今年度、市内の事業者が、国や県などが主催する、又は共催する国外での商談会などに参加する際、旅費などの経費の一部を助成する指宿市特産品販路拡大支援事業補助金制度を創設し、海外展開に意欲のある事業者のサポートに取り組んでいるところでございます。また、現在、特産品の販売や販路の開拓、情報発信を行うことなどを目的に、市内の様々な業種の事業者の参加をいただき、もうかる指宿ネットワークを結成しております。このネットワークでは、販路を拡大するため、商談会への積極的な参加も目的の一つに掲げていることから、先ほどの商談会参加に係る補助金を活用していただき、販路を開拓していただきたいと説明をしているところでございます。今後、さらに、もうかる指宿ネットワークが充実していく上で、JAや漁協、観光団体、商工団体など

が連携をする、議員ご指摘の幹事会的な組織づくりも検討していけたらというふうを考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** いろいろ検討を進めているようでございまして、ほっとしたところでございます。私は香港貿易について相談を受け、県のかごしまPR課貿易係に行って情報交換を行って感じたんですが、今後、PR商談会を見据えた取組を行っていく際に、県のかごしまPR課や国際交流課など、県の担当課と連携を取ることが大切であると思うが、どうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 海外に輸出したり、海外で商談会を開催するには、先ほどから申し上げますように、情報の収集や信用力、ノウハウ、人的パワーなど、多くの力が必要となります。このようなことに適切に対応するには、市単独で海外に事務所を構えたり、人員を配置することよりも、国やジェトロ、県、県貿易協会、県特産品協会などが主催する商談会などに参加することが最適であると考えております。県かごしまPR課や県特産品協会は、国内でも多くの商談会や見本市、物産展などを展開しており、本市からも多くの事業所の方が参加しているほか、本市の特産品をPRする市長トップセールスなどにおいても協力をいただくなど、連携を図っているところでございます。今後も、県かごしまPR課や県特産品協会と連携を密にして、国内はもとより国外においても、特産品のPRや販路拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 取り組むということで、一生懸命やっているようでありますけれども、一応、泣こよっか、ひつとべという鹿児島弁がございまして。是非、今検討していることが実現できるようにですね、やはり、県の方といろいろと交流を図り、やっていく必要があるんじゃないかということも考えております。鹿児島県貿易協会が出している会員入会申込書なるものもございまして。是非こういう会員になってですね、ノウハウを入手するのも一助じゃないかと思っております。どうか参考にしていただければ幸いです。

香港で商談会を開催することを見据えて、参加者の認識が必要だと思っております。そのことから、まず、担当課や貿易協会による研修を行うことが必要ではないか。参加者のですね、研修などを行うことが必要であると思うが、このことについてどうお考えか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 香港など、海外での商談会や輸出などに関する県の担当課は、かごしまPR課であり、海外展開に関する研修会の開催につきましては、日程や参加人員などの条件が合えば、対応は可能であるということでもあります。今後、商工会議所や商工会、観光協会などと協議の上、海外輸出に意欲のある事業者の参加が見込まれた場合には、研修の開催を検討したいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 先ほど香港貿易について相談を受けて、その後、何人かの企業の方とお会いしたわけなんですけども、是非、そういう機会があれば県と相談してみたいねという企業もございまして、また、観光関係の宿泊施設を営んでいる方も、指宿市が主催するよ

うなそういう商談会と言いますか、視察などあれば非常にいいんだがなというような話も聞いております。こういう雰囲気の中で、市長、これまでの答弁から、一気に香港での商談会を開催することはハードルが高いと思うので、将来的な商談会開催を見据え、まずは早い時期に、産業別の幹事会で海外の商談会を視察した方がいいと思うが、このことについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 東京には鹿児島県の東京事務所、大阪には大阪事務所、福岡には福岡事務所、香港にも事務所、上海にも事務所、つまり経済のグローバル化、それは垣根がなくなったという、物流においても観光、人的な交流においても、グローバル化が進むということは今後、海外も東京や大阪と同じように、地産外消という言葉が議員が申し上げましたけれども、それに向けて取り組まなければならない。これは誰も考えることでもあります。そのための人材育成、そして地域の産業が一体となって海外とのグローバル化に備えた事業を打つべきだというのは、まさしく議員と同じ考え方であります。TPPのこともお話なさいました。安い物が入ってくる。しかし、海外は食の安全を考えて質のいい高いものを求めているという実態もあります。そういう中で、本市が抱えるこれからの人口動態等を含めて、農業をどうするのか、観光をどうするのか。先ほど平成42年の数値をお示しいたしました。高齢化が41.3%、つまり今小学1年生が22歳になったときであります。そう遠い将来ではないわけであります。そのときに、本市が、どのような戦略的なビジョンを描きながら、海外との交流を図るのか。これは、今まさに行政に問われている大きな課題でもあります。そういう意味で、今後、指宿だけではなく広域、鹿児島、広域観光そういうのを作っておりますけれども、指宿・南大隅・南九州、それで広域観光という協議会を立ち上げて観光に力を入れておりますけれども、観光だけではなくて、そういう農産物、人的、観光を含めた交流は積極的に進めて行かなければならないと思っております。11月現在で、日本へのインバウンド1,200万人、去年初めて1,000万人を超えて、新聞紙上等で大変話題をかもし出しました。恐らくここ2・3年、2020年東京オリンピック、鹿児島国体のころになりますと、2,000万人を超えるのではないかとという予想もされております。そういう意味で、今からそういう備えをしなければならない。そのための一つの問題として、今日質問をいたしましたので、香港もそうですけれども、やはり、上海を含めた、又はベトナム、ミャンマー、タイを含めた交流というのは、積極的に指宿だからこそ進めていかなければならない。そういう思いを持っているところであります。

**○13番議員（前原六則）** ありがとうございます。やはり今後は、環境の変化が激しく揺れ動くときになるかと思えます。順応した施策を、まち・ひと・しごと創生法を活用した可能性を、是非、実現していただきたいというふうに考えます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1時15分

再開 午後 1時23分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

まず、原発の問題に関連してであります。福島第一原発の事故が起きて3年9か月になります。地震や津波による被害は天災だったとしても、原発事故は人災です。そして、地震や津波による被害は不十分ながらも復旧、復興に向けて前に進んでいます。少なくとも被害は基本的にはそれ以上には広がりません。もちろん、被災された方の苦労は計り知れず、一刻も早い復旧、復興を願うところです。

一方で、人災である原発事故による被害は、放射線による影響など、今なお広がり、時間軸を超えて子の代、孫の代にも続いていきます。廃炉に向けた作業もほとんど手付かずの状態ですし、汚染水の処理も全く進んでいないばかりか、その手法も手探り状態です。現に原発事故が起きて、その後の対応がなぜできていないのか。それは、メルトダウンのような核事故は絶対に起きないという安全神話に取りつかれ、と言うよりは、安全神話をまき散らし、核事故は起きないという前提だったから、事故があったときの対応ができていない。また、事故がなかったとしても、使用済核燃料の最終処分の方法も確立していないのです。安全神話は福島第一原発の事故で崩れ去ったはずです。しかし今、電力会社や一部の政治家によって、またまた安全神話に埋没させられようとしています。本来、人類は愚かな生物ではないはずで、原発によって失われたものは余りにも大きい。そのことを肝に銘じなければなりません。安全神話に基づく人災を繰り返してはなりません。原発事故から学ぶべきは、原発と決別の道という選択です。

そこで、まず市長に伺います。原発について、電力会社や時の政府によって安全神話がふりまかれてきたし、残念ながら、福島原発事故以後においても、また、安全神話が繰り返されようとしています。そのことについて、市長はどのように考えるか伺います。

また、福島原発の事故処理については、汚染水問題一つとっても、いつになるか分からない。汚染水の処理ができないばかりか、日に日に汚染水は増えています。ましてや、廃炉に向けたスケジュールは明確には示せない状況で、一度立てたスケジュールもどんどん先送りされています。事故処理の進捗について、市長はどのように考えているか伺います。

次に、川内原発再稼働に関してです。これまでも市長に再稼働についての考えを質してきましたが、市長は、鹿児島県や薩摩川内市の動向を見守るという答弁を繰り返してきました。県民や薩摩川内市民の多くの声は再稼働反対です。再稼働反対の署名やアンケートなどでも明白です。ただ、残念ながら、この県民、市民の声を正しく反映しなかったのが議会で

あり、自治体の長です。言うならば、県や薩摩川内市の長と民意とはねじれた状態にあります。改めて市長に伺います。豊留市長は、民意に基づいて、川内原発の再稼働には反対なのか、それとも県知事や薩摩川内市長と同じように、民意には目をつむり、再稼働すべきという立場なのか伺います。

次に、30km圏内からの避難計画についてです。原子力災害からの避難計画は、30km圏内の地域をもつ自治体が立てることになっていますから、指宿市は、これを受け入れる側としての関わりになります。計画では、いちき串木野市の住民約1万7千人を受け入れることになっています。問題は、受け入れるについて十分な検討がなされ、実際に受け入れが可能かどうかです。そこで伺います。いちき串木野市からの約1万7千人を受け入れることになっていますが、この避難計画は十分に検討がなされ、実際に受け入れが可能かどうか伺います。

次に、なのはな館問題についてです。なのはな館については、県の意向に添って市が建物の無償譲渡を県から受けると、大きな維持費と最悪の場合は解体費約8億円が必要になるなど、財政的リスクがあまりにも大きいこととなります。県が施設を使わないのであれば、更地にして返すよう要求すべきだし、何かの形で利用するのであれば、まずは、県の所有のまま県で責任で検討すべきであります。県の所有なのに、市が主体的に後の利用を考えるのは筋違いではないでしょうか。利活用検討委員会を開き、11月のころには結論を出すかのような流れでしたが、実際はどのようなようになっているのでしょうか。無償譲渡を受けるかどうかについての結論に至っているのでしょうか。あるいは、利活用の方法として具体的に決まったのでしょうか。現状はどうなっているのか。今後の方向性はどのようなかについて、市長に伺います。

契約の公平性と透明性についてです。地方自治体が行う契約等については、地方自治法や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などにより、透明性、公平性の確保や不正行為に対する措置などが決められています。一口に契約と言っても、広い意味で捉えれば、一般競争入札や条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約、あるいは総合評価方式、指定管理者制度の選択など、いろいろなケースがあります。どの手法によるかも含めて、公平性と透明性は確保されなければなりません。また、落札率について全国市民オンブズマン連絡会議などは、90%以上は談合の疑いがあり、95%はその疑いが極めて強いと指摘しています。

そこでまず伺いますが、契約の公平性と透明性を確保するために、どのような努力をしているか伺います。

また、落札率の高いものについては、どのように捉えているか伺います。

次に、地方自治法の第92条の2では、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をするものになれない。つまり、議員が代表者などになっている企業に市の仕事をやらせることはできないということになっています。しかしこれは、残念ながら

家族や親族が代表者になっているものまでの規制ではなく、指定管理者の場合も規制の対象外となっています。法で規制ができていないのであれば、市条例で親族や指定管理者の場合にも適用されるようにすべきだと思いますが、どのように考えるか伺いまして1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 原発の問題に関連して、安全神話についてお尋ねでございます。まさに原子力発電による安全性が、どこまで確保されているかということであろうと思います。まず、安全性の確認につきましては、原子力規制委員会が1年以上の期間を費やし、新規制基準に基づく厳格な審査が行われ、去る9月10日に審査会が決定し、新規制基準に適合するとして、原子炉設置変更許可が出されたところでもあります。また、田中委員長は国会において、世界最高水準の安全性は担保されたと発言されております。これらのことを総合的に判断をしますと、原子力規制委員会の審査会で判断した結果を尊重しなければならないのではないかと考えているところであります。

次に、再稼働についてのお尋ねでございます。川内原発の再稼働については、これまで県や国、立地自治体である薩摩川内市の動向を見守ってまいりました。そのような中、先般、薩摩川内市の議会において、再稼働を求める陳情が採択され、岩切薩摩川内市長は、地元自治体として理解することと判断する旨の意向を示されました。また、県議会においては、再稼働を求める陳情が採択をされ、川内原発再稼働についての意向が示されたところであります。このようなことを踏まえて、県知事は、11月7日、諸般の状況を総合的に勘案し、川内原発の再稼働についてはやむを得ないという判断をされているようであります。私は、当事者の自治体が行った安全性の判断については、その結果を尊重しなければならないのではないかと考えているところであります。

なのはな館についてであります。なのはな館については、現状はどうなっているのかというご質問でございます。なのはな館につきましては、今年度、学識経験者、市内の各団体から推薦のあった代表者、公募で選ばれた市民の方々など、15人で構成されるなのはな館利活用検討委員会を立ち上げ、なのはな館の利活用プランについて、様々なアイデアやご意見を出していただき、11月25日に最後の検討委員会を終えたところであります。5回にわたる利活用検討委員会での検討の結果、利活用検討委員会からは、健康づくりを支援する事業、文化活動創造を支援する事業、地域経済・地域活力創造支援事業の三つを柱とする利活用プランの提案をいただいたところであります。健康づくり支援事業といたしましては、あらゆる世代の市民、県民を対象とした各種運動教室や講座の開催、観光客を対象としたヘルスツーリズムでの活用など、なのはな館の諸施設を生かした様々な健康増進支援事業を展開していく活用案をご提案をいただきました。文化活動創造支援事業といたしましては、各種生涯学習講座を開催する、市民団体、地域、学校、民間等による各種文化イベントの開催、学生や社会人等を対象とした交流研修等での活用案をご提案いただきました。地域経済・地域活力

創造支援事業としましては、なのはな館を市民・県民はもちろん、地域団体やNPO法人等の市民団体の交流拠点と位置付け、そうした団体や民間企業等も利用していただけるイベント会場として積極的に開放し、商工イベントの開催等を実施していく活用案を提案いただいたところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁いたします。

**○総務部長（高野重夫）** 福島第一原発の事故処理については、現在、国が汚染水対策や廃炉に向けた取組を行っています。当然、安全・安心を一番の基本に、計画に沿った復旧作業を行っていると思っております。しかしながら、計画どおりに行っているにもかかわらず、途中で新たな問題が発生し、計画の見直しや新たな対策を講じなければならない状況も出てきているようでもあります。このような状況下に置かれても、その問題と真摯に向き合い、早期復旧・復興に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。被災地域、そして東北全体の復旧、そして復興を思う気持ちは全国民が思うことであり、復旧作業に従事する方々も同じ気持ちであろうかと思えます。一日も早い復興を願っているところであります。

次に、30km圏内からの避難計画は適切と思うかということでございます。県では、国の原子力災害対策指針の改定等による国の防災対策の見直しや、これまでの県の取組を踏まえて、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しを行い、同計画により、川内原発から半径30km圏内、UPZにある関係周辺市町村については、広域避難計画を策定するものとされ、避難先については、国及び県が中心となり、避難先の調整を図っております。このことにより策定された広域避難計画により、本市においては、いちき串木野市の市民約1万7千人の避難計画が示されているところであります。鹿児島県及び県内市町村においては、このような広域的・大規模な災害が発生した場合に対応するため、平成19年に災害時における応援協定を締結し、相互の応援体制を取っているところであり、また、本市の避難所についても、大規模災害時における避難所開設の協力依頼を行い、避難所として指定していることから、避難所の提供に対し、ご理解・ご協力をお願いしたいと考えております。なお、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編によりますと、このような災害時において、県は被災者の生活維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、供給・分配し、避難元の市町村においては、避難先において避難所を開設し、各避難所へ職員を派遣し、運営することとしておりますが、災害が発生し、被災者受け入れの要請があった場合には、本市としましても、県や日本赤十字社等と連携し、災害時応援協定や本市の地域防災計画に基づき支援・協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、なのはな館の今後の方向性はどのようになっているかとお尋ねでございます。現在、なのはな館利活用検討委員会から、利活用プランを受け取った段階でございますので、今後、利活用検討委員会のプランを基に、事業内容や運営の方向性、ランニングコスト等を十分に精査、検討し、今年度中を目途に、市のなのはな館利活用構想としてまとめていく作

業に取り組んでいくこととしております。市の利活用構想がまとまった段階において、議会の皆様にその内容を報告し、利活用構想を基に県とも財政支援の協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、契約の公平性と透明性について、どのような努力をしているかとお尋ねでございます。契約の公平性と透明性を図るためのご質問についてでございますが、本市では、入札・契約の透明性や公平性、競争性、経費節減を図るため、入札・契約制度の改革に取り組み、平成19年度から、安易な1社との随意契約を削減させる目的で、本市独自の少額指名競争入札制度を導入しております。さらに、目的を達成させるため、平成21年4月から、条件付き一般競争入札制度を導入しているところであります。随意契約につきましては、一定金額以下の少額の案件や、競争入札によりがたい目的や性質の案件、災害復旧など緊急を要する案件等につきましては、地方自治法施行令及び指宿市契約規則に基づいて行っております。また、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、平成22年から電子入札システムを導入しております。発注広告や入札結果等の入札関連情報が、インターネットを介して広く市民にも公表されるなど、入札の透明性の向上に努めております。そのほか、本市においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公共工事の発注の見通しや、落札価格及び落札業者、建設工事入札予定価格の事後公表、入札業者名及び入札価格等を公表しているところでございます。

次に、落札率の高いものをどう見ているかということでございます。条件付一般競争入札及び指名競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格での落札であれば、落札率が高くても特に問題はないと考えております。入札価格については、資材等の高騰により高くなる場合や、入札参加者がどれだけの利潤を確保しようとするのかなどにより、差が生じてくるものと思われまます。また、1回目の入札で落札されず、再度入札、再々度入札となりますと、一般的に落札率が高くなる傾向にあります。

次に、地方自治法92条の2についてであります。地方自治法92条の2については、普通地方公共団体の議会の議員は、その地方公共団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与することから、直接、間接に事務執行に関与する点に鑑み、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するために、これらの者がその団体との関係において、請負関係に立つことを禁止しようとするものであります。この法律においては、議員本人の兼業禁止を規定しているもので、親族等については規制しているものではありません。そのため、市としては議員の親族等が当該地方公共団体の実施する事業の契約の相手方となることについては、特に問題はないと考えているところであります。

**○15番議員（前之園正和）** 安全神話をどう捉えるかということについては、直接の規制委員会が出した結論を信頼するといった趣旨の答弁がありましたけど、安全神話がこれまでやら

れてきて、そのことによって対応が遅れているんじゃないかというようなことについての答弁はないのじゃないかと思うんですが、この間、とられてきた安全神話については、どのようにお考えですか、市長。

**○市長（豊留悦男）** 原子力関係、いわゆる発電関係については、安全性というものが最優先され、そして、今日に至ったんであらうと思われま。今回、3.11大震災により福島原発のこのような事故が発生したわけでありま。想定外という言葉は原子力政策では使ってはいけないことという、それは極めて重いものがありますけれども、今回、このような事故が起きた。それで安全神話が崩れたという、そういう表現を使っているところですけども、これからの原子力政策、いわゆる原発については安全ということが前提でありますので、私は、世界最高水準の安全性というものについて判断をし、担保されているということで、先ほど答弁をさせていただいたわけでありま。

**○15番議員（前之園正和）** 原子力規制委員会は確かに示されたと言いましょうか、政府が作ったことも含めてですね、基準には適合しているということは言っていますが、一方で、これは安全性を保証するものではないという言い方もしているんです。そのことについてはどうですか。

**○市長（豊留悦男）** 100%安全という事業というのを目指すべきであらうけれども、いろいろな自然災害を含めた予期せぬ事態が起こるであらうと。そういう意味で避難計画をつくり、様々な今回の震災で学んだことを、この原発の再稼働においてはいろいろ施策を打ちながら、そしてより安全に、より信頼され、そして住民の生命、財産が守れるような、そういう対策に限りなく努力をした結果、このように川内原発の再稼働というものについて判断されたのであらうと。そういう意味から、私は、このことについて、私自身の考え方、それは判断した薩摩川内市、鹿児島県を含めて、そういうところの流れ、考えというのは尊重したいと言ったわけでありま。

**○15番議員（前之園正和）** 今年の5月21日に、大飯原発運転差止め請求事件の判決が出されました。これは、大飯原発の3号機、4号機の原子炉を運転はしてはならないという判決でありました。その中で、主文の中で、その理由として、人格権という言葉を使い、生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹の部分に対する侵害は、何によっても、それに取って変わることはできない、侵害はできないというふうに断罪をしているわけだ。そしてまた、判決の中では、ほかの事項、あるはものと根本的に違う危険性を持っていると。今、100%を目指すというようなこともありました。目指すだけではこと足りないのが原発の事故だということでありま。原子力発電においては、そこで排出されるエネルギーは極めて膨大であるために、運転停止後においても電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならない。その間に何時間が電源が失われるだけで事故につながり、一旦発生した事故は時の経過に従って拡大していくというような性質を持つ。このことはほかの技術の多くが運転停止

でことが足りる、そういうものに対して、原子力災害というのは被害の拡大の要因の多くが除去されるほかのものと違って、止まってからでも、あるいは止めようとしてからでも、直ちにそこでスイッチが切れる状態のようなものではない。原子力発電には、内在する本質的な危険があるんだというふうに言っているわけです。原発に対しては、そういう特別の危険性が、ほかのものとは違う危険性があるというふうに裁判の中でも、判決の中でも言われているんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 大飯原発につきましても、国会等で様々な議論がなされているのは承知しております。やはり、国家の政策として、又はエネルギー政策として、高次元の判断が求められるのが原発の問題であります。国レベルでの判断、それはそれなりの原子力規制委員会の詳細についての報告、聞き取り、そういうものを慎重になさって、国として、県として、そして地元市長として判断したんだろうと思います。この指宿市議会、つまり基礎自治体である私どものこの議会において、この原子力政策、又は安全性、避難計画、様々なことを論じ、そしてより高い安全性を求める質問がなされ、それが実施に移されるということは、非常に極めて重要なことでもありますけれども、そのそれぞれのレベルでの判断について、私がコメントをし、そのことについて、いろいろとこの議会の場で発表する、回答するというのは、なかなか難しいものがあるろうと、私は思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 30km圏内については、いろいろ言われておまして、言うならば、市長の今の言われたのは、指宿は直線距離で70km、80kmでしょうか。そういうことで直接的なものはないかのようなふうに聞こえるんですね、今の答弁は。この同じく大飯原発の判決の中では、大飯原発から250km圏内に居住するものは、本件原発の運転によって、直接的にその人格権が侵害される具体的な危険がある、認められるというふうに言っているんです。つまり、250km圏内、大飯原発の場合ですが、は他人事ではない、自らのことだということ言ってるわけです。そういう意味では、指宿市は川内原発から7・80km、ざっと見ても100km圏内です。250km圏内が大飯原発の直接的に侵害される範囲内だということからすれば、100km圏内の、7・80km圏内の指宿というのは、まさに他人事ではない区域ということになろうかと思うんですが、そのことについては市長はどのようにお考えですか。

**○市長（豊留悦男）** 各種報道機関からも、このUPZ30km圏内の首長又は議会のこの原発に対する考え、判断というのが紹介をされ、また報道されているようであります。やはり私は、この30km圏内の方々の意見というものは、もちろん大切にしなければなりません。原発という、再稼働というものについては、鹿児島県はもとより、日本国民も世界的にもこれは注目されている事案でもありますので、他人事という、そういう考えで私は今答弁しているわけではありません。ただ、関係市町、国・県、そのレベルの判断というものは尊重しなければならない。そのことが他人事ということにうつったとすれば、私の説明が不足したのかも知れません。やはり、鹿児島県の人であつたら薩摩川内市のことだ、そういう認識はほとんど

ないのではないか。しかし、その判断の基準というのは、県や薩摩川内市、そして関係市町、つまりUPZ、30km圏内の議会や首長さん方のお考え、判断というものをいろいろと聞きながら、又はその判断の様子を、課程を考えながら、このことについては私なりの考え方を、今述べさせていただいたわけであります。

**○15番議員（前之園正和）** 一旦、川内原発に事故があるときには、いちき串木野市からの30km圏内の市民約1万7千人を、指宿市が避難先として受け入れるということになっておりますが、指宿市内の各学校や公民館など、いちき串木野市の原子力災害広域避難計画に示されているわけですが、人員は大体1万7千人ということですが、施設を数えると概略指宿市内の何か所ということになりますか。

**○総務部長（高野重夫）** 施設全体で38か所となっております。

**○15番議員（前之園正和）** 38か所です。それで、避難所の開設運営は避難元のいちき串木野市で見ると。生活必需品などの調達、確保、供給、分配は県が行うということになっているようではございますが、少なくとも38か所にはいちき串木野市の市役所の職員なりが張り付くということになろうと思うんですよね。一人では身動きが取れませんから、最低二人来たとすれば60人、ごめんなさい、80人ですよね。これはいちき串木野市の方は鹿児島市があったり、南九州市があったりしますので、100か所あれば200人要員が必要だということになるんです。いちき串木野市の職員が何名いるか、今ははっきりしませんけど、大体指宿と同じくらいだとしてもですよ、2・300人のところを200人ぐらいを避難先に出すということは、現実的に難しいだろうというふうに思うんです。指宿の38か所にいちき串木野市の市役所職員が来るということも、現実的にはですね、保証されない配置だというふうに思うんです。

それではですね、この割り当てられた38か所ということですが、それぞれのどこに何人ということ、この避難計画書を見れば分かりますので、私は今手元に持っておりますが、それでは、トータルでは約1万7千人ですが、何日間の避難に対応できるかということについては書かれてないわけですので、その辺についてはどのようにお考えなんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 川内原発から半径30km圏内の関係周辺市町村の避難所の選定については、先ほど申しましたように、国及び県により受け入れ市町村の調整が図られ、本市においては、いちき串木野市の避難先として選定されたところであります。収容人員、避難経路、また、避難所の開設の運営をスムーズに行うため、各自治会ごとに避難所等、収容所を考慮して計画をしていると伺っております。また、避難所の開設、運営につきましても、県及びいちき串木野市の計画により策定されているところではございますが、本市としましても、関係機関と連携して、支援・協力を行ってまいりたいと考えております。また、各避難所については、いちき串木野市の職員が派遣されることとなりますけれども、それぞれ自治会単位で各避難施設に収容するということとなりますので、その自治組織を活用しながら運営していくということになろうと思っております。あとまた、その日数については、現在のところはまだど

のくらいという期間については、示されておりませんので、今後、県等とも協議をして詰めていく必要があるだろうというふうに思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 例えば、丹波小学校には収納可能人員は507人だと。そのうち462人を丹波小学校に受け入れると。先方の公民館は、塩屋町公民館、緑町公民館というんでしょうか。その集落の方々を400何人受け入れるということになっているんですが、丹波小学校に460何人というのがですね、収まるかどうかというも疑問です。そしてまた、何日間ぐらい対応できるかということについてもですね、台風とか、そういうのだったら1晩、2晩とかいうことで想定できるでしょう。しかし、福島の場合も、今20数万を超える人たちが、いまだに避難生活をしているわけでしょう。そういうのから考えてですね、長期の対応はできるのかできないのかということではですね、根本問題に関わることですよ。そういうのがないのに、受け入れの体制として表で割り振っておしまいということではですね、これは機能しないんじゃないかというふうに思うんです。また、公民館長や学校であれば校長、施設長ですね、その場所の。そういった方々との事前協議とか、あったんですか。その人たちは知っているんですか、どうですか。

**○総務部長（高野重夫）** 避難所各施設の収容人員等については、いちき串木野市の避難計画において、施設の居住面積を基に、避難者1人当たりの占有面積を国の国民保護法における算出基礎等を参考にして算出されたというふうに聞いております。また、本市の避難所につきましては、各種災害から市民の生命、身体を保護するため、地域性、利便性を考慮して選定しているところであります。また、広域的な大規模災害が発生した場合の避難所の使用につきましても、平成19年に指定をする際にそれぞれ説明し、協力依頼を行い、避難所として指定をしているところでございます。また、災害対策基本法67条の中で、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、ほかの市町村の市町村長に対して応援を求めるとができる。この場合において、応急措置を実施するため応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならないということもありまして、一応、応援の相互協定を結んでおりまして、指宿市がもしそういう大災害遭った場合は、またほかの自治体をお願いしなければならないということもありまして、そのようなことで、いちき串木野市の方で作られた災害計画に基づいて、指宿市としては受け入れたいというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** その避難計画の中の公民館長や校長など、設置をもう知っているのかどうかということについては答弁がありません。

**○総務部長（高野重夫）** それについては、先ほど答弁しましたように、平成19年当時に指定したときに、説明し、協力をしていただいております。現在、指宿市においても地域防災計画の見直し等をやっております、それに併せて、また地域の公民館長さん、そういう受け入れ施設先についても、改めてまた説明、協力を求めていきたいというふうに考えておりま

す。

**○15番議員（前之園正和）** いちき串木野市からの避難先として、今言ったように校区公民館、学校も多く含まれております。これはいずれも教育施設であります。教育長はどこそこの学校に、あるいはどこそこの公民館が受け入れ先になっているということを事前に知りましたでしょうか。また、相談がありましたでしょうか。そしてまた、相談があったとすれば、受け入れ可能だという判断をされたんでしょうか。その点は教育長、どうでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** この避難先、避難計画は、平成19年度に、災害時における応援協定を締結しているということでありまして、そのことについて私自身はそれを理解してなかったわけですので、今後、そういうのがあるということについては、各学校長にはきちっと話をしていきたいと考えています。

**○15番議員（前之園正和）** 平成19年というのは、福島原発の前ですよ。ですから、それは一般的な応援協定をどうするか、災害の応援体制をどうするかということであって、原発に対する避難計画をどうするかではないんですよ。つまり、原発事故に対するいちき串木野からの避難計画というのについては、教育施設であっても、教育長にすら話がないということには、間違いはないですよ。そういうことなんですよ。

**○総務部長（高野重夫）** 指宿市の方で大規模災害が起きた場合の避難所という部分については、県の方にこういう施設を活用するというので届をしてありまして、それらを参考に、その面積等を基に、県並びにいちき串木野市の方で避難計画を作成されたということで、指宿の方へも報告がございました。

**○15番議員（前之園正和）** 結局、平成19年度に作ったものということですから、原発対応型ではないということをはっきりしているんです。いちき串木野からの原発に関する避難者の受け入れということでは、全く話はないということなんです。それから、災害対策基本法第67条を言われました。応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。確かになっております。平成19年に応援協定も作ったとおっしゃいます。しかしここで、正当な理由がない限り拒んではならないということですが、受け入れが可能であるかどうか。確認をすることは必要だと思うんです。受け入れが可能であるかどうかを見極めて、可能でないならば拒否をしても、これは正当な理由なんです。どうですか。

**○総務部長（高野重夫）** 万が一、大規模な災害が発生した場合、東北の大震災についての例もありますけれども、まず、第一次的に、緊急的に避難し、そこでいろいろ人数の過多、少なかった場合は調整して、次の二次で調整していくということになるかと思えますし、今、いちき串木野市の方でこういうような避難計画を策定されました。今後、その各施設において、それで適正なのかどうかという調整も、今後図られていくものというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 私は、受け入れを拒否しろということを言っているのではないんです。それが可能であるかを判断をし、その上で受け入れるなら受け入れるというのが筋であって、そのことも吟味されないで、平成19年に応援協定があるとかいうことだけをもって受け入れる。そして、どこそこにどのように受け入れるかは、教育施設については教育長のところにも話が行っていないという下では、机の上で表を埋めただけじゃないですか。それこそ、受け入れに責任を持たないということじゃないんですか。そのことを言いたいわけなんです。まさに紙に書いた状態じゃないですか。受け入れが可能なのかどうか分からない。いちき串木野から職員が来ても、それが機能するかどうか。運営と言ったって、現地のいちき串木野の人が38か所見て回ったんですか、現に。やっていないんじゃないですか。県が生活必需品の調達、確保、供給、分配をすると言いますけど、どこから仕入れるんですか、どこから、例えば、コンビニとか、大きなスーパーと契約をしてあるんですか。全くされてないでしょう。そういうことでは受け入れ側としても責任を持つての受け入れではないと、そのことを言いたいんです。決して受け入れを拒否しようとかいうことを言っているのではないんです。まさに再稼働を進めるがための手順づくりにすぎないということを言いたいんですが、どうですか。

**○総務部長（高野重夫）** 基本的には、大災害が起こった場合には、まず、人道的に市で協力できる部分があれば受け入れて、協力をしていきたいというふうに考えております。あと、この避難計画については、指宿市が作ったものではございません。県及びいちき串木野市の方で、指宿市にはこういう避難施設があるということを市の方から提供したことによって、こういうふうに、ここには何人ぐらいこの人たちを入れるということで、県といちき串木野市の方で策定されたものでありますので、市としてはそれらがもしあった場合には、なるべくうまくスムーズにいくように協力していくのが本筋であろうというふうに思っております。また、災害があった場合の食料品等については、日本赤十字とか、県の方でいろいろなところでそういう協定を結んだりしておりますので、県並びにいちき串木野市の方で対応していただけるものと思っておりますし、指宿市としてもそれ相応の協力は当然必要であろうというふうに思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 福祉施設からの、あるいは介護が必要な人たちが運べるかとか、交通渋滞はないかというのは、向こう側の判断でしょう、計画でしょう。しかし、受け入れ先として可能なかどうかはこちらの責任なんです。そこが吟味されていないということを言いたいんです。時間が迫っておりますので、次にいきます。

なのはな館の問題ですが、11月25日の最後の利活用検討委員会で、健康づくり、文化づくり、地域活力というようなことをおっしゃいましたかね。それらの主体はどこでやるのかということについては、触れられているんですか。つまり、建物を市が受け取ってやるのか、県の所有のままでやるのか、そういうようなことも含めて、県主体でやるのか、市主体でや

るのか、それについては触れられているんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 今、その主体をどこがやるのかという部分については、具体的に詰められてはおりません。利活用検討委員会の中で、こういう活用、事業等があれば望ましいということで提案をいただいたところでございます。今後、そのいただいた提案を基に、市の方で具体的に市がやった方がいいのか、あるいは民間、NPO等がやった方がいいのか、コスト等も含めて検討して行くことになろうかと思えます。

**○15番議員（前之園正和）** まず、基本的なことの確認ですが、最初の段階での市としての検討の結果は、市が県からの無償譲渡を受けて直接運営した場合は、後年度の財政負担に懸念があったことから、市として直接的な運営は困難と判断したということでした。間違いはないかどうか。

それと併せて、なのはな館は閉館しても、4・5千万の維持管理費や修繕費などの経費がかかる。開館すると1億円の経費がかかるかもしれない。その1億円を市の予算からはなかなか出せないというようなことを、平成25年1月28日の指宿校区公民館で市民に問われて市長は答弁をしております。数字に間違いはないかどうか簡潔にお願いします。

**○総務部長（高野重夫）** 数字についてはそのとおりでございます。

**○15番議員（前之園正和）** つまり、閉館していても4・5千万の経費がかかっていると。開館すると1億円ぐらいかかるかもしれないと。そして、市で直接運営すれば、後年度への財政負担の懸念があるから、市として直接的な運営は困難と、最初の段階で判断したということでした。

仮に、市が譲渡を受ける場合でも、後年度に大きな財政負担があってはならないというようなことは述べられているんですが、そのことに変わりはないわけですね。財政リスクを抱えたままもらうということはないということではないですか。

**○総務部長（高野重夫）** 市が譲渡を受ける場合、後年度に大きな財政負担があってはならないという考え方は変わっておりません。そのために財政的リスクを軽減するために、しっかりと市の方で利活用構想をまとめて、そのリスクを少しでも少なくして、県と財政支援の協議を行っていきたくて、そういうふうを考えております。

**○15番議員（前之園正和）** ということは、利活用検討委員会で幾つかのものが出されて、今年度中に市としてのまとめをしていくということでしたが、その提案をされたものの何が生き残るか分かりませんが、その決定を見るときもですね、後年度への財政的懸念は払拭される形での結論ということによろしいわけでしょうか。

**○総務部長（高野重夫）** 今後、利活用検討委員会のプランを基に、市の利活用構想をまとめていく中で、人件費や維持管理費等につきましても精査、検討を加えてまいりたいと考えております。また、市の利活用構想がまとまった段階で、県との財政支援協議を進めてまいりますので、市の施設として利活用していくとなれば、人件費や事業費等が発生してまいりま

す。また、人件費や事業費については、市民サービスに対する対価ですので、そのコストがどうのこうのという部分もあろうかと思えますけれども、今後、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 思うようなかみ合った答弁になっていないんですが、次にいきます。

契約の関係ですが、落札率については、結果として高くなっても問題はないんだというような答弁でした。最初の質問の中でも触れましたが、90%を超えるとおかしいと、95%を超えると、もう談合の疑いが極めて濃いというのが一般的なんです。それでも市長、幾らになろうと問題はないと言うんでしょうか。併せて、95%以上が市の契約の場合にどれぐらいあるのかも答えていただきたいと思えます。

**○総務部長（高野重夫）** 平成25年度に実施した入札の落札率95%以上の割合は、建設工事が127件中64件、設計委託が22件中6件、物品購入が20件中5件、業務委託が9件中1件、修繕が3件中1件で、合計が181件中77件で、約42.5%となっております。割合はその年によってばらつきがありますので、特に高い低いということは考えていないところでございます。

ちなみに、1回で入札で落ちなくて、再入札、再々入札となりますと、やはり落札率というのは高くなっていく傾向がありまして、24年度については、再入札、再々入札の割合が10%程度だったのが、25年については20%、26年は18.9%と、若干そういう資材等の高騰によりまして、落札率も高くなっている傾向があつて、再入札、再々入札の割合も高くなってきている状況でございます。

**○15番議員（前之園正和）** 一度の入札でうまくいかない場合、再入札、再々入札の場合には、パーセントは上がってくるだろうという傾向としては理解をします。しかし、そこにはまたもう一つの問題があるのではないかと。1度目の入札で成立せず、再入札、再々入札になった場合には、多くの場合が1位不動の状態と言いましようか、そういう状態が続くんじやなかろうかというふうに思うんですが、そのことだけは指摘をしておきたいと思えます。

それから、結果、その何パーセントになろうと問題ないというようなことを言いますけれども、例えば、広域市町村圏組合の新ごみ処理施設建設工事では、落札率が99.95%になっています。この工事自体は広域市町村圏組合のものでありますから、この場でとやかく問題にすることはしませんが、ただ落札率が99.95%というような限りなく100に近い落札率に対して、これをどう見るかは是非考え方を伺っておきたいところです。結果であつて、幾ら高くても問題はないという答弁からすれば、これも問題なしとするのか。これというのは、限りなく100に近いという意味であつて、広域組合のことを名指しで言っているわけではありませんが、限りなく100に近い場合でも問題なしということなんですか。これは、市長に是非お答えいただきたい。

**○副市長（渡瀬貴久）** 広域組合に関することでもございますので、私の方で答弁させていただきます。

きます。

新ごみ処理施設建設工事の入札ですけれども、これは管理型最終処分場や汚泥リサイクルセンターの建設と同じように、価格だけで決定する競争入札ではなく、技術提案、これを求めた上で、価格と併せて総合的に評価して落札者を決定するという、提案公募型の総合評価一般競争入札によるものでございます。入札の競争性、公正性、透明性を確保するためにも、学識経験者2名、地元住民代表2名、

(発言する者あり)

両市の副市長と所管部長の行政代表4名の計8名の委員で総合評価委員会を設立し、その上で入札の説明書、発注仕様書及び落札決定基準を定めて、10回の総合評価委員会を開催して慎重に審査した上で落札者を決定しております。そういう中において、入札の公告時点が1月30日で行われましたけれども、その中には予算額もお示ししております。技術提案と、それから技術提案に沿った価格、これでそれぞれの業者は価格を決定して入れるわけでございます。入札公告時点から建設資材、骨材、労務単価等が高騰し続けておりましたので、技術提案どおりの価格を入れた結果がこういうものになったものというふうに認識しております。したがって、私どもとすると、全く問題はなく、業者の選考から契約に至るまで、厳正に粛々と行われているものと認識しております。

**○15番議員（前之園正和）** 私は、広域のことは別に何も言っておりません。一般論として、限りなく100に近い、そういう状態でも問題ないという判断なのかということをお伺いしております。

**○市長（豊留悦男）** 入札の公平性、透明性、そして談合等がないという、その中で入札が行われた結果、入札率がそうなったということであれば、それに異議を挟む余地というのはないのではないかと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 限りなく100に近いからということで、黒だと断定することはもちろんできません。しかし、疑いの目を向けるということは、少なくとも必要ではないかということをお伺いしたいわけですが、その疑いの目を持たないということをお答えされたのではないかと思います。

それから、地方自治法の92条の2、これについては議員だけの規制になっておりますが、私が言っているのは、親族にも広げる、あるいは指定管理者にも同等の扱いをするということ、やろうと思えば条例で作るしかないわけですが、その92条の2の精神に基づいて条例で、どこをどこまでするかはともかくとしてですね、何らかの条例で規制をかけるという考えはないかどうかということをお伺いしておりますが、答弁がこれについてはまだありません。

**○総務部長（高野重夫）** 地方自治法92条の2に関連して、議員の親族まで規制するような市の条例、規則の制定は、現在のところ考えていないところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 現在のところ考えていないということですが、私の提供を受けて

も、まだ考えないということなんですか。

○**総務部長（高野重夫）** この法律においては、議員本人の兼業禁止を規定しているもので、親族等について規定しているものではありません。そのため、市としては、議員の親族等が当該地方公共団体の実施する事業の契約の相手方になることについては特に問題は、

○**議長（新宮領進）** 答弁は簡潔に願います。

○**総務部長（高野重夫）** ないと考えているところでありますので、特に条例等の制定は考えておりません。

○**議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時33分

○**議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○**9番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。今回も9月に引き続き、またおおとりを引き当てました。最後まで一生懸命頑張ります。

今年は災難、災害の多い1年でありました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。今、こうして何事もなく元気でいられることに感謝の思いで一杯でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、教育問題についてお伺いいたします。本市では、指宿商業高校をはじめ、指宿高校、山川高校とありますが、子ども達がスポーツや文化の部活動で頑張る、すばらしい成績を修めています。しかし、大会出場や遠征などに掛かる活動費用は、保護者が全て負担しています。そこでお尋ねいたしますが、市内の高校のスポーツ・文化の活動に対して、市の応援体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、観光地発展のために、池田湖売店付近の活性化についてお伺いいたします。池田湖の観光は売店の方々に聞いても、最近では池田湖に車を止めて買い物をする観光客が少なくなったという声が聞こえてきます。特に、池田湖売店付近ではモーターボートが営業していない日が多くなっているし、そして大鰻も見ることができない。池田湖売店付近を訪れる観光客が少なくなっているのは、そこに要因があるのではないのでしょうか。そこで、池田湖売店、モーターボート、大鰻などの現状について教えていただきたいと思っております。

3点目に、安心・安全な生活を送るために、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法への対応に向けて、担当する部署の設置が必要ではないかお伺いいたします。

4点目に、食品ロス削減運動の取組についてお伺いいたします。私たちの周りでは一見飽食の時代に見えますが、その裏では大量の食品ロスという大きな課題が生じています。日本では年間500万tから800万tの食品ロスが出ており、その約半分の200万tから400万tが家

庭から排出されているのだそうです。そこで、本市ではホテルや旅館、飲食店など多数ありますが、食品残渣の現状をお伺いいたします。また、学校給食の現状はどうでしょうか。他市と比べてどうかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 幾つか質問をいただきましたけれども、私の方から生活困窮者自立支援法への対応、このことについて、まず答弁をさせていただきたいと思います。

生活保護に至る前段階でございます生活困窮者の自立支援策の強化を目的とした生活困窮者自立支援法が、平成25年12月に成立し、27年度から施行されますが、同法では、福祉事務所を設置している市町において、生活困窮者に対する相談対応や支援計画の作成等を行う自立相談支援事業と離職による住居を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給する住居確保給付金事業を必須事業としているようであります。本市においても、この二つの必須事業につきましては、来年4月からの事業開始に向けて関係機関と連携を密にして準備を進めているところであります。また、任意事業として、就労準備支援事業や一時生活支援事業などがありますけれども、どれほどの需要があるのか不確定であります。まずは、自立相談支援事業等の必須事業に対して、全力で取り組んでまいりたいと思います。新制度による窓口は、自治体の実情に応じて既存の窓口の強化などを含め、柔軟に対応できることとしており、福祉事務所内に設置することも可能なことから、地域福祉課において、生活困窮者の自立に向けた適切な支援を実施するための体制づくりに努めているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長、関係部長等が答弁いたします。

**○教育長（池田昭夫）** 学校給食の食べ残しの現状についてお尋ねですが、学校給食は、家庭の食事状況も勘案し、児童・生徒の栄養バランスに配慮して策定された学校給食摂取基準を踏まえて、学校給食担当教諭等の意見も聞きながら献立が作成されております。

学校給食センターでは、子ども達が給食を残さずに食べてほしいという願いから、栄養教諭が献立を工夫しており、和食をはじめ、外国の食文化に触れる世界の料理や、献立のリクエスト、デザートを事前に選択できるセレクト給食など、魅力ある美味しい給食づくりに努めているところでございます。しかしながら、子ども達の好みも様々で、特に、煮物や和え物などの野菜・豆を使った料理などは、食べ残しが多い傾向にあります。平成25年度の残食率は、指宿学校給食センターで約3.9%、山川学校給食センターで約3.1%となっているところです。なお、平成25年度の県内の残食率は、4.43%となっておりますので、指宿の子ども達は、残さずに食べていることが伺えると思います。

**○教育部長（浜島勝義）** 高校の文化・スポーツ振興に対する本市の応援体制についてのご質問でございますが、現在、市では施設使用料の受益者負担の適正化を図る一方で、市内の高校が指宿市民会館及び市の体育施設を教育活動で使用するときには、施設使用料の2分の1を減



ごみ量を推計いたしますと、平成25年度に指宿市清掃センター及び穎娃ごみ処理施設に搬入された事業所系可燃ごみ量は5,004 tであります。指宿市清掃センターにおいて、1年に4回実施するごみ質量調査から、生ごみの割合は18.5%という結果が出ておりますので、生ごみ量は約925 tとなるようであります。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、教育問題についてから質問をさせていただきます。ただいま、高校生の方に対しては補助金等とか、そういうのは交付されてない。でも、現在、指商の生徒も、それから山川高校の生徒も、いろんな面で指高の生徒も、文化やスポーツの大きな大会に出場し、その中でいろいろ活躍をされています。それで、指宿では補助金等の交付はされていないということでしたけれども、県内の他市町の状況はどうなっているのでしょうかお伺いいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 県内の高校の文化活動への支援体制としましては、2市が、九州又は全国の競技大会へ参加する場合に、補助金や奨励金を交付しているようでございます。鹿児島県高等学校文化連盟では、連盟が主催する全国・九州大会等に参加する場合に、旅費の一部が補助されております。市内の3校は全て、この連盟に加盟しておりますので、出場の機会を得た場合は、連盟からの支援を得ることになります。その他、鹿児島県吹奏楽連盟では、吹奏楽連盟を代表して九州大会や全日本の大会へ出場する団体に対しまして助成金が交付されております。

スポーツ活動における他市の状況でございますが、19市の中で13市においては、高等学校体育連盟等が主催する全国大会等への出場に対する補助金を交付しておりますが、本市を含む残り6市につきましては、高等学校体育連盟が主催する大会への補助は行っていない状況でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** ただいまの答弁にもありましたように、19市中13市がスポーツの大会に対しても補助金を交付しているという答弁でございました。県内でも大きな大会等に出場する場合は、補助金等を交付している市が多くあるわけですから、この私たちの指宿市内の学校に通い頑張っている高校生も、中学生と同じように幾らかでも応援してあげてもいいのではないのでしょうか。今後、そのような応援体制のお考えはないのかお伺いいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 市内の高校の文化・スポーツ活動への応援体制を充実させることは、市の文化・スポーツの向上が図られるとともに、小・中学生の夢を育む上で大変重要なことだと考えております。高校の文化活動に対しては、県高等学校文化連盟による補助制度が整備されていることから、県内他市の動向を見守っていきたくと考えております。スポーツ活動における今後の支援といたしましては、市内にある高校が九州・全国大会などへ出場する場合には、他市の状況も参考にしながら、どんな大会に出場した場合、どのような補助内容にすればいいかという、補助金の交付の在り方を現在、検討しているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 高校生というと、指宿市内の高校に通っている子どももいるわけですが、他市の学校に通っている子もいらっしゃるわけですね。そういう方たちのことも考えてもいいのではないかなと思います。また、他市の学校となると、その他市の方での補助金とか、そういうのも関わってくるのかなという思いもありますので、いろいろと難しい面もあるかと思いますが、そういう指宿市だけではなくて、どこであっても指宿市の子ども達に通っている学校、その子ども達に対しての応援というか、そういうものがあってもいいのではないかなと思いますが、そのことに対してはどうでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** 他市の補助の内容を見てみますと、この市に住んでいてほかの市の学校に通っている子どももいますし、又は私立の学校に通っていますし、また逆に、向こうからその市に入って来ている子ども達がおります。だから、様々な条件の子ども達がおりますので、そのことにつきましては、どのような形が本市としてはいいのか、その部分も含めて、今現在、検討しているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。それでは、池田湖売店のことについてお伺ひいたします。池田湖の観光振興を言うのであれば、池田湖売店が元気がないといけな、そういうふうに思います。池田湖の売店の方に聞くと、もう経営も非常に厳しい、そして、夏場に行くと売店の前でオクラを詰めていたりしています。何でって聞いたら、いろいろと観光客が少ないのでとか、家賃のこともあるのでとか、いろんな声が聞かれます。本市は、この池田湖売店をどのように考えているのか。そして、この経営も厳しい中、家賃を少しでも安くするということはできないのか。そういうふうに考えてないのかお伺ひいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 池田湖売店につきましては、本市の重要な観光施設でありまして、売店を借りて運営していただくことは、本市の観光や特産品の販売・PRなどにとって重要な役割を果たしていると認識しているところでございます。また、池田湖売店の賃貸借につきましては、当初、観光客等に利便を供することを目的として設置された経緯があり、貸付料もこれを踏まえて設定されているものと考えております。これまでも随時、施設の補修等を行い、減価償却も行っていないことから、現在の価格を継続したいというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 現在の価格を継続するということですけれども、今一番池田湖売店の方は大変な努力をしてるんじゃないかなと思います。11月だったかと思いますが、池田湖売店の前で、池田湖の方に行きました。すると、よそから来られた観光客の方が、えって、指宿に来たらこの池田湖にみんな来るよねって。大きなキャラバンカーで来ていました。ここに来て、何でボートもないの、鰻もないのって、鰻も見れないのって、そんなふうに言われました。ああ、すみませんって、今、ボートもお休みしているし、鰻を見ることはできません。申し訳ありませんが、向こうの方に行っていただけますかって言って、お隣のところ

をご紹介をしました。そしたら、ええって、池田湖って言ったら、ここの売店かと思っただけど、違ったのって言われて、すごいショックを受けたことがあったんですけども、本当にそういうお客様はたくさんいらっしゃるのではないかなって思います。指宿と言ったら砂むし、そしてフラワーパーク、そして池田湖、これはどうしても外せない観光ルートになっているのではないかなって、そういうふうに思います。売店周辺は何もないから、観光客も少なくなってしまう。そういうふうに思われてしまう。そこで市はこの営業をしない日が多くなった、この池田湖のモーターボートと見学をすることができなくなったこの大鰻については、どのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（高野重夫）** 現在、池田湖モーターボート敷地を3名の方に貸付をしておりますけれども、その中には体調不良などによって営業ができない方もおります。そのため、その方と何度かお会いして、今後の営業について続ける意思があるかどうかを確認しております。その結果は、体調が悪かったので営業をしていないが、体調が良くなり次第、営業を再開したいということでありました。しかしながら、未だ営業が再開されていないということでもありますので、再度お会いして今後について相談をしていきたいというふうに考えております。また、大鰻につきましては、池田湖観光の目玉でもありますので、大鰻の所有者に対して見物ができるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非、ボートと鰻は、これから観光客の方が来られたら見るように、また、ボートにも乗ることができるようにしていただきたいと思います。池田湖売店とモーターボートについて、市の考え方を今お聞きしたわけですが、売店やモーターボートは池田湖観光の一つとなっています。そのためには、やはり池田湖全体の池田湖観光振興策も必要だと思います。市は今後、この池田湖全体の観光振興については、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 池田湖は、九州最大の湖であり、本市及び南薩地域の観光において、非常に重要な観光スポットであるということは認識しております。そのようなことから、これまでも、訪れた皆さんに楽しいひとときを過ごしていただこうと、通年で花を植栽してきており、また、平成22年度には親水公園も整備し、さらには、平成24年度には池田湖やイッシー伝説、刻み地蔵伝説を案内する観光案内板も設置しております。市としましては、より多くの皆さんに訪れていただくために、また、訪れた方々に満足していただくために、様々な取組を行ってきているところではございますが、今後も引き続き、議員ご指摘の売店付近をはじめ、湖面の活用も含めて、平成27年度以降、具体的に池田湖の振興策について引き続き検討もしていきたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 何とか、この売店の方や、そして観光客の方々が、ああ、よかったって、池田湖に来てよかった、池田湖で店を開いてよかった、そういうふうに思えるように、これから取り組んでいっていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは、次の生活困窮者自立支援法についてお伺いいたします。生活困窮者については、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものとされていますが、その具体的に言うと、どのような範囲になるのかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 住居確保給付金については、具体的な資産・収入要件を定めることとしておりますが、自立相談支援事業におきましては、相談の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる方など、様々な人たちが対象として考えられ、こうした複合的な課題を抱えている生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要とされておりますので、生活困窮者からの相談を排除することなく、対応してまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、この経済的困窮の判断、それは個人単位で行うのか、それとも世帯単位で行うのか、どうなんでしょうかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 経済的困窮者の判断は、個人単位となりますが、住居確保給付金については、一定の資産・収入要件を課すこととしておりますので、その際の判断は、基本的には世帯単位とすることを考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** では、この支援の申請をした方に対して、資産とか、収入の調査をどのように進めていくのかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 自立相談支援事業については、資産・収入に関する要件は設定されていないところであります。住居確保給付金につきましては、現在実施している住宅支援給付事業を引き継ぐこととなり、資産・収入に関する要件を定めることとなります。住居確保給付金事業の実施に必要なと認められる場合には、生活困窮者本人や配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提出や報告を求めることになると考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** では、その生活困窮者が住所不定だったり、入院中だったり、また、住民票が他の市町村にある方、そういう方の対応はどうなるのでしょうか。よろしくお願ひします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 生活困窮者は、住所不定者や入院中、住民票が他の市町村である方も想定されますが、基本的には、福祉事務所設置自治体に居住地を有する方についての対応を考えております。ホームレス等、居住地がない方などについては、現在地において対応することになっています。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、この生活困窮者自立支援法は住宅支援とか、そういうのがあるということだったんですが、生活保護には当てはまらないぎりぎりのところの課税対象者という方がいらっしゃると思います。実際のところは、その方たちが今一番困っているのではないかなと思います。それはなぜかと言うと、元気なうちはいいです。元気なうちは自分が

働いて、いただいたお給料で生活ができます。だけれども、もし病気になって入院したりとか、そうしたときに、入院しなくても通院を長くしなければならなくなった。そういうときに、一番困るのは医療費です。その医療費の助成というか、そういうのはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 医療費助成に対する市独自の制度はないところでございますが、国民健康保険制度では、医療費が高額になる場合は、事前に保険証と限度額認定証を医療機関の窓口提示されますと、医療費の支払いを自己負担限度額まで抑えられる高額療養費制度がございます。また、後期高齢者医療制度や介護保険制度におきましても、同様の制度があるところでございます。低所得者等の医療費助成対策につきましては、一層の高齢化の進行が予測される中、それぞれの市町村で対応するのではなく、国の制度として財源を含めまして、制度設計がなされて実施していくことが望ましいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** なぜ今、この質問をしたかと申しますと、私が関わった方で、もちろん課税対象者でした。国民年金を10万ぐらいもらってました。それで、国民年金が10万なので課税対象者になるわけですね。それで生活はできたんですが、病気になって手術をして病院に入ったら、病院代が、もちろんこの高額医療費で8万、それプラスベッドの費用とかで12万ぐらい来たんです。そうすると、国民年金の10万では絶対に足りないんです。それで、困ってしまってどうにかならないのと言われたんだけど、どうすることもできなくて、病院側と相談をして、じゃ、分割をお願いしますということで、分割払いにしてもらって、その病院代の溜まったのを何回かに分けて払ったという事例がありました。だから、そういう方もこれからどんどん増えてくるのではないかなと思います。だから、国の制度ではないかもしれないけれども、何とかそういう方たちにも手助けできる制度というか、指宿で何とかできないものかなって、そういうふうにして、今質問をしているところかどうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 2025年には団塊の世代の方が75歳に到達をいたします。それぞれの市町村におきましても、高齢化の進行というのはどんどんどんどんこれから進んでいくという具合に思っております。確かに、議員ご指摘の側面、国民年金をもらっている方で、そういう医療費を払いながら生活をされるということにつきましては、理解いたす部分もございしますが、やはり、市町村におきましても限りある財源でございます。国においてしっかりと制度設計をしていただいて、制度として確立をして実行されていくのが望ましいのではないかとこの具合に考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、市長にお答えしていただきたいと思いますが、この生活困窮者自立支援法、この新制度のスタートまで、後3か月余りです。大変なスケジュールだと思われるんですけども、制度の目的が遂行されるよう、また、生活保護の申請権を侵害することのないよう、十分な相談体制を期待したいところなんですけれども、市長、いかが

でしょうか。

**○市長（豊留悦男）** ただいま議員からのご質問をいただきました。この新しい制度につきましては、様々な方々、いわゆる病気を含めて、医療費を含めて悩んでいる方々がいるというのは承知をしております。これらの方々に光を当てるという観点でも、市としても、担当部署だけではなくて、これは大きな市の柱として、市政の柱として、この制度を確立するように、そして、市としてこの制度が市民に周知されるような、そういう取組をしてみたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。それでは、子どもの病気とその対応のパンフレットの作成についてお伺いいたします。指宿市内の小児科の専門病院は、指宿医療センターと民間の医療機関が1件あります。小さな子どもさんがおられるお母様方からすれば、いざというときに安心して受診できる環境が、まだまだ維持されているのかな、維持されていないのではないかなと思っているところです。でも、小児科医や産科医不足は、全国でも大きな課題となっており、本市も同じ状況ではないかと思えます。先般、兵庫県内の小児科のある病院での事例が報道されていまして。その内容は、お母様方の中には、昼間の受診になれば混雑しているから、時間もかかって大変だ。でも、夜間受診だとすぐ診ていただけるので、安心、助かるということで、わざわざ昼間を避けて、夜間に診察に行く。そういう事例があったということでした。昼間でも夜間でも、乳幼児は医療費は無料です。そのために夜間受診が増加しているのではないか、そういうことでした。この兵庫県内の小児科の先生からすれば、1日中働きづめとなり、休む間もなく、また、夜間になったら患者さんが来る。そういうことで、体力的にもたず、結局、市内に4件あった小児科が、たったの1件にまで減少してしまった。このままではまちから小児科がなくなるという危機感から、お母様方が立ち上がり、安易な小児科受診を減らして、小児科の存続維持を図りましょうということで、ここにありますが、こういう病院に行くその前にというパンフレットを作成して、お母様方に呼びかけたそうです。指宿では、まだまだここまでは至っていないと思われませんが、小児科の先生方を守ることの大事さや、医療費削減の観点からも、保護者の方に適正な小児科受診を指導・助言することが必要だと思われませんが、どのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 市の保健センターでは、子どもが病気になったときに、何時でもすぐ病院を受診するというのではなく、子どもの様子を観察し、必要に応じて適正に受診されるよう、母子健康手帳交付時や各種乳幼児健診等の機会に、子どもが病気になったときの対応などが記載されたパンフレット等を保護者に配布しまして、指導・助言を行っているところでございます。また、夜間における子どもの急な病気への対処や、応急処置の相談については、経験豊かな看護師が、毎日夜間の午後7時から午後11時まで相談に応じる、鹿児島県小児救急電話相談も併せて紹介しているところでございます。そのほか、かかりつけ医を

持つことは、病気の治療や予防について相談ができ、適正受診につながることから、かかりつけ医制度を活用されるよう、保護者の方に勧めているところでもございます。一方、市内の小児科の医療機関の中には、昼間の待ち時間軽減のため、メール等で診察時間を受付するなど、工夫されておられるところもあるようでございます。今後においても、小児科の医療機関と連携を密にしまして、子どもの病気の早期発見・早期治療、適正な病院受診が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 適正な小児科受診をされるように、日ごろから子どもの病気について情報を収集したり、そして、いざというときのために、対処方法を事前に学んでおく、そういうことがより大事なことだと思います。そのためにも、子どもの病気やその対処方法が1冊のパンフレットに、こういうものとか、ほかにもいろいろパンフレットは作られておりますが、こういうパンフレット等に掲載されておれば、いざというときに、すぐ役立つと思われるかもしれませんが、いかがでしょうか。そしてまた、広報紙とかホームページ等でお知らせしていくことも大事なことだと思いますが、今後、広報紙等でお知らせする予定はあるのでしょうかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** パンフレットにつきましては、病気の症状や緊急時の対応など、子どもの成長に合わせて、その都度配布しているところでございます。まず、母子健康手帳の交付時には、母子の健康全般について掲載されている母子健康手帳副読本を、また、新生児訪問時には、育児に関しての初めての育児ABCを、さらに、乳幼児健診時ではいざというときの対応版としまして、わが家の安心ガイドブックなどを配布しているところでございます。新たに、子どもの病気やその対処方法などを一冊にまとめたパンフレットの作成につきましては、紙媒体やホームページ等の電子媒体の活用なども含めまして、保護者の方のご意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。また、広報紙や市のホームページ等で子どもの病気や、その対処方法、適正な受診方法などを周知することにつきましては、産み育てる環境づくりの一環として、重要なことと考えておりますので、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、次の食品ロス削減運動についてお伺いいたします。長野県の松本市では、食育の推進、生ごみの削減の観点から、もったいないをキーワードとして、あらゆる世代、家庭や外食事など、様々な場面で食べ残しを減らす取組を進めているそうです。飲食店やホテルなどからで出る食品ロスの約6割は、お客様の食べ残しである。外食では食べられる量を注文する。また、会食とか宴会などでは、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす、残さず食べよう30・10運動というのを進めているそうです。本市でもこの運動を推進してはどうですかって提案したところ、実はですね、さっそく先日の建設業組合の忘年会で実行していただきました。本当にありがたいことではございました。そこで今後、本市としてどのように推進してい

くのかお伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** この一般質問の項に30・10運動という聞きなれない言葉がありましたので、私も調べさせていただきました。これまで、忘年会、幾つかありましたけども、その都度、これを紹介してみました。一番喜んでくれたのはそのホテルの方々でございました。こんなによく食べてくださって、本当に気持ちがいいですと。この運動は是非みんなで取り組んだらいかがですかという、そういう話もいただきました。私も建設業界の会で一緒でしたけれども、見事に30・10運動を守っていただいて、本当によく食べ物を楽しみ、そして会話を楽しみ、これまでにない料理を楽しんで、すばらしい忘年会になったということをご何人かの方々にお聞きをいたしました。やはりこれは、本市としては、是非、今後、議員の皆さんを含め、様々な方々にできるところでこれを呼びかけていただいて、この生ごみを減らしていただきたいという強い思いを持っております。そうすることで、年間4億7,000万ぐらいだったと思いますが、確か、このごみ処理費用というのが、生ごみを減らすことによって必ず減るだろうと。そして何より、医食同源という、食べて、医者と医です、食と医同源、食べることによって健康になるという、そういう意味であろうと思っておりますけれども、このすばらしい運動を紹介していただきましたので、今後、この運動は、本市でも積極的に取り組んでいかなければならないと、そういう思いを強くしたところであります。

**○9番議員（高田チヨ子）** 続いて、同じく松本市の調査でございますが、手つかずの未利用食品や野菜の可食部等が多く廃棄されておりました。そこで、残さず食べよう30・10運動の家庭版として、毎月10日は、もったいないクッキングデー、今まで捨てていた野菜の茎や皮などの可食部を使い、子どもと一緒に料理をする。そして、毎月30日は、冷蔵庫の賞味期限や消費期限の近いものや、野菜、肉などの傷みやすいものを積極的に料理し、家庭で取り組む日として周知啓発を行っているそうです。本市でもこの運動を推進するお考えはないでしょうか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 残さず食べよう30・10運動の手立ての一つとしての取組であろうと思いますが、食品ロスを減らすことは、確実にごみを減らすことにつながります。消費期限や賞味期限を正しく理解していただくこと、また、調理の際に出る野菜などの皮や茎、葉っぱなどを捨てないで使い切る方法などを、広報紙に掲載しているみんなの環境広場や出前講座等の機会に、市民の皆様へ啓発してまいりたいと思っております。また、残さず食べよう運動については、まず、市役所職員等の懇親会等から取組を始め、食品ロス削減に向けた具体的な取組としましては、今言いましたように、広報紙等を活用して周知してまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。それでは、先ほど学校給食の残食量は、県平均に比べ大分少ないということですが、残食を減らす工夫は何かされているのでしょうかお伺いいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 給食の食べ残しを少なくするために、給食センターでは、食材の切り方を工夫したり、人気食材と組み合わせたり、また、味付け等の工夫を行ったりして、子ども達に食べてもらう工夫をしているところです。例え残食が多いと分かっている、あえて苦手食材を取り入れて食べてもらうようにもしております。このような取組の結果、にがうりを食べられなかった児童がにがうりを大好きになり、レシピを教えてほしいという保護者からの問い合わせもあるところでございます。また、郷土食や行事食等も給食に積極的に取り入れたり、毎月19日の食育の日前後は、指宿旬野菜の日や指宿産牛肉の日などを設け、学校給食を通じて子ども達に指宿で育った旬の野菜や牛肉の魅力を感じ、地元に対する愛着を高めてもらうなどして、残食率の低減に努めております。また、学校においては、低学年時は余裕を持った給食時間を確保するために、例えば、4校時目の終了時間が給食時間に食い込むことのないよう配慮するとともに、担任と栄養教諭が一緒になって、好き嫌いをなくすことや、食事が体に及ぼす影響、生産者への感謝の念を育む学習等を通して、残食の改善を図っているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 残さず食べよう30・10運動、これを推進するためにパンフレット等を作成するお考えはないですか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 残さず食べよう30・10運動についてのパンフレットについてのお尋ねですが、今後の検討の中で広報紙等で啓発を進めていきますが、それでもまだ足りない部分については、そういうパンフレット等のことについても検討してまいりたいと思います。

**○9番議員（高田チヨ子）** どうかよろしくお願いたします。最後に、昨日の私が読んだ新聞のコラムに、こんな記事が載っていました。年の瀬のあわただしい中、つい忙しいと口にしがちだ。しかし、外資系企業のトップを歴任した新将命氏は、積極的な言葉への言い換えを進めています。忙しいは充実していると、自らを励ますように。そして、ほかにもあります。うまくいかないではなく、成功の途中だ。そして、嫌いと言わずに、魅力を発見しようって。そして、時間がないと言わずに、時間をつくろうって。疲れたって言わずに、よく頑張ったねって。氏はこのことを世界標準のねまわしの技術という著書の中で強調しているそうです。ねまわしという、こういう表現の転換を試みて、世界で通じるコミュニケーション能力を磨こうと訴えています。皆さん、どうでしょうか。私もそうしたいなと思いました。以上で終わります。

**○議長（新宮領進）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第104号上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第3、議案第104号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたします案件は、補正予算に関する案件1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第104号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ988万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を220億5,920万2千円にしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第104号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

別冊の平成26年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ988万9千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を220億5,920万2千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

平成26年11月21日に、まち・ひと・しごと創生法案が可決されたことから、平成27年度中に策定予定の指宿市第二次総合振興計画に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を反映させるため、第二次指宿市総合振興計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）策定事業委託に係る業者選定等を行っていただくことから、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節27公課費939万9千円の補正につきましては、指宿税務署から源泉所得税等の事務について自己点検の依頼があり調査した結果、個人事業主への委託料支払い時に源泉所得税の徴収漏れがあったことから、本市が立替払いをするため、所得税源泉徴収不足額等の公課費を増額するものであります。

款9教育費、項4高等学校費、目1学校管理費、節13委託料49万円の補正につきましては、指宿商業高等学校校庭整備工事に伴い発生する廃土を第2グラウンドの整地に活用するため委託料を増額するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款18繰入金109万5千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入879万4千円の補正につきましては、個人事業主から本来徴収すべきであった源泉所得税の個人事業主からの返還金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分  
再開 午後 3時32分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第104号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第104号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

12月12日は、本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、12月12日は、休会とすることに決定をいたしました。

#### △ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時 3分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 高 橋 三 樹

議 員 福 永 徳 郎

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成26年12月17日 午前10時 開議



### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第84号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第88号 指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第89号 指宿市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第90号 指宿市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第91号 指宿市障害児通園施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第92号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第93号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第94号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第95号 指宿市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第11 議案第96号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第97号 指宿市立図書館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第85号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第86号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第87号 レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第98号 指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第99号 指宿市かいもん荘跡地利用奨励条例の制定について
- 日程第18 議案第100号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第19 議案第103号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第101号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第102号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第22 議案第104号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第23 審査を終了した請願及び陳情（請願第3号，陳情第3号）
- 日程第24 議案第105号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第106号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第26 議案第107号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第108号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第109号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第110号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 意見書案第5号 川内原発再稼働の避難計画に係る意見書（案）
- 日程第31 意見書案第6号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）
- 日程第32 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 臼 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番議員 | 前之園 正 和 | 16 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17 番議員 | 中 村 洋 幸 | 18 番議員 | 新川床 金 春 |
| 19 番議員 | 下川床 泉   | 21 番議員 | 新宮領 進   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長       | 渡 瀬 貴 久   |
| 副 市 長     | 佐 藤 寛   | 教 育 長       | 池 田 昭 夫   |
| 総 務 部 長   | 高 野 重 夫 | 市民生活部長      | 大久保 正 一   |
| 健康福祉部長    | 下 敷 領 正 | 産業振興部長      | 廣 森 敏 幸   |
| 農 政 部 長   | 新 留 幸 一 | 建 設 部 長     | 三 窪 義 孝   |
| 教 育 部 長   | 浜 島 勝 義 | 山 川 支 所 長   | 馬 場 久 生   |
| 開 闢 支 所 長 | 下 吉 耕 一 | 農 政 部 参 与   | 池 増 広 行   |
| 建 設 部 参 与 | 光 行 忠 司 | 総 務 課 長     | 岩 下 勝 美   |
| 財 政 課 長   | 上 田 薫   | 市 民 協 働 課 長 | 上 川 路 正 和 |
| 水 道 課 長   | 川 口 光 志 |             |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 福 山 一 幸 | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

## △ 開 議

午前10時09分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原六則議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

## △ 議案第84号～議案第97号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第84号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、から、日程第12、議案第97号、指宿市立図書館条例の一部改正について、までの11議案を一括議案といたします。

件名の朗読を省略いたします。

11議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第84号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、及び議案第88号、指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、から、議案第97号、指宿市立図書館条例の一部改正について、までの11議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第88号から議案第91号、議案第96号の5議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第84号については、反対討論として、日本図書館協会は一貫して公立図書館への指定管理者制度導入はすべきでないとしています。過去において、文科大臣も国会で公立図書館への指定管理者制度の導入は長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館に馴染まないと答弁したこともあります。指定期間は5年ですが、5年を超える長期的視野に立った展望や計画は論理上立てられません。仮に立てても、次回また指定を受けるという保証もありません。これまで指定を受けた団体が実績として立派にやってきたとしても、以上のような問題点は解消できるものではありません。よって、本議案に反対いたしますというものがあ、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決

すべきものと決しました。

また、議案第92号については、反対討論として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものということですが、子ども・子育て支援法は、これまでの保育行政を後退させるものだとの認識です。よって、本議案に反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第93号についても、反対討論として、議案第92号同様、子ども・子育て支援法等が前提になったものでありますので、同様の趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第94号についても、反対討論として、本議案についても、子ども・子育て支援法等が前提となっている議案ですので、同様の趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第95号についても、反対討論として、本議案も、子ども・子育て支援法等が前提となった議案ですので、同様の趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第97号については、反対討論として、一定時間ごとの区切りになっていた使用料が1時間当たりになることによって、使用する時間によっては安くなるケースがありますが、一方で、同一使用において使用料が高くなるケースもあります。よって、本議案に反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第84号について。1者のみの応募で適しているという判断をしたということでしたが、これまでの実績において、特に適していることとか、運営の面でここが特に優れているとかいうものがあるのかとの質疑に対し、地域密着型の運営を心掛けている。特に、学校司書との連携という部分では、読み聞かせの指導を行っている。また、地域の読み聞かせの方々の育成にも努力されているとの答弁でした。

司書の方の定期的な講習など、能力アップのための努力は、どのようにされていますかとの質疑に対し、休みを使って研修を行っていますし、より上位の資格を目指すなど心掛けておられますとの答弁でした。

日本図書館協会は、公立の図書館については、指定管理者制度にすべきでないという否定的な立場を取っています。その主な理由は、図書館は営利目的の施設ではないし、教育施設として行政が長期的な展望に立って、方針をもって運営をすべきだということから、指定管理者になれば当初3年、その後5年ということ、5年区切りということになって、受ける側も最長5年を見越した計画とか方針とかに留まらざるを得ません。本来、長期のビジ

ョンを実現するという点では、どこが受けても指定管理者では限界があると思いますがとの質疑に対し、5年という期限ではありますが、自分たちで目標を持って、市から示された範囲内で、その職務に一生懸命に取り組んでいただいていると認識していますとの答弁でした。

市としての図書館行政に対する基本的な考え方というのは、はっきりとしたものがあるのですかとこの質疑に対し、基本的には、総合振興計画に基づくものが市の方針だと考えています。それに基づいて、年度当初、いろいろ打ち合せをし、図書館から出される計画について、市と協議をしていくことになるかと思えますとの答弁でした。

本来、図書館については、図書館協会は教育施設として直営すべきではないかという立場を取っていますがという質疑に対し、馴染まないという表明をしているということは存じていますとの答弁でした。

指定管理にすることで、今まで行政でできなかったことが改善されて、サービス向上に繋がったというようなことがありますかとこの質疑に対し、開館日の変更などをして、利便性の向上を図ってもらっていますとの答弁でした。

指宿図書館と山川図書館の指定管理については、指定管理のメリットである民間のノウハウを生かすという点で考えると、行政側も指定管理者のノウハウを十分発揮できるようなサポート体制も必要だと思いますがとの質疑に対し、民間に対する業務委託の場合は、行政が作った仕様書のままに全てを行うこととなります。指定管理者制度の場合には、仕様書に加え指定管理者が自主的な業務を提案いただき、行政の中でそれについて検討し、実施していただくということがありますので、自主的な事業により、多く取り組んでいただけるという特徴がありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第88号について。厚生労働省令で定められていた基準と異なる特別な事情がないことから、基本的にはこの基準を市の基準とするということでした。記録の保存の5年の問題はありましたが、基本的にはそのままということですが、何か変わった点もあるのですかとこの質疑に対し、特に変わったことはありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第89号について。厚生労働省令で定められていたものが、各自治体の条例で定められるようになったということは、地方分権の一環でそうなったのですか。都市部と地方部との地域差が、この法令を運用するに当たり不都合が生じたから、そのようにしたのですかとこの質疑に対し、地方分権法に基づくもので、市町村に条例を定めるよう指導があったところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第92号について。従来の認可保育所に加え、家庭的保育事業、小規模保育事

業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つの事業が新たに市町村認可事業として設けられるということですが、これまでの認可保育所におけるそれぞれの基準に対して、この四つの事業の基準は同じなのですか。どのように違うのか対照表があるのですかとこの質疑に対し、手元に対照表はありませんが、定員が20名以上のところが認可保育所となっており、家庭的保育事業は19人以下の定員ということで、新しくできた制度です。定員20名以下で認可保育所と認定されなかった保育所等も申請をし、基準を満たせば認可して小規模保育等ができるということになりますとの答弁でした。

現在、8時間が基準となっている保育時間が、保護者がパート就労の場合などは、1日6時間までしか預けられなくなる可能性があるのではないかとこの質疑に対し、今度の基準で、市としては月64時間以上就業時間を満たせばいいと決めていく予定ですとの答弁でした。

小規模保育では、保育者の半分は無資格者でもいいという案も出されているように聞くのですけれどもこの質疑に対し、職員の基準等については、保育士の資格を持っている方は当然ですが、家庭的保育事業で家庭的保育者については、市長が行う研修等を終了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有する者と市長が認める者というのがあります。県等の職員研修等を終了した場合には、市長が認定する形で職員の資格がもらえるという制度があり、そういった形の取得もできるので、保育士の免許を持っていなくても問題はありませんとこの答弁でした。

施設要件についても、園児1人当たりの園庭の面積だとか、保育士数も何歳児の場合は何人に1人ということについても、緩やかに、あるいは園庭が狭くてもいいということも含めて、相当緩和されてきているのではないかと思いますとの質疑に対し、条例で基準を決めています、新制度では、5年以内の経過措置とか、その間に基準に合うような設備にするということで、経過措置等は取られていますとの答弁でした。

子ども・子育て支援制度の財源は、消費税の増税が前提になっていると思います。10%については先送りということになっていますが、その財源保障という点で問題が生じているのではないのですかとこの質疑に対し、消費税10%は、平成29年4月まで延期される方針が表明されたところですが、子ども・子育て支援制度につきましては、予定どおり27年4月から施行する方針に変わりはありませんと県からも連絡がありましたので、何らかの財源が国の方で補償してくれるものと思っていますとの答弁でした。

待機児童と聞けばいないが、希望するところに入れなくて、待っている方は40数名いるということでした。その待っている方が、地域子育て支援法に基づいて、小規模の事業所、あるいはその家庭等において対処すれば、待機している方はゼロになると考えていますかとこの質疑に対し、新制度の下で、認定子ども園に移行したり、既存の保育所等についても定数を上げていただくなり、待機児童等が解消できるような措置等は講じていかなければならないと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第97号について。祝日開館をすると、人件費、需用費、電気代等が増えるわけですが、その分は指定管理者の指定に織り込み済みになっていたのですかとこの質疑に対し、今回、祝日を開館すると変えるわけですが、現在、条例上は閉館になっている休館日を開館するために、教育委員会の承認を得て行っていますので、現状が変わるということではなくて、条例上、文言を変えるということですのでとの答弁でした。

図書館協議会の会議の回数を年3回から3回以内にすることですので、0回ということがありますかとの質疑に対し、基本的には0回はありません。県や他市の状況を調査しましたが、南さつま市が2回、薩摩川内市が3回と条例に明記されて、県については、規則で4回以内と規定してありましたので、以内ということを含めて今回加えさせていただきましたとの答弁でした。

使用料については、これまで何時から何時までという、言わばブロックで決めていたのが、改正案によると、1時間当たりとなっていますので、括りが4時間だったのを1時間で済むとすれば安くなるわけですが、4時間使っていたのを引き続き4時間となれば高くなるようですから、実績的にトータルはプラスになるのかマイナスになるのですかとこの質疑に対し、25年度の実績を基に新料金で換算すると、若干収入は減になるようですとの答弁でした。

第2次集中改革プランに基づいてということでしたが、集中改革プランでは、基本的には使用料・手数料を適正なものにする。実態としては上がるということだったと思うのですが、実績から全体では減収になるのではないかとこのことでしたので、集中改革プランの増収を目的とすることの間では、矛盾になるのではないかと思いますとの質疑に対し、増収をということもありますが、今回の方針に則りまして、受益者負担の適正化ということが大きな狙いでありますので、原価計算を行った結果、このような単価設定になったところですのでとの答弁でした。

以前は冷暖房を使用したときの使用料が明記されているのですが、今回は冷暖房の方はどうなっているのですかとこの質疑に対し、会議室の冷暖房については、使用料の中に含まれています。多目的ホールの分については、前回改正した市民会館、あるいは文化ホールと同様に規則の方でうたいたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第90号、議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** まず、議案第84号について、反対の討論を行います。

私はこれまで、図書館に指定管理者制度を導入することには反対をしてきました。指定を受けようとする団体が妥当でないということではなく、そもそも公立図書館の指定管理者制度への移行はすべきでないという見知からであります。日本図書館協会は一貫して、公立図書館への指定管理者制度導入はすべきでないとしています。過去において、文科大臣も国会で公立図書館への指定管理者制度の導入は長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館に馴染まないと答弁したこともあります。今回の議案でも、指定期間は5年です。5年を超える長期的視野に立った展望や計画は論理上、立てられません。仮に立てられても、次回、また指定を受けるという保証はありません。これまで指定を受けた団体が実績として立派にやってきたとしても、これらのことは解消できるものではありません。よって本議案に反対をいたします。

次に、議案第92号から95号までについては、いずれも子ども・子育て関連3法制度に基づくものであります。関連をしますので、また、反対の理由は同じでありますので、一括して反対の討論を行います。

そもそも、子ども・子育て関連の新制度は保育の市場化を目指した保育新制度改革をベースにしたものであり、民主党政権下で、これに幼稚園との一体化が加わり、更には教育制度改革など、政治的な思惑が絡み合った結果、非常に複雑なものになっています。新制度は介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付への仕組みへの変更です。市町村は保育の契約に介入することはできないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれます。さらに、新制度では保育所、幼稚園、認定子ども園などの定員20名以上の施設類型に加えて、定員19名以下の地域型保育の各事業類型が導入され、規模が小さいことを理由に、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和がなされ、その結果、施設事業によって保育に格差が持ち込まれることにもなります。本来、子ども・子育て支援は当然、充実されるべきものでありますが、国の進める新制度は名称と本質に乖離があります。以上のような理由で子ども・子育て新制度が前提となっている4議案にそれぞれ反対をいたします。

次に、議案第97号についてであります。一定時間ごとの区切りになっていた使用料が1時間当たりになることによって、使用する時間によっては安くなるケースがありますが、一方で高くなるケースもあります。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号から議案第91号まで、及び議案第96号の5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第91号まで、及び議案第96号の5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次は、議案第92号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、指宿市保育の実施に関する条例の廃止について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、指宿市立図書館条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

**△ 議案第85号～議案第87号並びに議案第98号及び議案第99号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第13、議案第85号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、から、日程第17、議案第99号、指宿市かいもん荘跡地利用奨励条例の制定について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第85号、いぶすき山川

港特産市場の指定管理者の指定について、から、議案第87号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、並びに議案第98号、指宿市営温泉供給管理条例の一部改正について、及び議案第99号、指宿市かいもん荘跡地利用奨励条例の制定について、の5議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第87号については、賛成討論として、委託料についても、特に異論を唱える金額ではありませんし、運営の開始に伴う資機材の導入について、市の支出は行わないという答弁もあり、このレイクグリーンパークの運営において、新たな市の負担は生じないという確認もできましたので、今後、新しい若い力に期待したいという思いから、賛成いたしたいというものがあり、5議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第85号について。以前に比べて客も増えているような感じはしますし、イベント等についても結構やっているのは見かけていますが、収支の実績として増えてきているのですかとの質疑に対し、芙蓉商事に指定管理が変わった後、1年目は赤字でしたが、2年目からは指定管理料を除いて約500万円の黒字ですとの答弁でした。

25年度は売上げも1億8,000万円ほどあり、黒字に転換しているということでしたが、各ゾーンの売上げはどのくらいあったのですか。継続して芙蓉商事が指定管理者に応募しているということなのですが、黒字に転換しているといいながらも、指定管理料は今後も支払っていく考え方の募集だったのですかとの質疑に対し、出荷者協議会に、現時点で135名ほどが登録されているのですが、平成25年度の出荷者協議会の売上げが約8,500万円ありますが、7,000万円ほどの歳出も伴いますので、収支が1,500万円ほど出ているようです。また、朝市協議会の平成25年度は、外にマーケットのように開く方も含めて約6,000万円あるようです。26年度の指定管理料は、消費税の増税で6万円アップをさせていただき、トータル956万円になったところですが、26年度実績として、トントンぐらいなのかなと思っています。206万円の指定管理料をベースに消費税が10%になった場合は、年に約210万円ですので、向こう5年間の1,050万円を今回計上させていただいたということですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第86号について。委託料の積算をする際に、剰余金等の部分は加味されているのですかとの質疑に対し、剰余金等は加味しないでやっていますとの答弁でした。

運営コスト、人件費を含めて、必要な分を委託料として積算をしているということですか。売上げ等の中からも、経常経費を抜いて、剰余金が生まれるということは一切ないとい

うことですかとの質疑に対し、指定管理料については、砂むし会館砂楽の管理運営において、その支出の部分と収入の部分、その不足する部分を指定管理料として、市の方で予算計上して配分しているのですが、このほかに自主事業として、タオル販売とかをやっています。その部分の収入は、公社の収入と捉えていますとの答弁でした。

理事長が市長ということの問題性というのは、前から言われているのですが、開発公社であれば副市長で、最終の決裁者が市長ということなのでしょうけれども、市長自らが自分の代表するところでOKを出すというのもどうなのか。これまでもいろいろ議論があったのですが、見解はとの質疑に対し、指定管理者制度というのは、契約ではなく行政処分という考え方に基づいています。その観点から、指定管理に関する協定を結ぶ場合には、副理事長名でまちづくり公社の方は契約していますとの答弁でした。

まちづくり公社が駄目だと言っているのではありませんが、市長が代表者を務めるというのはいかかなものか。副市長でいいのではないかと。ここだけではなくて道路関係もやっています。仕事のないときには、建設業者の仕事を取っているというような感じにも見えます。やはり、代表が市長ではどうなのかなと思うところですがとの質疑に対し、土木課の道路管理とか公園管理については、委託契約になっていますので、副理事長名で契約そのものはしています。民法上、その双方代理の禁止というのがありますが、指定管理者の場合には、あくまでも行政処分という考え方の下で、今回の議案は理事長名ですておりますけれども、協定書締結の場合にはその辺も踏まえて、副理事長で締結をしているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第87号について。レイクグリーンパークは、利用等について地域住民や近隣団体等とのというようなことで、池田校区を中心とした方々に委託をして、今まで来たという認識を持っていますが、今回、提案されたものを見る限り、そうでないところに委託するという内容になっていますが、当初の目的はなくなっているのですかとの質疑に対し、池田校区の管理運営委員会に委託して管理していただいていたのですが、今回、指定管理の期間が切れるということで、今年早々から、管理運営委員会の方たちに、今後も管理運営ができるのかと質問したところ、高齢化が進み、加工組合等も存続が危ぶまれるとのことから、それでは公募しかないということで、1回目の公募をしましたとの答弁でした。

池田校区の管理運営委員会とも十分話し合ったが、高齢化の問題もあって、できないということで、池田校区の運営委員会も納得した上で、今回の経緯に至ったということですかとの質疑に対し、公民館長さん方に集まってもらい説明をし、加工組合の方々とも話をした結果、公募することで了解をいただきましたとの答弁でした。

指定管理の期間が当初は3年だったが、施設が2期目で、今回、他の施設も全て5年になっています。施設に対してという答弁でしたが、それでいいのですかとの質疑に対し、施設に

関する部分はそのとおりです。指定管理者を指定する期間を、2期目以降の施設に該当する場合は5年としていますとの答弁でした。

条例にあるように、都市住民と地域住民の交流促進を通じた農業農村の振興と地域経済の活性化を図るという目的を、今回の応募者は、評価できる部分があったということなのですが、具体的にどういう活用方法の提案があったのですか。また、販路拡大についても提案があったとのことですが、具体的な内容はどの質疑に対し、申請書では、交流が活発になるような管理運営という形の中で、池田湖の良さを最大限発揮した取組として、カヤックとかの体験教室とか、池田湖を利用したイベント等をしたい。笑顔が絶えず、ワクワク感が自然発生するふれあい交流の場の提供。また、特産物の関係では、農産加工品の新商品開発、指宿若しくは鹿児島県内の有機無農薬野菜や、その加工品の販売、新商品の仕入れ、外での池田湖を利用した体験教室の開講、加工の豆腐、味噌、醤油作りとか、そば打ち体験も行いたいとの答弁でした。

議案書をいただいたときの印象は、この薩摩WAZZEエクスペディションはどういう組織なのだろうかと思いました。指宿に在住されてまだ1年に満たない、どういうことをされているのか皆目見当がつかない方です。本当に信頼できる方なのか。そこらを説明できなければ承認は難しいと思っているのですがとの質疑に対し、代表者は大阪出身の方で、今年1月に指宿市に引っ越しをされてきましたが、お父さんが頼娃出身の方でした。今はトライアスロンの役員をしたりしながら、ご自身もトライアスロンをしているようです。1年目なのですが、農業者の人たちとも交流があって、今回、こういう申請をする中でも、そういう方々にも知恵を借りながらやっていると聞いているところです。文章的な判断なのですが、評価できる場所があったものですから、今回、この方々にお願いしよう。ただし、市としても頻度を多くして、お互いに協議をしながら管理運営に努めていかなければ、簡単にはいかないだろうという気はしていますとの答弁でした。

委託料自体は、施設に使う電気料やガス、浄化槽も入って630万円だったと思いますので、最低限の経費を除いたお金がどうなのですか、その辺りの内訳はどの質疑に対し、公募に出したときの指定管理料645万2千円の内訳は、人件費が240万円、修繕料や光熱費を含む需用費が210万円、浄化槽・電話料・責任保険料等が20万円、施設関係の各種委託料が170万円計上しています。人件費としては、施設内の清掃や受付業務担当を1日5時間の年間359日、屋外の草払い作業員として1人を芝刈り作業年55回、草払い作業を同じく55回、また、施肥とかを人件費として計上してありますので、入るお金というのは、この人件費の240万円と、自主事業で加工品を売ったりして、お金を稼いでいかなければならないという状況ですとの答弁でした。

現在、管理されている池田地区の皆さんが、加工室とか、芝の管理とか、自分達で持ち込んだ機材があるのですかと質疑に対し、加工グループの方たちが持ち込んでいる道具が加

工室の中にもありますし、食堂の箸や茶わんなども持ち込んでいます。また、芝の管理に市が提供しているのは手押し式の芝刈り機ですが、それでは立ちいかないということで、自動の乗用式芝刈り機を自分達で入れて管理をしています。こういうものについては、今回変われば、加工グループの方々は自分達で入れたものは全て撤収するというのを聞いていますとの答弁でした。

管理運営団体が変わったからといって、今まで自助努力でされた部分を予算付けするというのは、不公平感というか、違和感があります。そこは慎重にさせていただきたいと思うのですが、今までの方々が自助努力でやってきた範囲においては、自分達で行うべきだと思いますが、今後の方針はとの質疑に対し、芝の管理については、今、手押しの機器を提供していますので、基本的にはそれで処理していただくという考えでいますとの答弁でした。

薩摩WAZZEエクспローションは、任意団体なのですか。今後、指定をとった段階で、NPOなり、法人格の申請という形になるのですか。任意団体のまま指定管理者に進めるということですかとの質疑に対し、自主事業をやっていただく関係がありますので、税務署への申告等が発生することになります。法人格はとらなくてもできるとなっていますので、今回、指定管理者の候補者である薩摩WAZZEエクспローションの代表の方が考えることになるかと思えますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第98号について。第14条で規則で定めるところにより、使用料の減額、免除は市長ができることになっていますが、規則で定める中にどういうことが入っているのですかとの質疑に対し、あくまでも想定ということなのですが、災害で生活困窮になるとかが想定されるのではないかと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第99号について。初めて課した年度から数えて4年度目以降ということなのですが、通常、減価償却資産税は、初年度から5年度目あたりが定率となれば厳しいと思うのですけれども、税法上の何かがあって、こういう奨励の仕方になっているのですかとの質疑に対し、最初から3年間は、指宿市過疎地域産業開発促進条例に基づいて、固定資産税が減免されるということになっていますとの答弁でした。

過去3回公募を実施したが、最終的には決定に至らなかったということですが、開闢地区の特に川尻地区の人達の希望として、合併当時から盆・正月に帰ってきたときに宿泊場所がないとか、まとまった人数が入るために、あそこは必要だったという話があったわけですが、現時点で地域の要望というのは、以前と変わらないということですかとの質疑に対し、従来と変わらずに、帰省客の宿泊施設や宴会場がないといわれているのが実情ですとの答弁でした。

固定資産税の7年間分を奨励措置とするという条例なのですが、跡地利用に対して、固定

資産相当額の奨励金ぐらいでは、事業をやってみようかという人は難しいと思うけれども、  
どういう考え方なのですかとの質疑に対し、評価額が1億円の建物であれば、7年間で1,000  
万円程度ということにはなります。4回目の公募には、泉源が対象地内に2か所ありますの  
で、その泉源をその事業者に占有という形で使っていただく。あるいは、それに併せて、近  
くに駐車場がありますけれども、その駐車場の専用部分を設けるとかといった形を幾つか加  
えて公募したいと考えているところだと答弁でした。

4段階目の緩和という部分もあるし、物的な提供というのものもある中で条件を出してきて  
いるわけですが、仮に4回目が駄目だったら、また、5回目をやると。このような状況の中  
で、開闢地域の方々が大きな期待を持っている宿泊施設がいつになったら実現できるのか心  
配しています。このほかにも優遇策、若しくはホテル、旅館、宿泊施設に関連した業者が造  
ってみたい、経営してみたいというのが、庁舎内で話はできなかったのですかと質疑に対  
し、課内においても、参入しやすい形というのを検討してきました。その中で、公募の見直  
しをやってきたわけです。泉源をレジャーセンターと共有するとかではなくて、応募する方  
は、自分で泉源は確保したいとかあるのではないかと、応募しやすい環境づくりをやろう  
と。それだけではなくて、あの地域の魅力、環境的なものとか、自然とかいうものをうたっ  
てこなかった部分もありますので、そういうものも発信していかなければいけないと感じて  
いるところです。それで、4回目は公募期間を設けないでやろうという計画をしているとこ  
ろです。市内から市外の方々という形での募集をやってきた経緯もありますので、直接、募  
集を全国に掛けてやろうとしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号から議案第87号まで、並びに議案第98号及び議案第99号の5議案を  
一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第87号まで、並びに議案第98号及び議案第99号の5議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第100号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第18、議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会に分割付託になりました、議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。60歳以上については、仕事を辞めて退職されてから、故郷に帰るとかということもあると思いますが、60歳以上には助成金はないということですかとの質疑に対し、現在の定住促進条例の中では、60歳を超える方は対象ではないということですのでの答弁でした。

この定住促進事業は、今後の指宿市を考えたときに、重点項目であろうと判断していますが、旧指宿市は一部しか対象になっていないと思うのですけれども、今後、それを含めて検討されているのですかとの質疑に対し、この条例は来年の3月31日までですので、その内容について検討している段階です。3月議会に議案として上程をさせていただくことになろうかと思っておりますとの答弁でした。

今回は、2件の補正が上がってきているのですが、この数字に対してはどう判断されますかとの質疑に対し、この補助金に対しては、これまでなかった年度もありますが、対象者がIターンだけということで、対象者が少ないという部分もあったのではないかと思います。Uターンも含めるべきではないかという部分も含めて、条例改正の部分には検討を加えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見として。定住促進条例は、雇用面と一緒にやっっていけない分野だろうと思います。できるだけ範囲を広く、周知も含めて、重点項目と捉えて努力していただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。防犯灯の電気料の増があったということですが、防犯灯もLEDに替えて、電気料も安くなるということですが、そのへんの兼ね合いはどの質疑に対し、電気料が増額した要因は、平成25年度末に健幸のまちづくり事業として、市営野球場の西側にウォーキングロードを設置しましたが、その防犯灯を7基設置したことによる増です。また、下里地区の橋牟礼信号機からエコスタンドまでの旧南通り会が管理をしていました街路灯の7基を防犯灯に移管したことによる増ということですのでとの答弁でした。

ウォーキング道路の設置も重要なことだと思いますが、ウォーキング道路に設置する前に、要望が来ている方を優先すべきではなかろうかと思うのですが、その判断の根拠はどうなっているのかとの質疑に対し、野球場西側のウォーキングロードの防犯灯については、健幸のまちづくり事業の一環ということで、健康増進課から依頼を受けて、安全灯なのか、防犯灯なのか、街路灯なのか、そのすみわけが難しいということで、市の方で管理をしていただきたいということから、そのような対応をしたところですのでとの答弁でした。

要望が来ている通学路の防犯灯2・3か所に対する今後の予定は、どのようになっているのかとの質疑に対し、要望に沿った形で対応してまいりたいと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、財政課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、議案第84号で教育委員会の審査を行ったわけですが、図書館の指定管理者への指定に関わる議案でありました。債務負担行為の補正が指定管理者に関わって含まれていますので反対いたしますというものが、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。小学校の学校管理費の中の備品購入費は、複式学級に

備えてということでしたが、こういった予定なのですかとの質疑に対し、徳光小学校では3・4年生が複式学級になる予定ですので、後方にも黒板を設置する必要があることから、新学期に間に合うように12月補正で要望するものです。徳光小学校の複式学級については、平成28年度に解消される予定であることから、学校側の要望により、備品購入費で折りたたみ移動式黒板を購入するものととの答弁でした。

27年度への対応で、28年度には解消される予定だということでしたが、徳光小学校の3・4年生の複式ということについては、保護者・関係者含めて、説明もなされて最終決定ということですかとの質疑に対し、27年度、徳光小学校の3年生が6名、4年生が10名の計16名になる予定です。28年度の3・4年生は18名の予定です。複式学級については二つの学年を合わせて16名までは複式学級になります。17人を超えると学級がそれぞれ別になりますけれども、4月6日の時点で16人以下であれば複式学級になりますので、現在で最終決定というわけではありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。石嶺の申請がいつだったのか。また、当初予算で足らずに補正ということですので、施工と支払がいつになるのですかととの質疑に対し、入札執行が9月10日に行われて、建設費用が確定したため、今回、補正で対応したものです。完成については、申請書で見える限りでは12月末ということになっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。山川火葬場の落雷については、共済団体の方には見積書とか、あるいは工事の関係の申請書は、もう既に提出はしてあるわけですかとの質疑に対し、財政課を通じまして、資料そのものは渡していますとの答弁でした。

山川文化ホールの太陽光発電設備の設計業務委託に伴う116万5千円ですが、今、九電の方で買取り制限ということになってはいますが、設計業務委託をして、できないということもあり得るのですかととの質疑に対し、この太陽光発電の設置については、10kw程度の発電施設であれば、売電量も少なく、維持管理費等に多大な金額と、また、九州電力に接続するために別な設備をしなければならないということで、売電をしない方が適しているのではないかと考えていますとの答弁でした。

設計業務委託の分を全額補助で賄えるわけですが、今後、設置をする際には補助とかはあるのですかととの質疑に対し、県の環境保全基金から工事請負費についても、事業費の全額が補助金として交付される予定だととの答弁でした。

原発の避難所が指宿市内に設定されていますが、今後、太陽光発電は何箇所ぐらいやれる予定なのですか。その避難所に原発でなくても、台風、その他で避難所にしているところがありますが、建物にもよりますけれども、見込みとして何箇所ぐらいできるのですかととの質疑に対し、市の防災ハザードマップによると、一次避難所は28施設あり、二次避難所が50施

設ありますが、指宿地域においては、指宿市役所の本庁舎、時遊館ＣＯＣＣＯはしむれ、開聞地域は、開聞総合体育館に太陽光発電設備等を設置する計画であり、平成28年度当初予算に事業費を計上する計画です。27年度は山川文化ホール、平成28年度は市役所、時遊館ＣＯＣＣＯはしむれ、開聞総合体育館を実施する予定ですとの答弁でした。

電力供給に対しての機能強化を考えたときに、この太陽光発電以外にディーゼル発電の接続とかも設計に織り込む予定なのですかとの質疑に対し、この蓄電池は、2日から3日使えるような想定をしています。また、容量が足りない場合には、ディーゼル発電機等を外部から接続して、補完的に行うことも可能ではないかと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。さつき園の移転先施設の工事日程とか、完成の日程はとの質疑に対し、さつき園の改修については、補正を上げました設計委託で今年度中に設計をして、新年度の当初で工事の発注を図りたいと思っています。早く7月末ぐらいには改修できるのではないかと考えているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会に分割付託になりました、議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。25年度で野菜価格差補給金の払出しが行われた対象作物と払出し総額は、どの程度になっていますかとの質疑に対し、特定野菜はオクラ、ソラマメ、甘しょ、実えんどうの4品目で、2,948万6千円ほど給付しています。県単の野菜事業は、甘しょとばれいしょで328万7千円ほど交付されているところですよとの答弁でした。

基金に対する増額があったということは、農産物の価格低迷が、近年目立ってきているのですかとの質疑に対し、今回の補正については、対象品目のトン数を増やしたということで

すとの答弁でした。

農地貸出申出に伴う経営転換協力ということですが、農地中間管理機構絡みの予算ということになるのですかとの質疑に対し、はい、そうです。農地は使わないという方については、10年以上機構に貸し付けをしていただくということで、5反歩以下が30万円、5反歩から2町歩が50万円、2町歩を超えますと70万円という基準の範囲で交付するというのですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。いくら努力をしても、なかなか松くい虫が収まるということはないようです。景勝林の指定木は樹幹注入でやっているということですが、指宿枕崎線に乗って指商から道の駅の間にも景勝林が何本もあります、あのへんも時間の問題で、何本かやられるのかなと見ているのですが、実態としてはどうなっているのですかと質疑に対し、観音崎の景勝林も枝が茶色くなっているものがあり、専門の方に見ていただきましたが、松くい虫ではなく、台風のとくに潮が来たことによる潮枯れであろうということでした。また、シロアリの被害があり、3本はシロアリ駆除をしているところです。今回、補正をお願いしている中で、観音崎で81本樹幹注入をする予定になっており、7年サイクルで樹幹注入をして守っていきたいと考えていますとの答弁でした。

空散をやったところでないと、伐倒駆除はできないということは聞いていましたが、山川も国道を通ったら紅葉がきれいというぐらい松が枯れています。どうにかならないのかなと思うのですけれども、今後も民間でやらないと駄目なのですかとの質疑に対し、個人の所有物については、個人でやっていただくというのが原則になりますが、空散した区域については伐倒駆除もできます。また、県の南薩振興局の独自事業で1億円事業があり、その中で、景勝林保全という事業を作ってもらっており、樹幹注入事業、それから伐倒事業もあります。この県の景勝林事業の伐倒事業については、通学道路とか、景勝林のところとかを伐倒しているところです。主要道路とか、車が危ないようなところは対応しているのですが、原則、個人有地については、個人の方をお願いすることになりますとの答弁でした。

樹幹注入の効果は100%あるものなのですかとの質疑に対し、樹幹注入をした木が枯れている事例はないのか専門業者の方に伺いましたところ、ほとんどないということでしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。観光費の使用料及び賃借料21万7千円は、長崎鼻の駐車場の借上料ということなのですが、駐車場だけなのですか。トイレもありますが、使用料などの管理料等も考慮されているのですかと質疑に対し、今回の借上料は、土地約1,400㎡と、その土地内にある44㎡のコンクリートブロック造のトイレですが、この両方を含めた賃借料となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。豆・マメ・まめ祭りは駅前ですが、駅前には封鎖をせずということになるのですか、温泉祭のときは封鎖しますが、今回は封鎖せずに駅からアーケードの方には、歩いていけるといふことなのですかとの質疑に対し、今回の予定は、駅前で豆・マメ・まめ祭りをやりまして、中央通りでは、歩いて楽しめるまちづくりのイベントをと考えています。タクシー業界、公共交通機関もありますし、住民の方々のこともあります。温泉祭のように封鎖せずに、専門の警備員を雇ってやれないものかどうか、そういうやり方を今回はやってみようと思っておりますとの答弁でした。

アーチの書き換えという説明でしたが、以前、街灯をするときに手直しをしたのではないのですかという質疑に対し、アーケードの屋根の構造部分を補強させていただきましたが、今回は、入口のアーチ部分の看板です。指宿のたまたま箱号が開始のときに作ったものですが、色あせて、何か分からないというご意見が多いので、書き換えていただくかなと考えていますとの答弁でした。

山川水産加工組合の汚泥乾燥施設は、以前から検討をやっていたのは承知しているのですが、今回、国の補助が急に入ってくるという状況の中で、その施設を造る側の準備は整っているのですかとの質疑に対し、加工組合の方は、建設に関わった会社の処理費用負担も28年12月にはストップされてしまうので、場所も、こういう規模で、こういう機械をとという構想は持っていました。国の決定が下りてからの準備は出来ていますとの答弁でした。

場所が気になるのですが、現在の施設を取り壊してやるといった場合には、建設期間があるだろうと思いますがとの質疑に対し、建設を予定している場所は、竹山の手前の水迫畜産を過ぎて海岸の方に行ったところに、現在、ミール工場を加工組合が持っていますが、その敷地内に建てることになっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。東方の護岸は、数年前も老朽化調査はあったのですが、今回との関係はどういう状況になるのですかとの質疑に対し、東方海岸整備については、21年度までは維持補修的な整備を進めていたのですが、22年度からは機能強化を図る工法ということで、ダブルペット方式という護岸改良を22年から年次的に進めてきているところです。今回は、休暇村前及び市民会館前が被災を受けたということで、早急な対応が求められることから、県でも事業費の確保に努めていただき、進捗率を高めるために整備を進めてもらっているところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、建設監理課、都市整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 先ほど反対討論を行いました議案第84号に関わる部分が含まれておりますので、反対をいたします。なお、徳光小の複式学級に関連して移動式黒板の予算が含まれておりました。これについては、複式学級になるかどうかは基準日との関係もあり、最終決定ではないということでもありました。この移動方式の黒板については、複式に備えてということでありましたけども、一方では複式にならなくても、それはそれで黒板は利用されるということでもありました。以上のようなことから、ここでは、地域住民の願いに沿って、複式にしないよう求める立場を明らかにして討論といたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第100号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第103号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第19、議案第103号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会へ付託されました、議案第103号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、人事異動などに伴う人件費のみの補正でするので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論には入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第101号及び議案第102号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第20、議案第101号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第21、議案第102号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第101号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第102号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、2議案は全員一致

をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第101号について。点検業務員が途中で退職をされたということですが，職員が緊急避難的にカバーしているということですか。今後，職員でなんとかやっていけるということなのですか。新たな募集とかも考えているのですかとの質疑に対し，緊急的に職員の方で，土・日・祝日回っていますが，時間外の発生とか，職員の健康管理を考えて，今後，委託をする予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお，議案第102号については，質疑，意見ともにありませんでした。

以上で，報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第101号及び議案第102号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，議案第101号及び議案第102号の2議案は，原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第104号（委員長報告，質疑，討論，表決）

**○議長（新宮領進）** 次は，日程第22，議案第104号，平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，を議題といたします。

本案は，各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので，まず，総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会に分割付託になりました，議案第104号，平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る12月12日に委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。今回、こういうようなことが発覚したわけですが、主な原因についてはどの質疑に対し、所得税法第204条に規定する弁護士、測量士、建築士などへの委託契約金は、同規定に定める報酬や料金等ではなく、源泉徴収の対象外であると認識していたためです。当該業務に係る所得税は、当該個人事業者が確定申告等で自ら所得税を納入するものであると理解しており、実際、個人事業者はそのような形で納入していますが、源泉徴収が必要と税務署から指摘を受けたものです。税務署に指摘されるまでは、所得税を納めなければならないという認識はなく、これまで税務署主催の源泉徴収説明会にも出席していますが、このような指摘や説明を受けたこともなかったところですよとの答弁でした。

指導もなされていないのが事実とすれば、税務署の怠慢だと思います。市は誤認ということですが、どこの市でも発表しており、その辺はどう思われますかとの質疑に対し、これまで何十年にもわたって、こういった認識で業務を行ってきました。職員もこの源泉徴収事務については、そういった趣旨の引継ぎを受けて業務にあたってきたところですよ。いずれかの段階で、所得税法を管轄する税務署から指導があれば、このようなことには至っていなかったのではないかと思います。一方で、源泉徴収事務を司るものとして、所得税法の第204条を熟知していなかった職員にもミスがあると反省しているところですよとの答弁でした。

法人以外の委託業者ということでしたが、法人については、これまで源泉されていたのですかとの質疑に対し、これまで法人も個人事業者も委託業務契約については、源泉徴収をしていなかったということで、この所得税法第204条が規定するのは、法人格を持った委託業務契約は源泉徴収がないが、法人格を持たない委託業務については源泉徴収をなさいということですよとの答弁でした。

国にお金が納まっているのは事実です。税務署にもミスがあったわけで、それが今まで発覚しなかったところに、税務署側にも責任があると思います。お金は税として納まっていることについて、税務署からどのような説明がなされているのですかとの質疑に対し、税務署からの説明はありません。粛々と源泉徴収をして納めなさいといったことですよとの答弁でした。

5年という説明ですが、これまで、これをなされたということですよけれども、7年とか遡るようなことはなかったのですかとの質疑に対し、税に関する時効が5年間ということですよ、5年で対処しているところですよとの答弁でした。

税務署から説明がないということですが、大きな問題ですので、総務省や税務関係などでもそういう話もあったと思います。納めた税金を還付するとなると手続きが複雑で、税務署

自体も手間が掛かるので、延滞金を取らずに書類上で済ませるというような説明はなかったのですかとこの質疑に対し、税務署からは、対象となる件数の調査依頼があり、13事業者の130件分を提出し、源泉徴収が必要であるとの指導がなされましたが、そのようなことについてはなかったと認識していますとの答弁でした。

個人の方からであっても、税金は納まっているわけです。税務署から指導されたから、はいそうですかではなく、ちゃんとものを言ってもいいのではないかと思います。税務署もおかしかったわけだし、納付はされているのだから、緩和と言ったらいいのか、税務署の方に申入れをするということはないのですかとこの質疑に対し、所得税法第204条の趣旨を考えたときに、税務署に申入れをするとかはありません。全国的に発生している事例でもありますし、所得税は納まっていますので、今後、気をつけてくださいといった指導の方が有難かったと感じているところですよとの答弁でした。

意見として。源泉徴収制度をしっかりと理解して、周知を徹底していただきたいというものがありません。

次に、市長公室所管分について。この新しい制度に対して一般質問がなされました。シンクタンク等、プロポーザルの公募でということだったのですが、シンクタンクから市を見た場合と、角度を変えて提案をされる部分と、市職員の場合、現実を良く分かっていますけれども、昨日も6次産業化の部分と、子育て支援という言葉も答弁の中で出てきていました。指宿市のことを考えたときに、どういう項目を重点的に考えていますかとこの質疑に対し、この法案に則り、人口減少というのは一番大きな問題とっております。総合戦略の定める内容としては、まち・ひと・しごと創生に関する目標、あるいは市町村が講ずべき施策に関する基本方針、その施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項とありますので、そういう部分を定めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

具体的にするとすれば、医療費や保育料の関係、あと仕事の関係です。地方の特性がありますので、指宿市は海に面しているところですから、過去は貿易をやっていたわけです。山川港も、指宿港もありますし、具体的に10年先、50年先を見通したものを常日頃考えておかないといけないと思いますがこの質疑に対し、新聞報道によれば、人口減や地域経済の疲弊に苦しむ地方への支援策の一つとして、交付金を毎年2,000億円程度5年間続けられ、国が使い道を限定する補助金と異なって、自由度が高いものです。課題は、交付金を受け取る自治体がどこまで地域の実情に沿った、具体的な地域創生のための総合戦略を出せるかということにかかっている状況ですよとの答弁でした。

意見として。業者を選定してシンクタンクが決定したとき、現場の市職員からも重点項目等を選定し、しっかりと指宿市の方針等を決めてほしいというものがありません。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第104号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月12日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

グラウンドの一部分を整備するということですが、グラウンド全体を見た場合に、ここだけが整備すべき場所ということなのですか。整備するのだったら一括でした方がいいという部分は、ほかにはないのですかととの質疑に対し、内野と外野の間の砂が盛り上がり、イレギュラーバウンドをして、練習に支障を来しているの、内野と外野の間の芝生を剥いで整地をするということですとの答弁でした。

監督や子ども達は、今回の工事内容であれば大丈夫だという理解をさせていただいているのですかととの質疑に対し、工事内容については、監督の了解を得ているところですよとの答弁でした。

全面的に改修した場合は、どのぐらいの予算を要するのですかととの質疑に対し、3,000万円以上、排水まで考えると5,000万円ぐらいは掛かるのではないかととの答弁でした。

芝があると凸凹が出てきた後の整地は難しいと思いますが、外野の整地をするところの後ろ側は、芝がない形への整備は考えていないのですかととの質疑に対し、現場監督と話をし、芝を剥いで土を入れてもらえればトレーニングを兼ねて生徒が整備できるということで、このような形になっていますとの答弁でした。

このグラウンドは野球専用なのですか。サッカーの練習をするとか、そういう使い方があるのですかととの質疑に対し、第2グラウンドは、主に野球の練習場ですが、芝生のところでサッカーの練習も兼ねて行っていますとの答弁でした。

意見として。全面的な改修も含め、検討していただきたい。また、部活動、勉強に頑張る意欲のある先生方、生徒に関しては全面的にバックアップしていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第104号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した請願1件及び陳情1件(委員長報告、質疑、討論、表決)

**○議長(新宮領進)** 次は、日程第23、審査を終了いたしました請願及び陳情を議題といたします。

まず、陳情第3号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長(木原繁昭)** 総務水道委員会に付託になりました、陳情第3号、川内原発再稼働の避難計画に係る陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に委員出席のもと、所管課より本市の状況の説明を求め審査いたしました結果、川内原発の避難計画については、県民全体に関心を持ってもらうためにも、意見書を提出して、指宿市民にも周知すべきだと思うので、この陳情は採択すべきだと思いますという意見と、県知事も再稼働に同意されているし、この陳情については、避難計画が実効的に機能するための対策としての意見書を県知事に提出していただきたいということですので、当然のことながら提出すべきということで、この陳情は採択すべきものと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長(新宮領進)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願第3号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(高田チヨ子)** 文教厚生委員会に付託になりました、請願第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日に全委員出席のもと、紹介議員の説明を求めて審査いたしました結果、手話を使う聾者にとって、この手話言語法の整備は当然のことであり、重要なことだと思いますので、本請願を採択すべきだと思いますという意見と、手話言語法については、各自治体、言語法に関連する各事業推進を行っているわけでもあり、国の方で制定することで統一した事業になると思います。よって、採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長(新宮領進)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第105号～議案第110号一括上程

○議長(新宮領進) 次は、日程第24、議案第105号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、から、日程第29、議案第110号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件5件の計6件であります。

まず、議案第105号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、人事院勧告及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことから、これらの趣旨に基づき、職員等の給与を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第106号、平成26年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ4,123万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を221億43万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第107号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第3号)について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ24万8千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,883万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第108号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ101万円を追加し、歳入・歳出予

算の総額を2億3,487万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第109号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出の総額に、歳入・歳出それぞれ44万6千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を17億732万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第110号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的支出に146万4千円を追加し、収益的支出額を7億88万8千円に、職員給与費に138万4千円を追加し、職員給与費額を1億4,099万3千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第105号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、人事院勧告及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことから、これらの趣旨に基づき、職員等の給与を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について、ご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、一般職の職員の期末・勤勉手当のうち勤勉手当について、本年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の支給月数から0.15月分、再任用職員については、0.05月分引き上げようとするものであります。また、別表の給料表について、若年層を中心に平均で約0.3%の引上げ改定をしようとするものであります。

次に、第2条の指宿市職員の給与に関する条例の一部改正ですが、施行期日が第1条の改正内容と異なるため、分けて改正しております。

以下、第3条から第10条においても、一つの条例を条を分けて改正しておりますが、施行期日が異なるために条を変えて改正しているものであります。

第2条では、平成27年度以降の一般職の職員の勤勉手当の支給割合を6月、12月、それぞれ現行の支給月数から0.075月分、再任用職員については0.025月分引き上げようとするものであります。

次に、第3条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第5条の指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正、及び第7条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の主な内容は、特別職の職員等の本年12月の期末手当の支給割合

を、現行の100分の155から100分の170に改定しようとするものであります。

次に、第4条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第6条の指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正、第8条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、及び第10条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の主な内容は、平成27年度以降の期末手当の支給割合を、6月支給分については、現行の100分の140を100分の147.5に改定し、12月支給分については現行の100分の155を100分の162.5に改定しようとするものであります。

次に、第9条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、一般職の任期付職員の給料表を号級区分ごとに1千円、又は2千円の引上げ改定をしようとするものであります。また、一般職の任期付職員の本年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の155から100分の170に改定しようとするものであります。

附則の改正では、第1条の改定後の給料表について、適用期日を平成26年4月1日とし、同条の改正後の勤勉手当の支給割合については、適用期日を平成26年12月1日とし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の施行期日は、平成27年4月1日とするものであります。また、第3条、第5条、第7条及び第9条の改正後の期末手当の支給割合については、適用期日を平成26年12月1日とするものであります。

次に、附則の第4項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第106号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4,123万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を221億43万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に、人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正などに伴う人件費及び賃金等の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、21ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

16ページをお開きください。

款7土木費、次のページの項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金44万6千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う公共下水道事業特別会計の人件費補正に伴う一般会計からの繰出金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金4,123万2千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第107号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の25ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ24万8千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,883万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

34ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費24万8千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正などに伴う人件費の補正であります。

人件費につきましては、35ページから給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、33ページをお開きください。

款3繰入金24万8千円の補正につきましては、今回の補正の財源調整としまして、温泉配給事業特別会計財政調整基金繰入金からの繰入金であります。

次は、提出議案の11ページをお開きください。

議案第108号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

補正予算書の37ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ101万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を2億3,487万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

46ページをお開きください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費101万円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正などに伴う人件費及び月額臨時職員に係る賃金等の補正であります。

人件費につきましては、47ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申

し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、45ページをお開きください。

款4繰入金101万円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第109号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

補正予算書の49ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ44万6千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を17億732万7千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

58ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正などに伴う人件費の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、59ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、57ページをお開きください。

款4繰入金44万6千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として一般会計からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（川口光志）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の13ページをお開きください。

議案第110号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用に146万4千円を追加し、水道事業費用を7億88万8千円に、営業費用を6億107万6千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う職員給与費と月額職員賃金の増額であります。

第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費に138万4千円を追加し、1億4,099万3千円にしようとするものであります。なお、2ページからの実施計画及び給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時36分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第105号～議案第110号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

白山正志議員。

○2番議員（白山正志） 関連しますので、議案第105号から議案第110号まで、一括して質疑いたします。

民間給与との格差を埋めるということですが、指宿市内において給与水準の比較対象となった民間企業があったのか。それから、大企業や都市部において、景気は回復基調であるといわれていますが、指宿市においてはどうかの質疑いたします。

○総務部長（高野重夫） 本市においては、職員の給与の水準については、これまで、国家公務員の制度の趣旨を鑑みて、設定してきております。このことは、議会議員を含む特別職においても、国の特別職の職員に準じる改正ということで、同様の改正を行ってきております。また、市議会議員や市町村特別職の場合は、国との水準を図ることに併せて、近隣市との均衡も考慮することも必要であると考えられますが、今回の改正においては、鹿児島県は国に準拠して改正することとしております。また、県内の他市においても、12月15日時点の状況ですが、19市中17市が改正予定、1市が検討中、1市が改正なしとなっており、県内、県をはじめとする多くの市が改定するとしております。そういったほかの状況も踏まえて、本市においても、国・県及び県内他市との水準の均衡を図るためにも、改正するというにしましたものでございます。ですので、市内において給与水準の比較対象となった民間企業があったのかということについては、国・県に準拠して改正するというにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、大企業や都市部において景気は回復基調であるといわれているが、指宿市においてはどうかということですが、確かに大企業や都市部において、景気が回復基調と言わ

れておりますけれども、指宿市においてはそこまで景気が回復してきているということはないかもしれません。ただ、今回の改定に伴いまして、市内での消費拡大に繋げていただいて、景気回復の一助となればというふうに考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今、答弁の中で、国・県に準拠して決めたというご答弁がありましたが、また、指宿市の方は景気回復の基調ではないというご答弁がありました。それを踏まえて、今回、この国・県に対しまして準拠しないといけないものなのか、あるいはその景気判断を、指宿市の景気を判断して、先送りするような考えなどはないでしょうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 公務員の給料については、これまでも国公準拠という形で進めてきておりますし、また、県内の他市の、近隣都市の他市との均衡を図るという観点からも、そのようなことでこれまで人勧に準拠して改定をしてきたところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 都市の均衡を図るとのことですが、指宿市民との均衡を図るお考えはありませんでしょうか。

**○総務部長（高野重夫）** これまでも、やはり、他市との均衡を図るという形でありまして、人勧に準拠してきておりますので、そのようなことで、人勧に準拠してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（新宮領進）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第105号から110号までの6議案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号から議案第110号までの6議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** まず、議案第105号について反対の討論を行います。指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正についてとなっておりますが、中身には五つの条例が含まれております。市職員の給与、特別職の職員の給与、教育長の給与、議員の報酬関係、任期付

職員に関するもの、以上5件の改定をし、いずれも引上げをするものであります。人勸に準拠してのものであります。市職員と任期付き職員については引上げは当然だとしても、特別職、教育長、議員については据え置くべきだと考えます。よって、第105号に反対をいたします。

また、議案第106号の中には、今、議案第105号で討論しました反対の部分を含んでおりますので、同様の趣旨にて106号にも反対をいたします。

**○議長（新宮領進）** 次は、臼山正志議員。

**○2番議員（臼山正志）** 議案第105号から議案第110号までに対し、一括して反対討論いたします。

指宿市における地方自治の目標は、指宿市民の福祉の増進、即ち、指宿市に暮らす人々の幸せや豊かさを向上させることにあります。皆さん、どうでしょうか。この目標を十分に達成していると言えるでしょうか。道半ばではないでしょうか。指宿市政の主役である指宿市民の皆さんが景気回復を実感できていない中、本議案の給与等の改正を行うこととなれば、更なる行政離れ、政治離れに繋がっていくのではないのでしょうか。今後、地方創生やアベノミクスの経済政策の効果が地方へ波及していくことを期待するならば、今、このタイミングでの給与等の改定は考えられません。誰も、給与等の引上げは期待していることだと思いますし、できればたくさんいただきたいものです。ご多分にも漏れず、私もそう思っております。しかし、財政が厳しい中、消費増税が実施され、更なる増税が、今後、計画されている中であっては、到底考えられません。我々の役割を全うし、景気回復を市民の皆さんが実感できるようになり、市民の皆さんのご理解を得られる状況になってから、本議案の給与等の改正を行うべきだと考えます。以上のことを踏まえ、市民から負託を受けたものとして、また、本議案の対象者の1人として、そして、指宿市民の1人としての立場から、本議案第105号から議案第110号までに反対いたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第105号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

**△ 意見書案第5号及び意見書案第6号一括上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）**

○議長（新宮領進） 次は、日程第30，意見書案第5号，川内原発再稼働の避難計画に係る意見書（案），及び日程第31，意見書案第6号，手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）の，2意見書案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定いたしました。

これより，意見書案第5号及び意見書案第6号の2意見書案を一括して採決いたします。

2意見書案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第5号及び意見書案第6号の2意見書案は，原案のとおり可決されました。

**△ 議員派遣の件**

○議長（新宮領進） 次は，日程第32，議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により，議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま，議題となっております議員派遣の件につきましては，お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議員派遣書の件は，お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

**△ 閉議及び閉会**

**○議長（新宮領進）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成26年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 前 原 六 則

議 員 松 下 喜久雄

川内原発再稼働の避難計画に係る意見書

原子力規制委員会による工事計画認可と保安規定認可を併せた一体審査が進められている中で、伊藤知事は臨時県議会を招集し、その議決をもとに川内原発の再稼働に同意すると表明しました。

これによって九州電力は、一体審査の終了を待って川内原発を再稼働できることとなりますが、川内原発が再稼働されれば、その日から避難計画が実効的に機能しなければなりません。

本市も、いちき串木野市からの一時移転先となっていますが、原発事故から3年8か月が経過した福島で十数万人の避難者があることから、その期間は長期になるものと思われま

す。避難退域時検査・除染については、避難先となる市町に1か所ずつ設置する救護所等で実施となっていますので、その救護所の場所、及び検査にあたる医師・看護師・保健師・診療放射線技師等の確保、一時避難所における食糧・医薬品・寝具・冷暖房器具や車椅子・身障者用のベッドなどの備蓄、仮設住宅の建築場所の確保など、多くの課題が予想されます。

国が責任を持つということで知事は同意を表明されましたが、避難計画が実効的に機能するためのこれらの課題について、指宿市民・指宿市・指宿市議会に対して明確な説明が求められます。

よって、知事が下記事項を講ずるよう強く要望いたします。

記

1. 原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された、原子力災害対策重点区域の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を有する自治体が策定した、避難計画の避難先となっている指宿市等に対して、避難計画が実効的に機能するための対応を明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月17日

指宿市議会議長 新宮領 進

鹿児島県知事 殿

意見書第6号

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語いや文法体系をもつ言語であり、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

また、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

日本政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけております。

よって、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を、国として制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月17日

指宿市議会議員 新宮領 進

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
文部科学大臣 殿

## 議 員 派 遣 書

平成26年12月17日

次のとおり議員を派遣する。

○目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成27年1月16日 (1日間)
- (3) 派遣議員 議長 ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。